

新	旧
<u>南房総・外房広域都市圏</u> 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〔 <u>いすみ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>御宿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>勝浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>鴨川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>天津小湊都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> <u>館山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u> 〕 令和 年 月 日 千葉県	<u>●●都市計画</u> 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 千葉県

新	旧
<u>南房総・外房広域都市圏</u> 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 <u>南房総・外房広域都市圏</u>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次の<u>とおり</u>変更する。 なお、<u>南房総・外房広域都市圏</u>には、<u>いすみ都市計画区域、御宿都市計画区域、勝浦都市計画区域、鴨川都市計画区域、天津小湊都市計画区域、館山都市計画区域</u>が含まれる。	<u>●●都市計画</u>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 <u>都市計画</u>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次の<u>ように</u>変更する。

新	旧
<u>広域都市計画マスタープラン（南房総・外房広域都市圏）</u>	
目次	
§ 1 広域都市圏の都市づくりの目標	
1 本県の都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・ 1	
（1）基本理念・・・・・・・・・・・・・ 1	
（2）広域都市圏の必要性・・・・・・・・・・・・・ 2	
（3）広域都市圏の設定・・・・・・・・・・・・・ 2	
（4）広域都市計画マスタープランの構成・・・・・・・・・・・・・ 4	
2 本広域都市圏の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 4	
（1）本マスタープランの対象範囲・・・・・・・・・・・・・ 4	
（2）目標年次・・・・・・・・・・・・・ 4	
（3）現状と課題・・・・・・・・・・・・・ 4	
（4）都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 6	
3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・ 8	
（1）区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・ 8	
4 本広域都市圏の主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 8	
（1）都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 8	
（2）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 10	
（3）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 11	
（4）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 12	
（5）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 12	
§ 2 各都市計画区域の都市づくりの目標	
【いすみ都市計画区域】・・・・・・・・・・・・・ 13	●いすみ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・・・・ 13
1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 13	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 13
（1）本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・ 13	1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・ 13
（2）地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 14	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 14
2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 15	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・ 15
（1）都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 15	1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・ 15
（2）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 16	3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 15
（3）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 18	1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・ 15
（4）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 21	2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 16
（5）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 22	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 18
	4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 21
	5) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 22
【御宿都市計画区域】・・・・・・・・・・・・・ 26	●御宿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・・・・ 26
1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 26	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・ 26
（1）本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・ 26	1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・ 26
（2）地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 27	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・ 27
	2. 域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・ 28
	1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・ 28

新	旧
2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 2 8	3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 2 8
(1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 2 8	1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 2 8
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 2 9	2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 2 9
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 3 0	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 3 0
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・ 3 3	4) 自然的環境の整備又は保全に関する <u>主要な</u> 都市計画の決定の方針・・・・ 3 3
【勝浦都市計画区域】・・・・・・・・・・ 3 7	●勝浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・ 3 7
1 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 3 7	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 3 7
(1) 本区域の基本理念・・・・・・・・・・ 3 7	1) <u>都市づくりの基本理念</u> ・・・・・・・・・・ 3 7
(2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・ 3 9	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・ 3 9
2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 4 0	2. <u>区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</u> ・・・・ 4 0
(1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 4 0	1) <u>区域区分の決定の有無</u> ・・・・・・・・・・ 4 0
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 4 1	3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 4 0
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 4 3	1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 4 0
(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 4 7	2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 4 1
(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・ 4 7	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 4 3
【鴨川都市計画区域】・・・・・・・・・・ 5 0	4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 4 7
1 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 5 0	5) 自然的環境の整備又は保全に関する <u>主要な</u> 都市計画の決定の方針・・・・ 4 7
(1) <u>本区域</u> の基本理念・・・・・・・・・・ 5 0	●鴨川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・ 5 0
(2) 地域 <u>毎</u> の市街地像・・・・・・・・・・ 5 0	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 5 0
2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 5 1	1) <u>都市づくりの基本理念</u> ・・・・・・・・・・ 5 0
(1) <u>都市づくりの基本方針</u> ・・・・・・・・・・ 5 1	2) 地域 <u>ごと</u> の市街地像・・・・・・・・・・ 5 0
(2) <u>土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 5 1	2. <u>区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</u> ・・・・ 5 0
(3) <u>都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 5 3	1) <u>区域区分の決定の有無</u> ・・・・・・・・・・ 5 0
(4) <u>市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 5 5	3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 5 1
(5) <u>自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 5 5	1) <u>土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 5 1
【天津小湊都市計画区域】・・・・・・・・・・ 5 8	2) <u>都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 5 3
1 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 5 8	3) <u>市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 5 5
(1) <u>本区域</u> の基本理念・・・・・・・・・・ 5 8	4) <u>自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 5 5
(2) 地域 <u>毎</u> の市街地像・・・・・・・・・・ 5 8	●天津小湊都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・ 5 8
2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 5 9	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・ 5 8
(1) <u>都市づくりの基本方針</u> ・・・・・・・・・・ 5 9	1) <u>都市づくりの基本理念</u> ・・・・・・・・・・ 5 8
(2) <u>土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 6 0	2) 地域 <u>ごと</u> の市街地像・・・・・・・・・・ 5 8
(3) <u>都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 6 1	2. <u>区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</u> ・・・・ 5 9
(4) <u>市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 6 5	1) <u>区域区分の決定の有無</u> ・・・・・・・・・・ 5 9
(5) <u>自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 6 5	3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 5 9
	1) <u>土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 6 0
	2) <u>都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 6 1
	3) <u>市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 6 5
	4) <u>自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</u> ・・・・ 6 5

新	旧
【館山都市計画区域】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8	●館山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・ 6 8
1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8
(1) 本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8	1) <u>都市づくりの基本理念</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8
(2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 1	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 1
2 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・ 7 2	2. <u>区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</u> ・・・・ 7 2
(1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・ 7 2	1) <u>区域区分の決定の有無</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 7 3	3. <u>主要な都市計画の決定の方針</u> ・・・・・・・・・・・・ 7 2
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 7 6	1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・ 7 2
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・ 8 0	2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 7 3
	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 7 6
	4) 自然的環境の整備又は保全に関する <u>主要な</u> 都市計画の決定の方針・・・・ 8 0

新	旧
§ 1 広域都市圏の都市づくりの目標 1 本県の都市づくりの基本理念 (1) 基本理念 これまで本県では、人口の増加と産業の発展に伴う市街化の圧力に対し、都市計画による土地利用の整序や計画的な道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備による市街地開発を推進することで、産業や居住、レクリエーション等の都市機能を適切に誘導し、地域の発展に資するまちづくりを進めてきた。 しかしながら、人口については、令和2年をピークに総人口が年々減少するとともに急速な少子高齢化の進展が見込まれ、社会インフラの維持が課題となることが想定される一方、産業については、企業立地の受け皿となる産業用地は不足している状況となっているなど、都市計画は、大きな転換期を迎えている。 また、頻発化・激甚化する風水害・土砂災害や大規模地震、SDGsの推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新たなライフスタイルへの対応が必要となっている。 さらに、県民の生活圏、経済活動の拡大や、高速道路網、成田空港、港湾などの社会インフラが充実するなど、大きく変化している社会経済情勢に対応していくためには、都市計画においても、市町村の枠を超えた広域的な視点が求められている。 このため、今後の都市づくりにおいては、下記の基本理念に基づき、農林漁業との健全な調和を図りつつ、頻発化・激甚化する自然災害にも対応し、居住と都市機能の合理的な土地利用の規制・誘導と産業の受け皿の効率的な創出を目指すものとする。 ① 広域的な視点に立ったマスタープランの策定 生活圏、経済活動の拡大への対応や、広域幹線道路、公共交通などの社会インフラの効果的な活用を目指し、市町村の枠を超えた広域的なマスタープランにより拠点やネットワークを位置付けし、合理的な土地利用の規制・誘導を図る。 ② 人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換 人口減少にも対応できる持続可能な都市経営・環境負荷の低減を目指し、公共交通等と連携したコンパクトな都市構造を構築する。 ③ 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興 成田空港の拡張事業や広域幹線道路の整備進展等による社会インフラの整備効果の最大化を目指し、農林漁業との調和や土地の合理的な規制・誘導を踏まえた産業の受け皿づくりや、鉄道駅周辺などの中心市街地等への新たな業務・研究機能の誘導により、地域の振興を図る。 ④ 頻発化・激甚化する自然災害への対応 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、災害に強い安全な都市づくりに向けた土地利用の規制・誘導や市街地整備を図る。 ⑤ 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備 森林・農地・公園等は、良好な自然的環境や景観の形成のみならず、防災・減災、カーボンニュートラルの実現、ウォークアブルな生活環境の形成など多面的な機能を有する	

新	旧														
ことから、その整備・保全と活用を図る。 (2) 広域都市圏の必要性 広域幹線道路の整備進展や生活・経済圏の拡大、自然災害の頻発化・激甚化など、県を取り巻く状況の変化に対応していくためには、広域的な視点に立って都市計画を推進していくことが必要となっている。 そこで、都市計画区域を超えた広域的な枠組みとして広域都市圏を設定し、広域都市圏ごとに「広域都市計画マスタープラン」を定め、広域的な視点から、都市づくりの方向性や方針を示すとともに、道路ネットワークや都市機能の集積を図る拠点等を明らかにするものとする。 (3) 広域都市圏の設定 広域都市圏は、県内の土地利用の状況及び見通し、地形等の自然条件、日常生活圏等を勘案し、県総合計画を踏まえた6圏域を設定する。 広域都市圏には、線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域のほか、都市計画区域外の市町も含むものとし、各圏域に含まれる市町村は下表のとおりとする。 広域都市圏においては、新たな産業・地域づくりを推進することにより、本県経済をけん引していくことが期待される地域を「広域拠点」として位置付けるとともに、千葉駅周辺を中心として、高次都市機能や広域交通機能の集積を図るエリアを「中枢拠点」、駅周辺など必要な都市機能の集積を図るエリアを「地域拠点」として位置付け、道路・交通ネットワークと連携し、土地の合理的な高度利用や都市機能の更新を図るものとする。 表 広域都市圏に含まれる市町村 <table border="1"> <tr> <th>広域都市圏</th><th>広域都市圏に含まれる市町村</th></tr> <tr> <td>東葛・湾岸 広域都市圏</td><td>千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</td></tr> <tr> <td>印旛 広域都市圏</td><td>成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町</td></tr> <tr> <td>香取・東総 広域都市圏</td><td>銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町</td></tr> <tr> <td>九十九里 広域都市圏</td><td>茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町</td></tr> <tr> <td>南房総・外房 広域都市圏</td><td>館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町</td></tr> <tr> <td>内房 広域都市圏</td><td>木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市</td></tr> </table>	広域都市圏	広域都市圏に含まれる市町村	東葛・湾岸 広域都市圏	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	印旛 広域都市圏	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	香取・東総 広域都市圏	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町	九十九里 広域都市圏	茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	南房総・外房 広域都市圏	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町	内房 広域都市圏	木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	
広域都市圏	広域都市圏に含まれる市町村														
東葛・湾岸 広域都市圏	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市														
印旛 広域都市圏	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町														
香取・東総 広域都市圏	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町														
九十九里 広域都市圏	茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町														
南房総・外房 広域都市圏	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町														
内房 広域都市圏	木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市														

新

旧

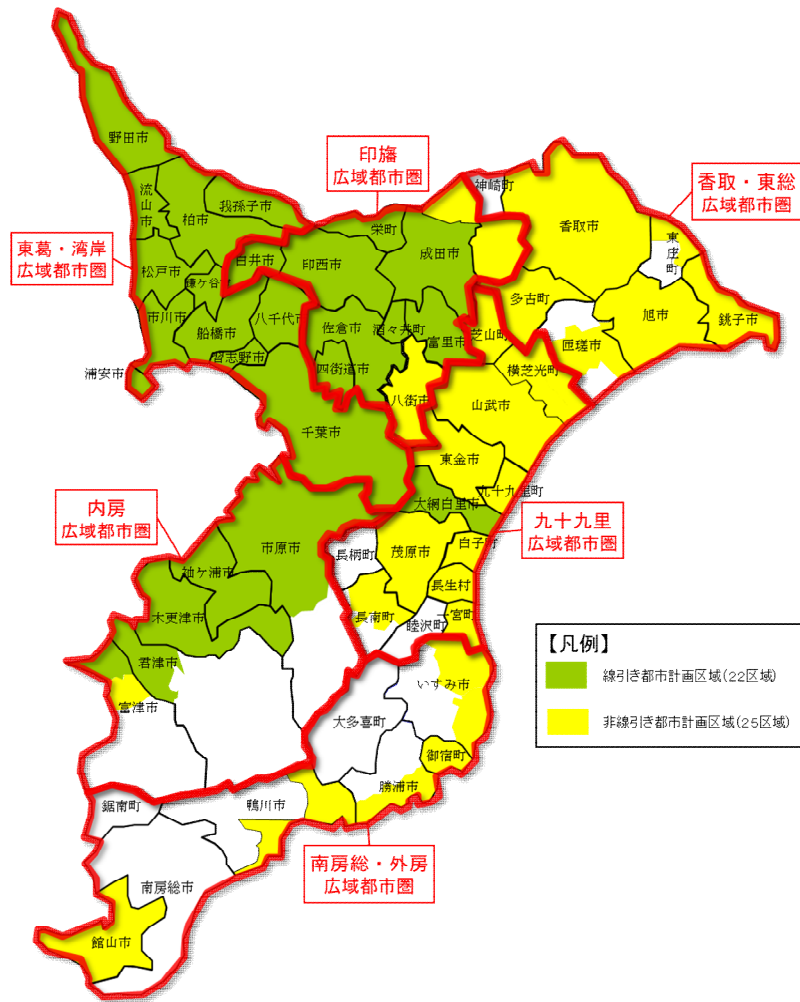


図 千葉県広域都市圏図

(4) 広域都市計画マスタープランの構成

広域都市計画マスタープランは、広域都市圏ごとに、都市計画区域外を含む県全域について定める。

このうち、指定都市を除く都市計画区域においては、都市計画法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）として定め、広域都市計画マスタープランは、指定都市の都市計画区域マスタープランや都市計画区域外のまちづくりと連携するものとする。

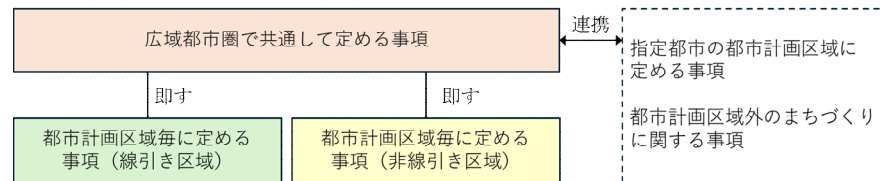


図 広域都市計画マスタープラン構成図

2 本広域都市圏の都市計画の目標

(1) 本マスタープランの対象範囲

本マスタープランの対象範囲は、6つの広域都市圏のうち、南房総・外房広域都市圏に含まれる次の都市計画区域とする。

いすみ、御宿、勝浦、鴨川、天津小湊及び館山都市計画区域



図 マスタープランの対象範囲

(2) 目標年次

本マスタープランの目標年次は、令和17年（2035年）とする。

(3) 現状と課題

《圏域全体》

本圏域は、豊かな自然や歴史、文化等の地域資源を生かしたまちづくりが進められてきた地域である。

近年は、館山自動車道（以下「館山道」という。）や首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）、東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）などを活用した高速バス路線の充実により、通勤・通学範囲が広がり、また都心に近接しつつ、海や里山など豊かな自然的環境を有することなどが魅力となり、都市部に暮らす人々を中心に移住・二地域居住先としての関心が高まっている。

新	旧
また、温暖な気候と海や緑豊かな自然的環境に囲まれていることから、多くの観光資源に恵まれ、首都圏有数の観光・リゾート地として多くの観光客が訪れる観光業の盛んな地域となっている。 今後は、半島性を克服し、都心や他圏域からの人・モノ・財の流れを産業振興やまちづくりに取り込むため広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化が必要である。 災害に関しては、近年、自然災害が頻発化・激甚化するなか、「安全」の確保に対する県民の意識が高まっており、地域で安全に暮らせるまちづくりが必要である。 また、本圏域は、房総半島の南に位置しており、地震などの災害が起こった際には、交通が遮断され、孤立する集落が発生するおそれがある。 自然的環境に関しては、気候変動への対応や生物多様性の確保など地球規模の課題の解決や、人々のウェルビーイング（人々の満足度）の向上を図るため、グリーンインフラとして多様な機能を有している緑地を都市空間に、より一層確保することが重要である。 《居住》 本圏域は、県人口の3%に当たる約19万人が居住する地域となっている。 圏域の人口については減少が進行しており、今後も減少が続くものと予測されている。 人口減少や少子高齢化に対応するため、本圏域の広域的な連携を担う鉄道各線や高速バス、館山道や圏央道などの道路・交通ネットワークと連携したコンパクトなまちづくりが必要である。 また、コンパクトなまちづくりに合わせて、地域公共交通の維持・確保に向けた交通の再編やモード転換が必要であるとともに、自動運転等の新技術や新たなモビリティに対応した都市施設の在り方についても、一体となって検討することが必要である。 市街地について見ると、館山市を中心とする広域的な商圏が形成されており、温暖な気候や海を生かした風光明媚なリゾート地、漁港や棧橋を中心とした港町、歴史的な建物が残る城下町など、特色ある市街地が形成されている。 温暖な気候や魅力あるまちづくり、道路ネットワークの充実・強化を背景として、多数の別荘群が立地するなど、首都圏における移住・二地域居住先としての人気が高い地域となっている。 都市づくりの推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした人々のライフスタイルの変化、都市におけるウェルビーイング向上の要請の高まりへの対応を図りながら、交流人口や関係人口、移住・二地域居住などを取り込んでいくことが重要である。 持続可能なまちづくりに向け、道路・上下水道等の都市施設については、長期的な視点による適正な配置・整備とともに、老朽化する施設への適切な対応が必要である。 《産業》 本圏域には、多くの道の駅や直売所が点在しており、魅力ある地域資源を集約した観光の要となっている。 近年は、圏央道の整備進展や館山道などの4車線化により、東京・神奈川や東葛・湾岸、内房広域都市圏との交流・連携機能の強化が図られている。特定地域振興重要港湾である館山港についても、クルーズ船が寄港するなど、観光・レクリエーション分野で地域振興に大きな役割を果たしている。 今後は、半島性を克服し、都心や他圏域からの人・モノ・財の流れを観光など産業振	

新	旧
興に取り込むため、広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化や、整備効果を地域に波及させ、観光地等拠点間の交通利便性の向上を図るため、主要な国道・県道の整備を推進することが必要である。 あわせて、整備が進展している交通インフラを活用した観光分野などの産業立地について、地域の活性化に資するよう誘導・集積を図っていくことが重要である。 《災害》 本圏域は、東日本大震災では、津波などにより浸水等の被害が発生しており、今後も首都直下地震や南海トラフ地震など、巨大地震や津波による広域にわたる甚大な被害の発生可能性がある。 令和元年房総半島台風等の一連の災害や令和 5 年台風 13 号の接近に伴う大雨では、浸水や土砂災害、建物・電柱等の倒壊による道路閉塞などの被害が発生した。 災害への対応として、救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、災害に強い道路ネットワークの整備が必要である。 災害リスクの高い地域については、浸水対策や開発抑制など地域に即した対策が重要である。 また、近年は、頻発化・激甚化するゲリラ豪雨などにより、浸水等の都市型水害のリスクが高まっており、多様な主体で連携して対応することが必要である。 《自然的環境》 本圏域の自然的環境として、山地・丘陵地に広がる森林地域は、県立養老渓谷奥清澄自然公園、県立富山自然公園、県立嶺岡山系自然公園に指定されている。 海岸線は、岬、湾、浜、絶壁等が交互に繰り返される変化に富んだ景観を形成しており、南房総国定公園地域に指定されている。 快適で暮らしやすいまちづくりや地域の魅力向上のため、潤いと安らぎをもたらす緑地や水辺空間の保全等を推進することが重要である。 (4) 都市計画の目標 《圏域全体》 本圏域においては、歴史的文化・景観などの地域固有の資源や地域特性を生かしながら、海や里山などの豊かな自然や趣味を満喫する二地域居住、のびのびとした環境での子育て、温暖な気候でのセカンドライフなど様々なライフスタイルが可能な、居心地がよく魅力あるまちづくりを推進する。 コンパクトで効率的な都市構造への転換に向けては、駅周辺などの地域拠点において、日常生活に必要な都市機能も含め、それぞれの規模に応じた都市サービスを提供するとともに、周辺の都市と互いに連携・補完して、良好な居住環境の確保を図る。 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出に向けては、半島性を克服し、広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化を図り、都心や他ゾーンからの人・モノ・財の流れを地域振興に取り込むため、東関東自動車道館山線の富浦以南の計画の具体化、東京湾口道路の調査・研究の促進、外房地域を結ぶ高規格道路の検討を進めるとともに、圏央道の県内区間の全線開通や富津館山道路の暫定 2 車線区間の全線 4 車線化の促進、長生グリーンラインをはじめとする国道・県道の整備を推進する。 また、豊かな地域資源を活用した付加価値の高い観光コンテンツの造成など、観光地域づくりを進めるとともに、道路整備の進展による人・モノ・財の流れを取り込み、観	

新	旧
光業の振興を促進しつつ、豊かな自然的環境等の魅力を積極的に発信し、交流人口や関係人口の増加を図り、地域振興を促進する。 頻発化・激甚化する自然災害への対応に向けては、地震や風水害に備えて、平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための災害に強い道路ネットワークの整備を進める。 また、台風・豪雨等の頻発化・激甚化を踏まえ、河川管理者等が主体となっていく治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進める。 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に向けては、地域に愛着を持つことができるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、都市における緑の保全・創出等、自然的環境の保全と再生等に取り組む。 《居住》 コンパクトで効率的な都市構造への転換に向けて、大原駅、御宿駅、勝浦駅、安房鴨川駅、館山駅、富浦駅、安房勝山駅、大多喜駅周辺は、地域拠点として、主に日常生活サービスの集積を図る。 また、国道 297 号や国道 410 号、主要地方道鴨川保田線など各拠点をつなぐ道路の整備を推進し、利便性の高い道路ネットワークの構築を目指す。 あわせて、自動運転など新たな交通モードの導入などにも的確に対応し、都市の魅力向上を図る。 それとともに、様々なライフスタイルが可能であり、魅力的な地域であることを市町と共に情報発信し、幅広い世代の移住・二地域居住の促進や地域への定着を図る。 市街地内においては、ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイング向上のため、居心地が良く歩きたくなる歩行者中心の空間づくりなど、拠点内の回遊性や滞在性の向上に資する魅力的な空間形成を図る。 道路・上下水道等の都市施設については、コンパクトな都市構造の構築に即した適正な配置のもと地域の実情に応じた計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。 《産業》 半島性を克服し、都心や他圏域からの人・モノ・財の流れを産業振興に取り込む社会インフラとして、富津館山道路の全線 4 車線化の促進や、外房地域を結ぶ高規格道路の検討を図る。 また、高速道路インターチェンジへのアクセス道路となる長生グリーンラインや国道 297 号、国道 410 号、主要な観光地へのアクセスなど地域のまちづくりを支える国道 465 号や主要地方道鴨川保田線等の整備を推進する。 それとともに、魅力ある地域資源を集約し観光の要となる多くの道の駅や関東初の「釣り文化振興モデル港」となった館山港、鋸山や南房総国定公園地域に指定されている海岸線など、豊富な観光資源を生かした地域振興を促進する。 《災害》 災害時でも安定した人・モノの流れを確保し、緊急対策活動や物資輸送を円滑に実施できるよう、暫定 2 車線となっている富津館山道路の全線 4 車線化や外房地域を結ぶ高規格道路の検討など災害に強い道路ネットワークの整備を促進する。	

新	旧
また、復旧支援活動の拠点や一時避難場所など防災拠点としての役割を担う道の駅や都市公園、緊急物資の輸送施設として役割を果たす館山港や大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港などと接続し、延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路として機能する道路の整備を推進する。 浸水ハザードエリアにおいて新たな市街地整備を行う場合は、安全確保のため地盤の嵩上げや避難路・避難場所の確保等の適切な対策を図る。 都市の緑地については、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など、多面的な機能を有するグリーンインフラとして保全・創出を図る。 平久里川流域などにおいては、流域治水プロジェクトの主旨に基づき、適正な土地利用の規制・誘導などを進める。 また、大規模災害に備え、被災後、早期に的確な復興を実現するため、各市町による事前復興まちづくり計画の策定を促進する。 《自然的環境》 山地・丘陵地に広がる森林や変化に富んだ景観を呈する海岸線、住民の憩いの場となる都市公園等は、地域のゆとりや潤いを与える資源として保全・活用を図るとともに、環境負荷を抑えたカーボンニュートラルな都市づくりを推進する。 グリーンインフラの取組を進めるため、引き続き緑地の保全等を推進する。 3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 (1) 区域区分の決定の有無 本広域都市圏に含まれる次の都市計画区域については、首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置しており、人口が減少傾向にあり、急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断されることから、区域区分を定めないものとする。 館山、勝浦、鴨川、いすみ、御宿及び天津小湊都市計画区域 4 本広域都市圏の主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針 広域的な視点により、人口減少・少子高齢化に対応するため、鉄道駅周辺やバスターミナル周辺、役場周辺等に、日常生活に必要な都市機能も含め、それぞれの規模に応じた都市サービスを誘導するとともに、都市計画道路や生活道路の整備、地域の実情に応じた交通サービスの再編やモード転換、デジタル技術の活用などにより、公共交通ネットワークの維持・確保を図ることで、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指す。 本圏域の有する歴史的文化・景観などの地域固有の資源や地域特性を生かしながら、海や里山などの豊かな自然や趣味を満喫する二地域居住、のびのびとした環境での子育て、温暖な気候でのセカンドライフなど様々なライフスタイルが可能な、居心地がよく魅力あるまちづくりを推進する。 コンパクトな都市構造の構築に即して、道路・上下水道等の都市施設については、適正な配置のもと地域の実情に応じた計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。また、都市施設の	

新	旧
耐震化等を進めることで防災機能の向上を目指す。 ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 半島性を克服し、都心や他圏域からの人・モノ・財の流れを観光業など各種産業活動に取り込むため、富津館山道路の全線4車線化や長生グリーンライン等の整備、外房地域を結ぶ高規格道路の検討など、広域的な道路ネットワークの整備を進めるとともに、主要な観光地へのアクセスなど地域のまちづくりを支える国道・県道の整備を推進する。 さらに、アクアライン、富津館山道路等の広域的な幹線道路ネットワークを生かし、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、既存工業団地に隣接した区域等において、新たな産業用地の集積を促進する。 また、観光の要となる多くの道の駅や館山港、歴史的街並みの残る城下町や港町など、豊富な観光資源を生かした地域振興に資するまちづくりを促進する。 ③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針 台風・豪雨等の頻発化・激甚化を踏まえ、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を目指すこととし、平久里川流域などにおいては、適正な土地利用の規制・誘導など、流域治水プロジェクトの主旨に沿った都市づくりを進める。 地震や風水害に備えて、平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保し、緊急対策活動や物資輸送を円滑に実施できるよう、長生グリーンラインの整備、富津館山道路の全線4車線化の促進など災害に強い道路ネットワークの整備を推進する。 あわせて、延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備や延焼拡大防止や災害時の避難地等として機能する緑地の確保、都市公園の整備を推進する。 公共建築物や橋りょう、下水道等の都市施設については、災害による被害を最小限にし、災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、耐震化及び老朽化対策を進め、避難路、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等の促進を図る。 また、土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努めるとともに、急傾斜地崩壊対策の推進、斜面林の保全、また避難体制の充実・強化を図る。 また、大規模災害に備え、被災後、早期に的確な復興を実現するため、各市町による事前復興まちづくり計画の策定を促進する。 ④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針 都市の緑地は、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止、カーボンニュートラル、生物多様性、レクリエーション、防災、景観への寄与など、多面的な機能を有するグリーンインフラとして保全・創出を目指す。 また、地域に愛着を持つことができるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や都市における緑の保全・創出等、自然的環境の保全と再生等を目指すとともに、山地・丘陵地に広がる森林や変化に富んだ景観を呈する海岸線等は、ゆとりや潤いを与える資源として保全・活用を図る。 さらに、ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイングの向上のため、居心地がよく歩きたくなる歩行者中心の空間づくりなど、魅力的な空間形成に取り組むとともに、コンパクトで効率的な都市構造の構築や公共交通の利用促進による環境にやさしい移動手段への転換、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化、グリーンインフラの推進などにより、カーボンニュートラルの実現を目指す。	

新	旧
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針 市街地における土地利用は、都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）に示す都市の将来像を実現するため、以下を基本方針としつつ、地域の実情に応じて配置する。 ・人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に適切に対応するため、立地適正化計画の策定を促進し、鉄道駅周辺やバスターミナル周辺などに日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、居住は駅周辺などに、公共交通等により容易にアクセスすることができる区域へ誘導する。 ・幹線道路沿線や港湾周辺などのポテンシャルの高い地域や既存工業団地等に隣接した区域においては、自然的環境や住宅環境との調和を図りつつ、地域の実情に応じて、産業系の土地利用などについて、適切な誘導を図る。 ・観光の要となる多くの道の駅や港湾・漁港等の周辺においては、拠点性の高さを生かし、観光振興に寄与する施設等の立地を促進するとともに、関連産業の誘導を図る。 ②市街地の土地利用の方針 ・主要な鉄道駅周辺などの公共交通の利便性が高い地域においては、居住機能や商業・業務、医療・福祉等の都市機能の集積を図るとともに、空き店舗対策や低未利用地の有効活用等により、土地の高度利用を図る。 ・地域拠点に容易にアクセスすることのできる区域へ居住の誘導を図り、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市を形成する。 ・豊かな自然を満喫する暮らしや二地域居住など、多様なライフスタイルが実現可能な本圏域の魅力を生かしたまちづくりを推進するため、居心地が良く歩きたくなる歩行者中心の空間づくりや公共施設跡地等の未利用地の活用等により、良好な住環境の形成を図る。 ・本圏域の有する海や漁村等の地域資源を生かし、漁港周辺に加工や流通・販売等の関連産業の集積を促進し、農山漁村の活性化を図る。 ・老朽・木造市街地については、道路・公園等の都市基盤の整備及び敷地の共同化による公共空地の確保、並びに建築物の耐震化・不燃化の促進などを総合的に進め、市街地の防災性の向上と居住環境の改善を図る。 ・空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき適正な管理や利活用を促進し、居住環境の改善や維持を図る。 ・地域に愛着を持つことができるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や都市における緑の保全・創出を図る。 ・都市の緑地は、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など、多面的な機能を有することから、グリーンインフラとして保全・創出する。 ③非線引き都市計画区域の用途地域の指定のない区域の土地利用の方針 ・農業基盤整備等が実施されている農地は、貴重な優良農地であるため、今後も農用地として保全を図る。 ・急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び宅地造成等工事規制区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。	

新	旧
・幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域においては、地域の実情に応じて、観光施設の集積など産業系の土地利用について適切な誘導を図る。 ・カーボンニュートラルの実現のため、再生可能エネルギーである洋上風力発電の整備を促進し、関連産業の集積を図るとともに、海に風車が立ち並ぶ新たな景観を生かす観光拠点の形成を促進する。 ・南房総国定公園に指定されている丘陵地に広がる森林や変化に富んだ景観を呈する海岸線は、自然公園法などに基づく保全と開発の調和を保ちながら、本圏域の有する豊かな自然的環境として保全・活用を図る。 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通施設の都市計画の決定の方針 ア．交通体系の整備の方針 本圏域の道路網や交通網の状況、また将来の交通需要等を踏まえ、交通体系の整備の基本方針を次のように定める。 ・富津館山道路の全線4車線化といった広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化や国道・県道の整備を推進する。 ・房総半島の南端に位置し、災害時の交通遮断による孤立が生じやすい地域であることから、平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための災害に強い道路ネットワークの構築を目指す。 ・環境負荷の問題を考慮しつつ、公共輸送機関の活用を図り、各種交通機関の適正な機能分担の下に総合的な体系化を図り、これに合わせた交通施設の整備に努める。 ・市街地において歩行者や自転車が安全で快適に通行できる空間の創出のため、歩道のバリアフリー化や自転車通行空間の整備を推進し、ウォーカブルな都市空間整備に努める。 ・道路等の都市交通施設について、コンパクトな都市構造の構築に即した適正な配置のもと計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。 ・長期未着手の都市計画道路は、社会情勢等の変化を踏まえて必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。 イ．整備水準の目標 ・交通体系の整備の方針に基づき、公共交通機関の充実、道路体系の整備に努める。 ・都市計画道路については、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。 ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針 ア．下水道及び河川の整備の方針 ・本圏域では、流域別下水道整備総合計画等の各種計画に基づいて、今後の市街化の進展や土地利用動向等に対応し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境の確保に努める。市街地においては、地域の特性に応じて効率的・効果的な污水处理施設や雨水排水施設の計画的な整備を進めていく。 ・河川改修を推進するとともに、流域における雨水貯留浸透施設の設置など、流域治水としての取組を進めていく。	

新	旧
イ．整備水準の目標 ・汚水処理施設については「千葉県全県域污水適正処理構想」に基づき施設の整備を進める。 ・本圏域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針 円滑な都市活動を確保するため、既存施設の長寿命化を図りつつ、新たな都市施設の整備にあたっては、循環型社会の形成や持続可能性の観点を中心に、広域的な連携も検討し、整備を進める。 (４) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ・鉄道駅周辺などにおいては、市街地開発事業や土地区画整理事業等により、良好な住宅地整備や商業・業務、産業、観光等の地域振興に寄与する土地利用の誘導など、都市構造の集約化・合理化を図る。 ・幹線道路沿線や観光の要となる道の駅周辺などにおいては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、土地区画整理事業等により、商業・業務、産業、観光等の地域振興に寄与する土地利用の誘導を図るなど、計画的な市街地整備を検討する。 (５) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ①基本方針 本圏域は、温暖な気候と海や緑豊かな自然的環境に囲まれており、山地・丘陵地に広がる森林地域は、県立養老溪谷奥清澄自然公園、県立富山自然公園、県立嶺岡山系自然公園に指定されている。また、海岸線は南房総国定公園地域に指定されており、岬、湾・浜、絶壁等が交互に繰り返される変化に富んだ景観を形成している。 こうした太平洋などの水辺空間や山地・丘陵地に広がる森林、住民の憩いの場となる都市公園等は、地域のゆとりや潤いを与える資源として保全・活用し、自然的環境を生かした緑と水辺のネットワークを形成することを基本方針とする。 ②主要な緑地の配置の方針 ・樹林地や水辺空間等は、多様な動植物の生息・生育環境やカーボンニュートラルに寄与する貴重な緑地として保全する。 ・公園・緑地は、雨水の貯留浸透機能、延焼防止機能、急斜面の崩壊防止機能及び災害時の一時避難地としての機能を有していることから、都市の防災性の向上を図るため、地域特性に応じて、適切に配置する。 ・公園・緑地は、地域の実情を踏まえ、適切に配置し、多様なレクリエーション需要に対応するため、公園施設の維持・充実を図る。 ③実現のための具体の都市計画制度の方針 ・都市公園や地域制緑地を都市計画に位置付け、その整備・保全を促進する。	

新	旧
るとともに、茂原・一宮・大原道路や鴨川・大原道路といった高規格道路の整備促進など、人・自然・個性を誘引した地域経済の活性化を図ることが期待されている。 また、平成 17 年 12 月に、夷隅町、大原町及び岬町の 3 町の合併によりいすみ市が誕生したことから、それぞれの地域特性を生かしながら連携を深め、一体的に都市づくりを進めていく必要がある。 これらを踏まえて、本区域の将来都市像を『<u>幸せ、安心、笑顔あふれるまち いすみ</u>』とし、都市づくりの目標を次のとおり定める。 ○豊かな自然と生活が共存する都市づくり <u>住民</u>が快適でうおいのある美しくて住みよいまちづくりを進めるため、自然環境の保全や生活環境の向上を図り、豊かな自然と生活が共存するまちづくりを目指す。また、<u>住民生活</u>の安全確保に向けた治山・治水や海岸保全対策、防災・消防・救急体制の整備を推進する。 ○活力があふれ豊かに生活できる都市づくり 本区域の特性を生かした農林水産業の振興、後継者の育成や商店街の活性化による商工業の振興、また自然環境や地域資源を生かした観光振興により、定住促進を図り、活力があふれる豊かな生活のできるまちづくりを目指す。 ○交流とくらしを支える生活基盤の充実した都市づくり 景観への配慮や地域資源を活用した計画的な土地利用を推進する。また、広域的な交流の促進のため、道路、鉄道、バスによる交通網の充実や利便性の向上を図る。 (2) 地域毎の市街地像 a 大原中央地域（大原駅周辺地区、国道 128 号沿道地区、大原文化センター周辺地区） 大原中央地域は、大原駅を中心に市街地が形成されており、人口の多くが集中し、行政・商業等の諸機能が集積していることから本区域の中心拠点として位置づけ、さらなる都市機能の集積と良好な住宅地の形成を図る。 b 大原海岸地域（大原漁港周辺地区、日在浦海岸等） 大原海岸地域は、太平洋に面する日在浦海岸、大原漁港周辺地区や、国定公園に含まれる南部の海岸からなる地域であり、海と親しむ交流ゾーンとして良好な環境と景観の保全に努める。大原漁港周辺地区については新産業形成ゾーンと位置づけ、漁業・水産加工業の産業拠点として良好な生産環境の創出を図るとともに、観光レクリエーションとしての活用を図る。 c 大原北部・南部地域（大原台・東海・浪花地区） 大原北部・南部地域は、農漁業を中心とした伝統産業の基盤となる田園地帯や、漁港・海岸からなる地域であり、農漁村環境の保全を図る。計画的に整備された住宅地である大原台地区は、優れた居住環境の保全を図る。 d 岬海岸地域（中原・和泉・江場土地区） 岬海岸地域は、風光明媚な海岸景観と夷隅川の水辺を有した南房総国定公園エリア	るとともに、茂原・一宮・大原道路や鴨川・大原道路といった<u>地域</u>高規格道路の整備促進など、人・自然・個性を誘引した地域経済の活性化を図ることが期待されている。 また、平成 17 年 12 月に、夷隅町、大原町及び岬町の 3 町の合併によりいすみ市が誕生したことから、それぞれの地域特性を生かしながら連携を深め、一体的に都市づくりを進めていく必要がある。 これらを踏まえて、本区域の将来都市像を『<u>人と自然の輝く 健康・文化都市 いすみ</u>』とし、都市づくりの目標を次のとおり定める。 ○豊かな自然と生活が共存する都市づくり <u>市民</u>が快適でうおいのある美しくて住みよいまちづくりを進めるため、自然環境の保全や生活環境の向上を図り、豊かな自然と生活が共存するまちづくりを目指す。また、<u>市民生活</u>の安全確保に向けた治山・治水や海岸保全対策、防災・消防・救急体制の整備を推進する。 ○活力があふれ豊かに生活できる都市づくり 本区域の特性を生かした農林水産業の振興、後継者の育成や商店街の活性化による商工業の振興、また自然環境や地域資源を生かした観光振興により、定住促進を図り、活力があふれる豊かな生活のできるまちづくりを目指す。 ○交流とくらしを支える生活基盤の充実した都市づくり 景観への配慮や地域資源を活用した計画的な土地利用を推進する。また、広域的な交流の促進のため、道路、鉄道、バスによる交通網の充実や利便性の向上を図る。 2) 地域毎の市街地像 a 大原中央地域（大原駅周辺地区、国道 128 号沿道地区、大原文化センター周辺地区） 大原中央地域は、大原駅を中心に市街地が形成されており、人口の多くが集中し、行政・商業等の諸機能が集積していることから本区域の中心拠点として位置づけ、さらなる都市機能の集積と良好な住宅地の形成を図る。 b 大原海岸地域（大原漁港周辺地区、日在浦海岸等） 大原海岸地域は、太平洋に面する日在浦海岸、大原漁港周辺地区や、国定公園に含まれる南部の海岸からなる地域であり、海と親しむ交流ゾーンとして良好な環境と景観の保全に努める。大原漁港周辺地区については新産業形成ゾーンと位置づけ、漁業・水産加工業の産業拠点として良好な生産環境の創出を図るとともに、観光レクリエーションとしての活用を図る。 c 大原北部・南部地域（大原台・東海・浪花地区） 大原北部・南部地域は、農漁業を中心とした伝統産業の基盤となる田園地帯や、漁港・海岸からなる地域であり、農漁村環境の保全を図る。計画的に整備された住宅地である大原台地区は、優れた居住環境の保全を図る。 d 岬海岸地域（中原・和泉・江場土地区） 岬海岸地域は、風光明媚な海岸景観と夷隅川の水辺を有した南房総国定公園エリア

新	旧
に位置しており、太東埼灯台を中核施設として、海岸丘陵地の樹林等、自然景観の適正な保全を図る。 e 岬中部地域（太東駅周辺地区、長者町駅周辺地区、岬ふれあい会館周辺地区） 岬中部地域は、太東駅及び長者町駅を中心に岬地域の拠点となる市街地が形成されており、これらの市街地については地域拠点として引き続き、生活利便性に資する都市機能の向上と良好な居住環境の整備を図る。 f 岬西部地域（市野々・岩熊・谷上地区） 岬西部地域は、丘陵地に樹林や田園が広がる美しく豊かな自然景観を特性としており、これらの保全を図るとともに、既存レクリエーション施設の有効活用等による交流基盤の整備を図る。	に位置しており、太東埼灯台を中核施設として、海岸丘陵地の樹林等、自然景観の適正な保全を図る。 e 岬中部地域（太東駅周辺地区、長者町駅周辺地区、岬ふれあい会館周辺地区） 岬中部地域は、太東駅及び長者町駅を中心に岬地域の拠点となる市街地が形成されており、これらの市街地については地域拠点として引き続き、生活利便性に資する都市機能の向上と良好な居住環境の整備を図る。 f 岬西部地域（市野々・岩熊・谷上地区） 岬西部地域は、丘陵地に樹林や田園が広がる美しく豊かな自然景観を特性としており、これらの保全を図るとともに、既存レクリエーション施設の有効活用等による交流基盤の整備を図る。 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 <u>本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。</u> <u>本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、人口は減少傾向で推移しており、今後もこの傾向が継続すると予測され、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。</u> <u>以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。</u>
2 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針 中心拠点である大原駅周辺や、地域拠点である太東駅及び長者町駅周辺において、商業・業務等の都市機能の一層の集積を図るとともに、市街地内の低未利用地の有効利用により、居住等の集積を図る。 また、これらの拠点や、大原台地区等の住宅地をアクセスするバス等の公共交通の充実や利便性の向上を図ることで、<u>コンパクトで効率的な都市構造の形成を図る。</u> ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 圏央道と本区域を結ぶ国道 465 号のバイパス整備や、高規格道路（茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路）の具体化を見据えながら、広域的な交通利便性や観光資源を生かし、立地需要に応じて、業務機能や交流機能の計画的な誘導・集積を図る。 ③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針 地震や津波をはじめ、様々な災害による被害を軽減するため、道路等の基盤整備を推進するとともに、避難を軸とした防災体制の強化を図る。 地震等の火災に対しては、延焼を抑制し、避難路となる道路等の整備・確保や、沿道の建築物の不燃化・耐震化等の対策を講じる。 津波に対しては、津波被害の危険性が高い区域において、公園・緑地等の整備・活	3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 都市づくりの基本方針 ①集約型都市構造に関する方針 中心拠点である大原駅周辺や、地域拠点である太東駅及び長者町駅周辺において、商業・業務等の都市機能の一層の集積を図るとともに、市街地内の低未利用地の有効利用により、居住等の集積を図る。 また、これらの拠点や、大原台地区等の住宅地をアクセスするバス等の公共交通の充実や利便性の向上を図ることで、<u>拠点ネットワーク型の集約型都市構造の形成を図る。</u> ②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針 圏央道と本区域を結ぶ国道 465 号のバイパス整備や、<u>地域高規格道路</u>（茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路）の具体化を見据えながら、広域的な交通利便性や観光資源を生かし、立地需要に応じて、業務機能や交流機能の計画的な誘導・集積を図る。 ③都市の防災及び減災に関する方針 地震や津波をはじめ、様々な災害による被害を軽減するため、道路等の基盤整備を推進するとともに、避難を軸とした防災体制の強化を図る。 地震等の火災に対しては、延焼を抑制し、避難路となる道路等の整備・確保や、沿道の建築物の不燃化・耐震化等の対策を講じる。 津波に対しては、津波被害の危険性が高い区域において、公園・緑地等の整備・活

新	旧
用による津波避難場所の確保や海岸堤防の整備推進を図る。 台風や集中豪雨に対しては、土砂災害対策や高潮対策を図るとともに、保水・遊水機能がある自然的な土地利用の保全を図る。 土砂災害に対しては、災害発生の恐れのある区域において、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。 ④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針 <u>コンパクトで効率的な都市構造への転換とあわせ、公共交通の充実・利便性の向上を図り、自動車からの利用転換を促すことにより、エネルギーの効率的な利用と環境負荷の低減を促進する。また、本区域の森林、農地等の良好な緑の自然環境や海岸線などの美しい景観の維持・保全を図るとともに、市街地内の社寺林や河畔緑地、市街地の近景を構成する樹林地や丘陵地の緑地、集落地の樹林地、屋敷林、境内林等の身近な自然的環境について、多面的な機能を有するグリーンインフラとして保全・活用を図る。</u> (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針 a 業務地 ア．大原文化センター周辺地区 大原文化センター、<u>いすみ市役所大原庁舎</u>、大原グラウンド周辺を本区域の中心業務地として位置づけ、公共公益施設の質的充実を図る。 イ．岬ふれあい会館周辺地区 岬ふれあい会館、<u>岬公民館</u>周辺を岬地域の中心業務地として位置づけ、公共公益施設の質的充実を図る。 b 商業地 ア．大原駅周辺地区（中央商店街） 大原駅前の既存商店街を本区域の中心商業地として位置付け、商店街の環境整備及び土地利用の促進を図る。 イ．国道 128 号沿道地区 大原地域の交通の拠点としての立地条件を生かした商業地として位置づけ、商業機能、サービス施設が集積する土地利用を図る。 ウ．太東駅周辺地区 太東駅前広場の整備に合わせ、既存の商業集積・交通条件・立地条件を生かし、日常生活に必要な商業機能を担う商業地として配置する。 エ．長者町駅周辺地区 長者町駅前広場の整備に合わせ、既存の商業集積・交通条件・立地条件を生かし、日常生活に必要な商業機能を担う商業地として配置する。	用による津波避難場所の確保や海岸堤防の整備推進を図る。 台風や集中豪雨に対しては、土砂災害対策や高潮対策を図るとともに、保水・遊水機能がある自然的な土地利用の保全を図る。 土砂災害に対しては、災害発生の恐れのある区域において、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。 ④低炭素型都市づくりに関する方針 <u>集約型都市構造への転換とあわせ、公共交通の充実・利便性の向上を図り、自動車からの利用転換を促すことにより、エネルギーの効率的な利用と環境負荷の低減を促進する。また、二酸化炭素の吸収源となる自然環境の保全や市街地内の緑化に努めることにより、低炭素な都市の実現を図る。</u> 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針 a 業務地 ア．大原文化センター周辺地区 大原文化センター、<u>市役所大原庁舎</u>、大原グラウンド周辺を本区域の中心業務地として位置づけ、公共公益施設の質的充実を図る。 イ．岬ふれあい会館周辺地区 岬ふれあい会館、<u>市役所岬庁舎</u>、<u>岬公民館</u>周辺を岬地域の中心業務地として位置づけ、公共公益施設の質的充実を図る。 b 商業地 ア．大原駅周辺地区（中央商店街） 大原駅前の既存商店街を本区域の中心商業地として位置付け、商店街の環境整備及び土地利用の促進を図る。 イ．国道 128 号沿道地区 大原地域の交通の拠点としての立地条件を生かした商業地として位置づけ、商業機能、サービス施設が集積する土地利用を図る。 ウ．太東駅周辺地区 太東駅前広場の整備に合わせ、既存の商業集積・交通条件・立地条件を生かし、日常生活に必要な商業機能を担う商業地として配置する。 エ．長者町駅周辺地区 長者町駅前広場の整備に合わせ、既存の商業集積・交通条件・立地条件を生かし、日常生活に必要な商業機能を担う商業地として配置する。

新	旧
c 工業地 ア. 大原漁港周辺地区 公有水面埋め立て事業等により港湾機能の整備がなされた地区であり、良好な漁業・水産加工業の保全・育成を図る。 d 住宅地 ア. 国道 128 号沿道地区 国道 128 号沿道に形成された住宅地について、引き続き良好な住環境の形成・保全に努める。 イ. 大原駅周辺地区 駅、商業地に隣接する利便性の高い住宅地であり、良好な住環境の形成・保全に努め、居住の集積を図る。 大原文化センターに隣接し計画的に整備された住宅地については、緑化の推進等の生活環境の整備充実や良好な住環境の保全を図る。 ウ. 大原台地区 戸建て住宅地として計画的に整備された大原台地区は、引き続き地区計画により良好な住環境を保全する。 エ. 太東駅周辺地区 駅・商業地・公益施設に隣接する利便性の高い住宅地であり、低・中層の住宅地として良好な住環境の形成・保全に努め、居住の集積を図る。 オ. <u>長者町駅</u>周辺地区 駅・商業地・公益施設に隣接する利便性の高い住宅地であり、低・中層の住宅地として良好な住環境の形成・保全に努め、居住の集積を図る。 ②土地利用の方針 ア. 居住環境の改善又は維持に関する方針 既成市街地においては、都市基盤整備（道路、公園、下水道等）を推進し、良好な都市景観の形成と生活環境の整備を図る。 商業施設の立地が進んでいる国道 128 号沿道については、生産環境や観光商業環境との調和を図りつつ、居住環境の保全を図る。 防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づく適正な管理の促進や「空き家バンク」制度による空き家の有効活用により、居住環境の改善や維持を図る。 イ. 都市の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内の良好な緑地である社寺林や河畔緑地、市街地の良好な近景を構成する樹林地や丘陵地の緑地、また、集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等については、身近な自然的環境と<u>うるおい</u>のある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。	c 工業地 ア. 大原漁港周辺地区 公有水面埋め立て事業等により港湾機能の整備がなされた地区であり、良好な漁業・水産加工業の保全・育成を図る。 d 住宅地 ア. 国道 128 号沿道地区 国道 128 号沿道に形成された住宅地について、引き続き良好な住環境の形成・保全に努める。 イ. 大原駅周辺地区 駅、商業地に隣接する利便性の高い住宅地であり、良好な住環境の形成・保全に努め、居住の集積を図る。 大原文化センターに隣接し計画的に整備された住宅地については、緑化の推進等の生活環境の整備充実や良好な住環境の保全を図る。 ウ. 大原台地区 戸建て住宅地として計画的に整備された大原台地区は、引き続き地区計画により良好な住環境を保全する。 エ. 太東駅周辺地区 駅・商業地・公益施設に隣接する利便性の高い住宅地であり、低・中層の住宅地として良好な住環境の形成・保全に努め、居住の集積を図る。 オ. <u>長者駅</u>周辺地区 駅・商業地・公益施設に隣接する利便性の高い住宅地であり、低・中層の住宅地として良好な住環境の形成・保全に努め、居住の集積を図る。 ②特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 ア. 居住環境の改善又は維持に関する方針 既成市街地においては、都市基盤整備（道路、公園、下水道等）を推進し、良好な都市景観の形成と生活環境の整備を図る。 商業施設の立地が進んでいる国道 128 号沿道については、生産環境や観光商業環境との調和を図りつつ、居住環境の保全を図る。 防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づく適正な管理の促進や「空き家バンク」制度による空き家の有効活用により、居住環境の改善や維持を図る。 イ. 都市の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内の良好な緑地である社寺林や河畔緑地、市街地の良好な近景を構成する樹林地や丘陵地の緑地、また、集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等については、身近な自然的環境と<u>潤い</u>のある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。

新	旧
ウ．優良な農地との健全な調和に関する方針 水田及び畑は農用地区域を中心として、都市的土地利用を抑制し農地として保全を図るとともに、観光・レクリエーション利用（観光農園等）を図り、都市と農村が連係し調和のとれたまちづくりを推進する。 岬地域の西部の農地は、農業基盤整備事業は終了しているが、再整備を進めることにより農用地として保全を図る。 エ．災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 二級河川夷隅川沿川は災害時に溢水・冠水による災害が発生する恐れがあるので、当面災害防止上市街化の抑制を図る。 急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害等を防止するため、斜面地の樹林等を保全するとともに土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。 オ．自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針 本区域の地形は丘陵部、平野部及び海岸部と変化に富んでおり緑被率は約4割と自然環境に恵まれている。 都市的土地利用にあたっては、自然環境との調和に留意し自然緑地の保全を積極的 に図るとともに、緑の持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観など諸機能に着目し、公園・緑地の適切な配置整備を図る。 ①丘陵部の斜面緑地は、まちな原風景を形づくる重要な景観要素であり、まとまった重要な緑を形成していることから積極的に保全・育成を図る。 ②広大な田園風景は、郷土景観を形成している貴重な緑であり、都市景観との調和を前提として、その保全を図る。 ③白砂青松の続く美しい海岸線は南房総国定公園区域としての保全を図る。	ウ．優良な農地との健全な調和に関する方針 水田及び畑は農用地区域を中心として、都市的土地利用を抑制し農地として保全を図るとともに、観光・レクリエーション利用（観光農園等）を図り、都市と農村が連係し調和のとれたまちづくりを推進する。 岬地域の西部の農地は、農業基盤整備事業は終了しているが、再整備を進めることにより農用地として保全を図る。 エ．災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 二級河川夷隅川沿川は災害時に溢水・冠水による災害が発生する恐れがあるので、当面災害防止上市街化の抑制を図る。 急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害等を防止するため、斜面地の樹林等を保全するとともに土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。 オ．自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 本区域の地形は丘陵部、平野部及び海岸部と変化に富んでおり緑被率は約4割と自然環境に恵まれている。 都市的土地利用にあたっては、自然環境との調和に留意し自然緑地の保全を積極的 に図るとともに、緑の持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観など諸機能に着目し、公園・緑地の適切な配置整備を図る。 ①丘陵部の斜面緑地は、まちな原風景を形づくる重要な景観要素であり、まとまった重要な緑を形成していることから積極的に保全・育成を図る。 ②広大な田園風景は、郷土景観を形成している貴重な緑であり、都市景観との調和を前提として、その保全を図る。 ③白砂青松の続く美しい海岸線は南房総国定公園区域としての保全を図る。
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア．交通体系の整備の方針 本区域の交通網として、鉄道についてはJRといすみ鉄道いすみ線が重要な役割を果たしており、道路については国道128号と国道465号が広域的なアクセス機能を担う主要幹線道路として機能している。また、県道等が主要幹線道路を補完し、各拠点を接続する幹線道路として機能している。 さらに、本区域と圏央道を結ぶアクセス機能の向上のため、国道465号バイパスが計画されているほか、周辺都市を結ぶ高規格道路として、茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路の構想がある。 これら広域幹線道路・幹線道路及び鉄道を有機的に結節させ、区域内の円滑な交通を図るため、本区域の交通体系の整備の方針を次のように定める。 ・広域的な都市交通軸の強化 本区域の広域的な都市交通軸の機能向上に資する高規格道路（茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路）や、圏央道にアクセスする国道465号バイパスの整備を推進するとともに、関連する道路体系の整備を図る。 ・都市の利便性と一体性を高める生活軸の体系的整備	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア．交通体系の整備の方針 本区域の交通網として、鉄道については東日本旅客鉄道外房線といすみ鉄道いすみ線が重要な役割を果たしており、道路については国道128号と国道465号が広域的なアクセス機能を担う主要幹線道路として機能している。また、県道等が主要幹線道路を補完し、各拠点を接続する幹線道路として機能している。 さらに、本区域と圏央道を結ぶアクセス機能の向上のため、国道465号バイパスが計画されているほか、周辺都市を結ぶ地域高規格道路として、茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路の構想がある。 これら広域幹線道路・幹線道路及び鉄道を有機的に結節させ、区域内の円滑な交通を図るため、本区域の交通体系の整備の方針を次のように定める。 ・広域的な都市交通軸の強化 本区域の広域的な都市交通軸の機能向上に資する地域高規格道路（茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路）や、圏央道にアクセスする国道465号バイパスの整備を促進するとともに、関連する道路体系の整備を図る。 ・都市の利便性と一体性を高める生活軸の体系的整備

新	旧
本区域において、県道は9路線あり、うち6路線は広域的な幹線道路であり、他の3路線は、駅・市街地・国道・港を結んでおり、通勤・通学等広域をカバーする重要な幹線道路である。 計画的な整備が進められているが、いまだ幅員の狭い箇所や屈曲部、未整備区間等も残されているため、さらなる整備の促進を図る。市道などの生活に身近な道路についても、計画的に整備を進め、住民の生活利便性の向上と安全性の確保、地域の活性化につながる路線の充実など、着実な整備を図る。 ・歩行者に優しく憩いの空間としての道づくり 安全、快適で、かつ<u>うるおい</u>のある歩行空間の確保を図るため、高齢者・障害者等に配慮した自転車・歩道の整備、歩道設置や段差解消など、人に優しい道路づくりを促進する。 ・公共交通環境維持・改善 生活の利便性の向上、広域的産業経済活動の活発化、地域開発の推進への効果を高めるため、路線バス、巡回バス及びデマンドタクシー等による公共交通の充実を目指す。 なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。 イ. 整備水準の目標 【道 路】 都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約1.4km²/km²（<u>令和2</u>年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。 【駐車場】 駐車場需要の高い駅周辺地区においては、公共駐車場を確保することを目標とする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 道 路 【主要幹線道路】 ・国道128号及び国道465号 本区域海岸線に平行して南北に通過している国道128号と内陸地区と海岸地区を結ぶ国道465号は、広域的な都市間道路であり、重要な骨格道路として改善・整備を<u>推進</u>する。 ・主要地方道茂原夷隅線 本区域の丘陵地内に通過している主要地方道として改善・整備を<u>推進</u>する。 【幹線道路】 ・都市計画道路3・6・6号深堀線 都市の骨格を構成する都市交通軸として、また、<u>J R 外房線</u>東側の国道128号と大原港を連結する道路として位置づけ、整備促進を図る。 ・都市計画道路3・5・9号伊能滝線 <u>国道465号深堀バイパスから海岸を結ぶ重要な路線として位置づけ、整備を図る。</u>	本区域において、県道は9路線あり、うち6路線は広域的な幹線道路であり、他の3路線は、駅・市街地・国道・港を結んでおり、通勤・通学等広域をカバーする重要な幹線道路である。 計画的な整備が進められているが、いまだ幅員の狭い箇所や屈曲部、未整備区間等も残されているため、さらなる整備の促進を図る。市道などの生活に身近な道路についても、計画的に整備を進め、住民の生活利便性の向上と安全性の確保、地域の活性化につながる路線の充実など、着実な整備を図る。 ・歩行者に優しく憩いの空間としての道づくり 安全、快適で、かつ<u>潤い</u>のある歩行空間の確保を図るため、高齢者・障害者等に配慮した自転車・歩道の整備、歩道設置や段差解消など、人に優しい道路づくりを促進する。 ・公共交通環境維持・改善 生活の利便性の向上、広域的産業経済活動の活発化、地域開発の推進への効果を高めるため、路線バス、巡回バス及びデマンドタクシー等による公共交通の充実を目指す。 なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。 イ. 整備水準の目標 【道 路】 都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約1.4km/km²（<u>平成22</u>年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。 【駐車場】 駐車場需要の高い駅周辺地区においては、公共駐車場を確保することを目標とする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 道 路 【主要幹線道路】 ・国道128号及び国道465号 本区域海岸線に平行して南北に通過している国道128号と内陸地区と海岸地区を結ぶ国道465号は、広域的な都市間道路であり、重要な骨格道路として改善・整備を<u>促進</u>する。 ・主要地方道茂原夷隅線 本区域の丘陵地内に通過している主要地方道として改善・整備を<u>促進</u>する。 【幹線道路】 ・都市計画道路3・6・6号深堀線 都市の骨格を構成する都市交通軸として、また、<u>東日本旅客鉄道外房線</u>東側の国道128号と大原港を連結する道路として位置づけ、整備促進を図る。

新	旧								
・都市計画道路 3・4・10 号太古橋大宮線 <u>一般県道夷隅太東線</u>と<u>一般県道太東停車場線</u>をネットワークする幹線道路で、夷隅方面と海岸部の国道 128 号方面を連絡し、鉄道で東西に分断された椎木市街地の一体的形成を図る。 ・都市計画道路 3・4・11 号根方大福線 <u>一般県道一宮椎木長者線</u>を短絡経路で結ぶ幹線道路で、一宮方面と長者市街地方面を連絡し太東駅から交通を分散させる路線であり、既存の<u>一般県道一宮椎木長者線</u>に加えて、新たな骨格となる路線として整備を図る。 ・都市計画道路 3・4・12 号太東駅前線 太東駅西側の市街地の軸を構成するとともに、太東駅前広場のアプローチ道路として整備を図る。なお、西口に太東駅前広場を設ける。 ・都市計画道路 3・4・13 号小福江の原線 既存の長者市街地を迂回する<u>一般県道一宮椎木長者線</u>のバイパス機能を有する幹線道路であり、整備を図る。 ・都市計画道路 3・4・14 号長者町駅前線 長者町駅東側の市街地の軸を構成するとともに、長者町駅前広場のアプローチ道路として整備を図る。尚、東口に長者町駅前広場を設ける。 c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>主要な施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td><u>道路</u></td><td> ・市街地内の交通機能の向上 都市計画道路 3・6・6 号深堀線 都市計画道路 3・5・9 号伊能滝線 </td></tr> </table> (注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。 ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 本区域は、下水処理が行われていないため、公共用水域の汚濁や居住環境の悪化が予想されるところであり、基幹産業である農業の保全・育成あるいは環境資源の保全の観点から、市街地排水については、既設水路をできるかぎり利用し、治水上の影響に十分配慮し、汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。 【下水道】 市街地においては、<u>地域の特性に応じて効率的・効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。</u> 【河 川】 本区域は二級河川の塩田川、新田川、夷隅川と準用河川の上塩田川、ビチャ川、桑田川、椎木川、弓取川がある。河川が有している水と緑のオープンスペースを活用した河川のレクリエーション面からの利用の促進等、河川環境の総合的な促進を図る。	主要な施設	名称等	<u>道路</u>	・市街地内の交通機能の向上 都市計画道路 3・6・6 号深堀線 都市計画道路 3・5・9 号伊能滝線	・都市計画道路 3・4・10 号太古橋大宮線 県道夷隅太東線と県道太東停車場線をネットワークする幹線道路で、夷隅方面と海岸部の国道 128 号方面を連絡し、鉄道で東西に分断された椎木市街地の一体的形成を図る。 ・都市計画道路 3・4・11 号根方大福線 県道一宮椎木長者線を短絡経路で結ぶ幹線道路で、一宮方面と長者市街地方面を連絡し太東駅から交通を分散させる路線であり、既存の県道一宮椎木長者線に加えて、新たな骨格となる路線として整備を図る。 ・都市計画道路 3・4・12 号太東駅前線 太東駅西側の市街地の軸を構成するとともに、太東駅前広場のアプローチ道路として整備を図る。なお、西口に太東駅前広場を設ける。 ・都市計画道路 3・4・13 号小福江の原線 既存の長者市街地を迂回する県道一宮椎木長者線のバイパス機能を有する幹線道路であり、整備を図る。 ・都市計画道路 3・4・14 号長者町駅前線 長者町駅東側の市街地の軸を構成するとともに、長者町駅前広場のアプローチ道路として整備を図る。尚、東口に長者町駅前広場を設ける。 c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>主要な施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td><u>道 路</u></td><td> ・市街地内の交通機能の向上 都市計画道路 3・6・6 号深堀線 都市計画道路 3・5・9 号伊能滝線 </td></tr> </table> (注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。 ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 本区域は、下水処理が行われていないため、公共用水域の汚濁や居住環境の悪化が予想されるところであり、基幹産業である農業の保全・育成あるいは環境資源の保全の観点から、市街地排水については、既設水路をできるかぎり利用し、治水上の影響に十分配慮し、汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。 【下水道】 <u>市街地における下水道の整備については、地域の特性に応じて効率的・効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。</u> 【河 川】 <u>本区域は二級河川の塩田川、新田川、夷隅川と準用河川の上塩田川、ビチャ川、桑田川、椎木川、弓取川がある。河川が有している水と緑のオープンスペースを活用した河川のレクリエーション面からの利用の促進等、河川環境の総合的な促進を図る。</u>	主要な施設	名称等	<u>道 路</u>	・市街地内の交通機能の向上 都市計画道路 3・6・6 号深堀線 都市計画道路 3・5・9 号伊能滝線
主要な施設	名称等								
<u>道路</u>	・市街地内の交通機能の向上 都市計画道路 3・6・6 号深堀線 都市計画道路 3・5・9 号伊能滝線								
主要な施設	名称等								
<u>道 路</u>	・市街地内の交通機能の向上 都市計画道路 3・6・6 号深堀線 都市計画道路 3・5・9 号伊能滝線								

新	旧												
イ．整備水準の目標 【下水道】 汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。 【河川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア．下水道 汚水処理については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。 雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。 イ．河川 二級河川塩田川については、うるおいに満ちた親水性の護岸や水辺空間をもつ川として整備を進める。 ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア．ごみ処理施設 <u>ごみ処理に伴う環境への負荷、資源環境型社会、可燃ごみの広域処理の構築の観点からごみの軽量化と再資源化を推進するとともに、適正処理を行うための処理施設の整備を進める。</u> c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>都市施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>ごみ処理施設</td><td><u>燃やすごみの中継処理施設・リサイクル処理施設</u></td></tr> </table> (注) おおむね 10 年以内に着工予定及び施行中の施設等を含むものとする。	都市施設	名称等	ごみ処理施設	<u>燃やすごみの中継処理施設・リサイクル処理施設</u>	イ．整備水準の目標 【下水道】 汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。 【河川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア．下水道 汚水処理については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。 雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。 イ．河川 二級河川塩田川については、うるおいに満ちた親水性の護岸や水辺空間をもつ川として整備を進め、<u>準用河川桑田川、椎木川、弓取川は、既に河川改修事業を実施中であり、今後もこれを促進する。</u> c 主要な施設の整備目標 <u>おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <tr> <th>都市施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>河川</td><td><u>・準用河川 桑田川</u></td></tr> </table> (注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。 ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア．ごみ処理施設 <u>ごみ処理については、資源の有限性とごみ処理の効率化の観点から、ごみの減量化と再資源化を図るため新たに夷隅郡市広域市町村圏事務組合ごみ処理施設の整備を進める。</u> c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>都市施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>ごみ処理施設</td><td><u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合ごみ処理施設</u></td></tr> </table> (注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。	都市施設	名称等	河川	<u>・準用河川 桑田川</u>	都市施設	名称等	ごみ処理施設	<u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合ごみ処理施設</u>
都市施設	名称等												
ごみ処理施設	<u>燃やすごみの中継処理施設・リサイクル処理施設</u>												
都市施設	名称等												
河川	<u>・準用河川 桑田川</u>												
都市施設	名称等												
ごみ処理施設	<u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合ごみ処理施設</u>												

新	旧
(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要な市街地開発事業の決定の方針 ア. 大原駅前周辺地区 市街地の高度利用と都市機能の更新を図るため、大原駅前商店街から中央商店街にわたる地区について、駅前市街地としての計画的なまちづくりを進める。 イ. 太東駅周辺地区 太東駅周辺は、計画的な都市基盤整備の推進により、良好な市街地の整備を図り、土地利用の計画的なまちづくりを進める。 ウ. 長者町駅周辺地区 長者町駅周辺は、計画的な都市基盤整備の推進により、良好な市街地の整備を図り、土地利用の計画的なまちづくりを進める。 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ①基本方針 本区域は美しい海岸と豊かな緑に恵まれた区域で変化に富んだ海岸線、田園と豊かな森林の丘陵地が織りなす美しい面としての緑に加え、古くから地域のシンボルとして親しまれてきた社寺林、住民が育ててきた屋敷の緑など点としての緑が調和した良好な郷土景観を形成している。さらに太平洋、夷隅川、塩田川に代表される自然環境の豊かな水系の緑地軸、市内に点在する大小のため池郡があり、長い月日の中で、多様で良好な自然生態をもった緑地が形成されている。 このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を次のように進める。 ア. 海岸部では、リフレッシュ空間を目指した緑の文化レクリエーションエリアづくりを図る。 イ. 市街地を中心とする地区では、多様なレクリエーションの展開できるうるおいを目指した緑の文化都市づくりを図る。 ウ. 田園、丘陵地では、自然環境・風土を生かした特色ある都市近郊林の保全・活用を図る。 ・緑地の確保目標水準 身近な自然環境と触れ合える生活環境を実現するため、道路、河川、公園、緑地等の公的空間において、樹木を始めとする緑の増加に努める。 また、都市公園等は、歩いていける範囲に公園等の整備を推進するとともに植樹面積の増加に努め、概ね20年後に住民一人当たりの都市公園等面積を、20平方メートル以上とする。 ②主要な緑地の配置の方針 a 環境保全系統 ア. 東部海岸線周辺 南房総国定公園・海岸保全地域内の松林は保安林として保全・育成を図る。	4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要な市街地開発事業の決定の方針 ア. 大原駅前周辺地区 市街地の高度利用と都市機能の更新を図るため、大原駅前商店街から中央商店街にわたる地区について、駅前市街地としての計画的なまちづくりを進める。 イ. 太東駅周辺地区 太東駅周辺は、計画的な都市基盤整備の推進により、良好な市街地の整備を図り、土地利用の計画的なまちづくりを進める。 ウ. 長者町駅周辺地区 長者町駅周辺は、計画的な都市基盤整備の推進により、良好な市街地の整備を図り、土地利用の計画的なまちづくりを進める。 5) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 ①基本方針 本区域は美しい海岸と豊かな緑に恵まれた市で変化に富んだ海岸線、田園と豊かな森林の丘陵地が織りなす美しい面としての緑に加え、古くから地域のシンボルとして親しまれてきた社寺林、住民が育ててきた屋敷の緑など点としての緑が調和した良好な郷土景観を形成している。さらに太平洋、夷隅川、塩田川に代表される自然環境の豊かな水系の緑地軸、市内に点在する大小のため池郡があり、長い月日の中で、多様で良好な自然生態をもった緑地が形成されている。 このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を次のように進める。 ア. 海岸部では、リフレッシュ空間を目指した緑の文化レクリエーションエリアづくりを図る。 イ. 市街地を中心とする地区では、多様なレクリエーションの展開できるうるおいを目指した緑の文化都市づくりを図る。 ウ. 田園、丘陵地では、自然環境・風土を生かした特色ある都市近郊林の保全・活用を図る。 ・緑地の確保目標水準 身近な自然環境と触れ合える生活環境を実現するため、道路、河川、公園、緑地等の公的空間において、樹木を始めとする緑の増加に努める。 また、都市公園等は、歩いていける範囲に公園等の整備を推進するとともに植樹面積の増加に努め、概ね20年後に住民一人当たりの都市公園等面積を、20平方メートル以上とする。 ②主要な緑地の配置の方針 a 環境保全系統 ア. 東部海岸線周辺 南房総国定公園・海岸保全地域内の松林は保安林として保全・育成を図る。

新	旧
イ. 夷隅川・塩田川周辺の河川緑地 本区域の緑の都市軸として位置づけ、うるおいのある水辺空間創出のため保全、配置を図る。 ウ. 西部丘陵地 県指定の郷土環境保全地域である清水観音の森は、照葉樹林等保存樹林として保全を図る。丘陵地の森林や斜面緑地は、都市的土地利用との調整を図りながら適性に保全・育成する。 エ. 市街地・集落地内の緑地 良好な樹林地・屋敷林、境内林等の緑地の保全を図る。 オ. 市街地を抱く丘陵地 市街地の東・西に連なる丘陵地の緑は市街地を取り囲み、背後の景観を構成する重要な要素となっているため保全・育成を図る。 ｂレクリエーション系統 ア. 区域全体 大原グラウンド及び文化センターをレクリエーション拠点とし、ネットワーク化により観光客も含めた交流拠点として配置する。 海岸部はすでに広域的レクリエーションエリアとして機能しており、この位置づけを強化するとともに緑道、田園、丘陵地の中に配置した自然遊歩道、サイクリングロードによりふるさとの風景を楽しめる緑の散歩道ネットワークなど市街地内での緑のレクリエーション機能を有する緑地の充足に努める。 イ. 海岸地域 海と親しむ交流地域として、八幡岬・太東海浜広場・太東埼灯台・太東海浜植物郡落・和泉浦地先を広域的レクリエーション拠点として位置づける。 ウ. いすみ市運動公園 広域的なレクリエーション拠点として位置づけ、高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の活発化や、住民のスポーツ志向の高揚に対処し、区域外のレクリエーション需要にも対応する公園として配置する。 エ. 岬地域中部市街地 市街地の日常的なレクリエーションの場としている総合運動場や、今後市街地整備に対応した公園・緑地等を計画的に配置し、健康づくりの拠点として位置づける。 オ. 西部丘陵地 音羽の森公園・童謡の里の周辺は歴史的環境と地域産業を生かしつつ、地域特有の里山を活用した自然交流体験拠点として位置づける。	イ. 夷隅川・塩田川周辺の河川緑地 本区域の緑の都市軸として位置づけ、うるおいのある水辺空間創出のため保全、配置を図る。 ウ. 西部丘陵地 県指定の郷土環境保全地域である清水観音の森は、照葉樹林等保存樹林として保全を図る。丘陵地の森林や斜面緑地は、都市的土地利用との調整を図りながら適性に保全・育成する。 エ. 市街地・集落地内の緑地 良好な樹林地・屋敷林、境内林等の緑地の保全を図る。 オ. 市街地を抱く丘陵地 市街地の東・西に連なる丘陵地の緑は市街地を取り囲み、背後の景観を構成する重要な要素となっているため保全・育成を図る。 ｂレクリエーション系統 ア. 区域全体 大原グラウンド及び文化センターをレクリエーション拠点とするとともに、<u>椿公園（風致公園）を整備促進し、</u>ネットワーク化により観光客も含めた交流拠点として配置する。 海岸部はすでに広域的レクリエーションエリアとして機能しており、この位置づけを強化するとともに緑道、田園、丘陵地の中に配置した自然遊歩道、サイクリングロードによりふるさとの風景を楽しめる緑の散歩道ネットワークなど市街地内での緑のレクリエーション機能を有する緑地の充足に努める。 イ. 海岸地域 海と親しむ交流地域として、八幡岬・太東海浜広場・太東埼灯台・太東海浜植物郡落・和泉浦地先を広域的レクリエーション拠点として位置づける。 ウ. いすみ市運動公園 広域的なレクリエーション拠点として位置づけ、高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の活発化や、住民のスポーツ志向の高揚に対処し、区域外のレクリエーション需要にも対応する公園として配置する。 エ. 岬地域中部市街地 市街地の日常的なレクリエーションの場としている総合運動場や、今後市街地整備に対応した公園・緑地等を計画的に配置し、健康づくりの拠点として位置づける。 オ. 西部丘陵地 音羽の森公園・童謡の里の周辺は歴史的環境と地域産業を生かしつつ、地域特有の里山を活用した自然交流体験拠点として位置づける。

新	旧
カ．大原台地区 地区計画決定のある大原台地区は、住宅地として計画的に整備されており、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園をレクリエーション拠点として配置する。 キ．歴史的資源 名所、旧跡、文化財を人文系レクリエーション資源の緑地として保全する。 c 防災系統 ア．地域全体 水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、河川増水調整機能を有する農地の保全・管理に努める。 イ．市街地 地震・火災や津波等の災害発生時における安全を確保するため、周辺地区からの避難地や防災拠点として多様な機能を持つ公園・緑地の整備・充実を図るとともに、学校等公共施設の避難場所、防災拠点の確保、安全な避難路の整備によるネットワーク化を図る。 ウ．海岸地域 自然災害を防止する緑地としての松林を現在の状態で保存し整備促進に努める。 エ．主要幹線道路周辺 国道等の主要幹線道路周辺においては、公害を防止する緑地として車道と住宅地との間に、植樹帯の確保を図る。 d 景観構成系統 ア．地域全体 太平洋に面した日在浦海岸、南房総国定公園内松林や、太東埼灯台周辺一帯は緑に囲まれた貴重な眺望地として、また、区域内に残る社寺林・丘陵地に広がる森林・田園風景等ふるさと景観資源として、保全を図る。 イ．夷隅川等 二級河川夷隅川とその支流の準用河川桑田川・椎木川・弓取川の河川沿いに広がる河川緑地は、うるおいのある河川景観として保全を図る。 ウ．塩田川 塩田川は<u>うるおい</u>のある都市景観として、また、水と緑のネットワークの軸として位置づける。 ③実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア．街区公園、近隣公園等 中心市街地・海浜市街地等の街区公園及び既存の近隣公園については、必要に応じ整備の充実を図る。	カ．大原台地区 地区計画決定のある大原台地区は、住宅地として計画的に整備されており、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園をレクリエーション拠点として配置する。 キ．歴史的資源 名所、旧跡、文化財を人文系レクリエーション資源の緑地として保全する。 c 防災系統 ア．地域全体 水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、河川増水調整機能を有する農地の保全・管理に努める。 イ．市街地 地震・火災や津波等の災害発生時における安全を確保するため、周辺地区からの避難地や防災拠点として多様な機能を持つ公園・緑地の整備・充実を図るとともに、学校等公共施設の避難場所、防災拠点の確保、安全な避難路の整備によるネットワーク化を図る。 ウ．海岸地域 自然災害を防止する緑地としての松林を現在の状態で保存し整備促進に努める。 エ．主要幹線道路周辺 国道等の主要幹線道路周辺においては、公害を防止する緑地として車道と住宅地との間に、植樹帯の確保を図る。 d 景観構成系統 ア．地域全体 太平洋に面した日在浦海岸、南房総国定公園内松林や、太東埼灯台周辺一帯は緑に囲まれた貴重な眺望地として、また、区域内に残る社寺林・丘陵地に広がる森林・田園風景等ふるさと景観資源として、保全を図る。 イ．夷隅川等 二級河川夷隅川とその支流の準用河川桑田川・椎木川・弓取川の河川沿いに広がる河川緑地は、うるおいのある河川景観として保全を図る。 ウ．塩田川 塩田川は<u>潤い</u>のある都市景観として、また、水と緑のネットワークの軸として位置づける。 ③実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア．街区公園、近隣公園等 中心市街地・海浜市街地等の街区公園及び既存の近隣公園については、必要に応じ整備の充実を図る。

新	旧										
イ. 運動公園 いすみ市運動公園は、周辺環境との一体性に配慮し、計画的な緑地整備を図る。 b 地域制緑地 大原地区のシンボルとなっている「椿の里」、椎木地区小鳥の森を、保存樹林として緑地保全を図る。 ④主要な緑地の確保目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。 a 公園緑地等の施設緑地 <table> <tr> <th>種 別</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>運動公園</td><td>いすみ市運動公園</td></tr> </table> (注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。	種 別	名称等	運動公園	いすみ市運動公園	イ. 運動公園 いすみ市運動公園は、周辺環境との一体性に配慮し、計画的な緑地整備を図る。 b 地域制緑地 大原地区のシンボルとなっている「椿の里」、椎木地区小鳥の森を、保存樹林として緑地保全を図る。 ④主要な緑地の確保目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。 a 公園緑地等の施設緑地 <table> <tr> <th>種 別</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>運動公園</td><td>いすみ市運動公園</td></tr> <tr> <td><u>風致公園</u></td><td><u>椿公園</u></td></tr> </table> (注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。	種 別	名称等	運動公園	いすみ市運動公園	<u>風致公園</u>	<u>椿公園</u>
種 別	名称等										
運動公園	いすみ市運動公園										
種 別	名称等										
運動公園	いすみ市運動公園										
<u>風致公園</u>	<u>椿公園</u>										

新	旧
本区域は、東京大都市圏の高度な人口、産業、その他の諸機能の集積を背景とし、豊かな自然や観光・レクリエーション資源を生かした新しい住宅機能、産業機能の展開地域となるとともに、大都市住民の余暇ニーズの高度化、多様化に対応した広域的リゾートレクリエーション拠点としての役割が期待されている。また、今後、高規格道路鴨川・大原道路の<u>検討</u>とあわせ、交通利便性の向上を生かした都市機能の誘導により、地域の活性化を図っていく必要がある。 これらを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。 ○自然と歴史に調和した浪漫あふれる魅力づくり ・首都圏や千葉県の都市地域から見て本区域の自然は非常に魅力的であり、かけがえないものである。また、長い歴史の中で慈しまれてきた物語や風土・景観等は、個性として大切にし、さらに育ててゆくことが必要で、そのことが、個性と魅力づくりにつながるものであると考える。 ○豊かで住みよい定住環境づくり ・住みよい定住環境を整備することは、「自然と歴史に調和した浪漫あふれる魅力づくり」と合致することによって生み出され、このため、教育、文化、福祉、健康、防災、コミュニティ等が充足され、高齢者、子供はもとより、全体が安心・安全・豊かな社会生活を営むことが可能なまちづくりを進める。 ○活力と個性あふれるにぎわいづくり ・「豊かで住みよい定住環境づくり」のためには、経済生活を豊かにする産業の活性化も必要であり、そのためには、従来からの産業の特徴である観光・レクリエーションに加え、それと関連する農漁業の振興や商工業の振興を合わせて行うことが必要である。 ○暮らしやすい都市基盤づくり ・住みよい定住環境と観光・レクリエーション産業を支えるためには、交通及び供給処理施設の整備、充実が必要である。 ○人々が安心して暮らせる災害に強いまちづくり ・防災・減災のため、住民一人ひとりの防災意識を高め、また、防災のための施設・設備の整備を進める。 ○コンパクトなまちづくり ・駅周辺や地域拠点に生活に必要な施設の集積を図り、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトなまちづくりを進める。 ○住民参加の都市づくり ・以上のようなまちづくりを進めていくには、誰にでも分かりやすい計画づくりを行うだけでなく、住民の協力と参加が必要である。 (2) 地域毎の市街地像 本区域の市街地は、御宿駅周辺及び海岸部の既成市街地である御宿地区と、新市街地の住宅団地である御宿台地区からなる。これら市街地の連携を強化し、一体的な市街地の形成を図る。 【御宿地区】 御宿地区については、御宿駅周辺及び国道 128 号沿道の既存商業地を核として市街地が形成されており、引き続き御宿駅を中心に、居住や商業・業務等の都市機能の一層の集積を図る。居住については、戸建住宅を中心とした住宅地の形成を図るとともに、清水川や境内地などの緑を整備・保全し、良好な住環境の形成を図る。海岸部の	本区域は、東京大都市圏の高度な人口、産業、その他の諸機能の集積を背景とし、豊かな自然や観光・レクリエーション資源を生かした新しい住宅機能、産業機能の展開地域となるとともに、大都市住民の余暇ニーズの高度化、多様化に対応した広域的リゾートレクリエーション拠点としての役割が期待されている。また、今後、<u>地域</u>高規格道路<u>茂原・一宮・大原道路</u>、鴨川・大原道路の<u>整備の推進</u>とあわせ、交通利便性の向上を生かした都市機能の誘導により、地域の活性化を図っていく必要がある。 これらを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。 ○自然と歴史に調和した浪漫あふれる魅力づくり ・首都圏や千葉県の都市地域から見て本区域の自然は非常に魅力的であり、かけがえないものである。また、長い歴史の中で慈しまれてきた物語や風土・景観等は、個性として大切にし、さらに育ててゆくことが必要で、そのことが、個性と魅力づくりにつながるものであると考える。 ○豊かで住みよい定住環境づくり ・住みよい定住環境を整備することは、「自然と歴史に調和した浪漫あふれる魅力づくり」と合致することによって生み出され、このため、教育、文化、福祉、健康、防災、コミュニティ等が充足され、高齢者、子供はもとより、全体が安心・安全・豊かな社会生活を営むことが可能なまちづくりを進める。 ○活力と個性あふれるにぎわいづくり ・「豊かで住みよい定住環境づくり」のためには、経済生活を豊かにする産業の活性化も必要であり、そのためには、従来からの産業の特徴である観光・レクリエーションに加え、それと関連する農漁業の振興や商工業の振興を合わせて行うことが必要である。 ○暮らしやすい都市基盤づくり ・住みよい定住環境と観光・レクリエーション産業を支えるためには、交通及び供給処理施設の整備、充実が必要である。 ○人々が安心して暮らせる災害に強いまちづくり ・防災・減災のため、住民一人ひとりの防災意識を高め、また、防災のための施設・設備の整備を進める。 ○コンパクトなまちづくり ・駅周辺や地域拠点に生活に必要な施設の集積を図り、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトなまちづくりを進める。 ○住民参加の都市づくり ・以上のようなまちづくりを進めていくには、誰にでも分かりやすい計画づくりを行うだけでなく、住民の協力と参加が必要である。 2) 地域毎の市街地像 本区域の市街地は、御宿駅周辺及び海岸部の既成市街地である御宿地区と、新市街地の住宅団地である御宿台地区からなる。これら市街地の連携を強化し、一体的な市街地の形成を図る。 【御宿地区】 御宿地区については、御宿駅周辺及び国道 128 号沿道の既存商業地を核として市街地が形成されており、引き続き御宿駅を中心に、居住や商業・業務等の都市機能の一層の集積を図る。居住については、戸建住宅を中心とした住宅地の形成を図るとともに、清水川や境内地などの緑を整備・保全し、良好な住環境の形成を図る。海岸部の

新	旧
市街地は、海のレクリエーションの拠点と位置付け、宿泊施設、商業施設の立地する景観的にも魅力ある市街地を形成し、観光客等が海に親しみやすい環境の整備・保全を図る。 【御宿台地区】 御宿台地区については、計画的な開発により、良好な住宅地として基盤整備が図られていることから、継続的に良好な住環境の維持を図る。	市街地は、海のレクリエーションの拠点と位置付け、宿泊施設、商業施設の立地する景観的にも魅力ある市街地を形成し、観光客等が海に親しみやすい環境の整備・保全を図る。 【御宿台地区】 御宿台地区については、計画的な開発により、良好な住宅地として基盤整備が図られていることから、継続的に良好な住環境の維持を図る。 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 <u>本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。</u> <u>本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、人口は近年、減少傾向にある。</u> <u>今後もその傾向は継続するものと予測され、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。</u> <u>以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。</u>
2. 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針 御宿駅周辺を本区域の中心拠点として、居住や商業・業務等の都市機能の集積を図る。 また、<u>既存の道路ネットワークやバス等の公共交通機関により、御宿台地区や周辺集落から駅周辺の中心拠点へのアクセスを確保することで、本区域としての集約型都市構造の形成を図る。</u> ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 <u>本区域の特色である水産業や観光業をはじめとした多様な地域資源や、長生グリーンラインの整備の推進など交通利便性の向上を生かした都市機能の誘導により、産業の持続的な発展や交流人口・関係人口の拡大などを図る。</u> ③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針 地震や津波をはじめ、様々な災害における被害を軽減するため、道路や河川等の基盤整備を促進するとともに、迅速な避難に向けた体制の強化を図る。 地震発生時の火災の延焼を抑制し、迅速な避難を促すため、避難路の整備・確保や、沿道の建築物の不燃化・耐震化等を促進する。 津波の危険性が高い区域においては、津波避難場所の確保を図る。 台風や集中豪雨に対しては、土砂災害対策を講じるとともに、保水・遊水機能がある自然的な土地利用の保全を図る。 土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。	3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 都市づくりの基本方針 ①集約型都市構造に関する方針 御宿駅周辺を本区域の中心拠点として、居住や商業・業務等の都市機能の集積を図る。 また、道路ネットワークやバス等の公共交通機関により、御宿台地区や周辺集落から駅周辺の中心拠点へのアクセスを確保することで、本区域としての集約型都市構造の形成を図る。 ②都市の防災及び減災に関する方針 地震や津波をはじめ、様々な災害における被害を軽減するため、道路や河川等の基盤整備を促進するとともに、迅速な避難に向けた体制の強化を図る。 地震発生時の火災の延焼を抑制し、迅速な避難を促すため、避難路の整備・確保や、沿道の建築物の不燃化・耐震化等を促進する。 津波の危険性が高い区域においては、津波避難場所の確保を図る。 台風や集中豪雨に対しては、土砂災害対策を講じるとともに、保水・遊水機能がある自然的な土地利用の保全を図る。 土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。

新	旧
④<u>自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針</u> 集約型都市構造の形成促進やバス等の公共交通の利用促進を図ることによって、二酸化炭素の排出を抑制し、低炭素な都市の実現を図る。また、二酸化炭素の吸収源となるとともに、多面的な機能を有するグリーンインフラとして自然環境の保全や市街地内の緑化に努める。 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針 a 商業・業務地 ア. 御宿駅前通り地区 御宿駅前通り地区は、駅から海岸に向かう沿道を商業・業務地と位置づけ、本区域の中心拠点を担う商業・業務機能及び観光サービス施設等が集積する土地利用の形成を図る。 イ. 国道 128 号沿道地区 国道 128 号沿道地区は、交通利便性を生かした商業・業務機能及び観光サービス施設等が立地する土地利用の形成を図る。 b 住宅地 ア. 御宿地区 御宿駅前通り地区及び国道 128 号沿道地区に隣接し、御宿海岸と一体の魅力的な景観を備えた住宅地であり、戸建住宅を中心とした中低層の一般住宅地の形成を図る。 また、本地区のうち岩和田・浜地区は、漁業を中心とした集落の佇まいやコミュニティが残され、民宿なども営まれており、地域性を生かした住宅地の形成を図る。 イ. 御宿台地区 低層戸建を中心の住宅地として計画的に基盤整備された地区であり、地区計画による居住環境の良好な住宅地を今後とも維持する。 ②土地利用の方針 ア. 居住環境の改善又は維持に関する方針 御宿地区のうち岩和田・浜地区を除く地区は、戸建住宅を中心とした市街地が形成されており、高齢者や障害者に配慮した道路、公園等の生活基盤等の整備を行い、居住環境の改善を図る。 岩和田地区、浜地区は、昔からの漁業集落の佇まいやコミュニティが残された市街地であり、良好な住環境の形成等、地域らしさの保全策を推進する。 地区計画を定めた御宿台地区は、今後も良好な居住環境の維持、保全を図る。 なお、防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。 イ. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内や集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。	③低炭素型都市づくりに関する方針 集約型都市構造の形成促進やバス等の公共交通の利用促進を図ることによって、二酸化炭素の排出を抑制し、低炭素な都市の実現を図る。また、二酸化炭素の吸収源となる自然環境の保全や市街地内の緑化に努める。 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 a 商業・業務地 ア. 御宿駅前通り地区 御宿駅前通り地区は、駅から海岸に向かう沿道を商業・業務地と位置づけ、本区域の中心拠点を担う商業・業務機能及び観光サービス施設等が集積する土地利用の形成を図る。 イ. 国道 128 号沿道地区 国道 128 号沿道地区は、交通利便性を生かした商業・業務機能及び観光サービス施設等が立地する土地利用の形成を図る。 b 住宅地 ア. 御宿地区 御宿駅前通り地区及び国道 128 号沿道地区に隣接し、御宿海岸と一体の魅力的な景観を備えた住宅地であり、戸建住宅を中心とした中低層の一般住宅地の形成を図る。 また、本地区のうち岩和田・浜地区は、漁業を中心とした集落の佇まいやコミュニティが残され、民宿なども営まれており、地域性を生かした住宅地の形成を図る。 イ. 御宿台地区 低層戸建を中心の住宅地として計画的に基盤整備された地区であり、地区計画による居住環境の良好な住宅地を今後とも維持する。 ② 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 ア. 居住環境の改善又は維持に関する方針 御宿地区のうち岩和田・浜地区を除く地区は、戸建住宅を中心とした市街地が形成されており、高齢者や障害者に配慮した道路、公園等の生活基盤等の整備を行い、居住環境の改善を図る。 岩和田地区、浜地区は、昔からの漁業集落の佇まいやコミュニティが残された市街地であり、良好な住環境の形成等、地域らしさの保全策を推進する。 地区計画を定めた御宿台地区は、今後も良好な居住環境の維持、保全を図る。 なお、防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。 イ. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内や集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。

新	旧
御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図る。 海岸部の防砂林、清水川緑道、月の沙漠記念公園など市街地周辺の緑地は、景観上、観光振興上、貴重な資源であることから景観緑地として保全を図る。 ウ．優良な農地との健全な調和に関する方針 内陸丘陵地の農業集落地の周辺には、農業生活の場として、<u>区画整理を行って</u>いることから、優良な農用地として保全する。 エ．災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。 オ．自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 寺社境内地の緑地や市街地周辺の緑地は市街地景観を特色づけるとともに、町民に身近な自然として親しまれてきた場でもあり、都市的緑地等として<u>保全を図る</u>。また、景観面、観光面からも貴重な資源であるため、その維持・活用を図っていく必要がある。 南房総国定公園区域内の海岸部は緑地として、<u>浦仲海岸後背地は保安林として、それぞれ保全し</u>、清水川緑道や月の沙漠記念公園、メキシコ記念公園といった周辺緑地施設との連携を図るものとする。 清水川を始めとした河川及び水源地である御宿ダム等の<u>水辺環境の保全</u>を図るとともに、水に親しむ場づくりを進め、御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図るものとする。 カ．秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 駅西側地区は、既成市街地である御宿駅前通り地区と整合を図り、駅東西の将来の一体的な土地利用の可能性を検討する。 計画的な都市的土地利用の実現の際は、農林業等の土地利用と調和を図りながら自然及び周辺環境に配慮した整備を行う。 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア．交通体系の整備の方針 広域道路ネットワークとして高規格道路鴨川・大原道路の<u>検討を進める</u>。 また、観光地に集中する自動車の渋滞や排気ガスなどによる環境への影響を低減するために、広域道路ネットワークを活用した高速バス路線の整備や鉄道の利用利便性の向上など公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮した交通体系の整備を図る。 また、都市計画道路の整備促進や拡充を図るとともに、国県道の整備と併せて地域の回遊性を高め、内部交流の強化を目指す幹線道路ネットワークの充実を図る。 上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備の基本方針は、以下のとおりとする。	御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図る。 海岸部の防砂林、清水川緑道、月の沙漠記念公園など市街地周辺の緑地は、景観上、観光振興上、貴重な資源であることから景観緑地として保全を図る。 ウ．優良な農地との健全な調和に関する方針 内陸丘陵地の農業集落地の周辺には、農業生活の場として、<u>区画整理や農業用水、農業排水、農道等の基盤整備を図るほか、貸農園や委託栽培、あるいは観光農業等の新しい農業振興の方向を検討している</u>ことから、優良な農用地として保全する。 エ．災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。 オ．自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 寺社境内地の緑地や市街地周辺の緑地は市街地景観を特色づけるとともに、町民に身近な自然として親しまれてきた場でもあり、<u>これらを保全しつつ、都市的緑地等として公園や散策路の整備を行う</u>。また、景観面、観光面からも貴重な資源であるため、その維持・活用を図っていく必要がある。 南房総国定公園区域内の海岸部は緑地として、浦中海岸後背地は保安林として、それぞれ保存し、清水川緑道や月の沙漠記念公園、メキシコ記念公園といった周辺緑地施設との連携を図るものとする。 清水川を始めとした河川及び水源地である御宿ダム等の保全を図るとともに、水に親しむ場づくりを進め、御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図るものとする。 カ．秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 駅西側地区は、既成市街地である御宿駅前通り地区と整合を図り、駅東西の将来の一体的な土地利用の可能性を検討する。 計画的な都市的土地利用の実現の際は、農林業等の土地利用と調和を図りながら自然及び周辺環境に配慮した整備を行う。
3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア．交通体系の整備の方針 広域道路ネットワークとして高規格道路鴨川・大原道路の<u>検討を進める</u>。 また、観光地に集中する自動車の渋滞や排気ガスなどによる環境への影響を低減するために、広域道路ネットワークを活用した高速バス路線の整備や鉄道の利用利便性の向上など公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮した交通体系の整備を図る。 また、都市計画道路の整備促進や拡充を図るとともに、国県道の整備と併せて地域の回遊性を高め、内部交流の強化を目指す幹線道路ネットワークの充実を図る。 上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備の基本方針は、以下のとおりとする。	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア．交通体系の整備の方針 広域道路ネットワークとして<u>地域高規格道路鴨川・大原道路の計画・整備を推進する</u>。 また、観光地に集中する自動車の渋滞や排気ガスなどによる環境への影響を低減するために、広域道路ネットワークを活用した高速バス路線の整備や鉄道の利用利便性の向上など公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮した交通体系の整備を図る。 また、都市計画道路の整備促進や拡充を図るとともに、国県道の整備と併せて地域の回遊性を高め、内部交流の充実を図る幹線ネットワークの実現を図る。 上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備の基本方針

新	旧
・ 広域交通軸の整備を踏まえた都市交通軸の強化 本区域の内陸丘陵地では、高規格道路鴨川・大原道路などの広域交通軸の構想があり、これらの整備の進展を踏まえ、首都圏を含む広域的な交流・連携が期待されている。 ・ 都市の利便性と一体性を高める生活軸（補助幹線道路）の体系的整備 都市内においては今後、御宿地区の既成市街地と御宿台地区と御宿駅、町役場をはじめとした各種公共公益施設との連携を高めるため、既存道路網、都市交通軸を生かした体系的道路整備により、都市拠点や都市全体の一体性を高め交通環境の向上を図る。 また、交通結節点としての御宿駅は今後の市街化の進展に対応して、ターミナル機能の充実と利便性の向上を図る必要があり、総合的なまちづくりの観点から整備が必要である。 ・ 歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり 様々な立場の歩行者への配慮や街並みの重要な景観要素の視点から、歩行者空間の充実や水と緑の拠点とのネットワーク化により、質の高い道づくりを促進する。また、観光拠点におけるサイクルステーションの整備等により、自転車で巡りやすい観光地づくりを推進する。 ・ 公共交通環境の維持・改善 今後の市街化や高齢化の進展により、公共交通需要がさらに高まるものと予想されるため、バス交通の利便性の向上のための道路整備やJ・R外房線との交通結節点である御宿駅に駅前広場の整備を図る。 イ. 整備水準の目標 【道 路】 都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約0.1km/km²（令和2年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。 【鉄 道】 通勤通学をはじめ、観光客の利用する鉄道・乗用車等の結節点として、御宿駅前広場の整備充実を図る。 【駐車場】 海のリゾートレクリエーションの拠点として駐車場需要の高い海洋地域では、公共的駐車施設が整備済みであり、今後もその維持・充実を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 道 路 【主要幹線道路】 ・ 国道 128 号 広域的な都市間道路、また、本区域の中心市街地を通る主要な骨格道路として配置する。	は、以下のとおりとする。 ・ 広域交通軸の整備を踏まえた都市交通軸の強化 本区域の内陸丘陵地では、<u>地域</u>高規格道路鴨川・大原道路などの広域交通軸の構想があり、これらの整備の進展を踏まえ、首都圏を含む広域的な交流・連携が期待されている。 ・ 都市の利便性と一体性を高める生活軸（補助幹線道路）の体系的整備 都市内においては今後、御宿地区の既成市街地と御宿台地区と御宿駅、町役場をはじめとした各種公共公益施設との連携を高めるため、既存道路網、都市交通軸を生かした体系的道路整備により、都市拠点や都市全体の一体性を高め交通環境の向上を図る。 また、交通結節点としての御宿駅は今後の市街化の進展に対応して、ターミナル機能の充実と利便性の向上を図る必要があり、総合的なまちづくりの観点から整備が必要である。 ・ 歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり 様々な立場の歩行者への配慮や街並みの重要な景観要素の視点から、歩行者空間の充実や水と緑の拠点とのネットワーク化により、質の高い道づくりを促進する。また、観光拠点におけるサイクリングターミナルの整備等により、自転車で巡りやすい観光地づくりを推進する。 ・ 公共交通環境の維持・改善 今後の市街化や高齢化の進展により、公共交通需要がさらに高まるものと予想されるため、バス交通の利便性の向上のための道路整備や<u>東日本旅客鉄道</u>外房線との交通結節点である御宿駅に駅前広場の整備を図る。 イ. 整備水準の目標 【道 路】 都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約0.1km/km²（平成22年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。 【鉄 道】 通勤通学をはじめ、観光客の利用する鉄道・乗用車等の結節点として、御宿駅前広場の整備充実を図る。 【駐車場】 海のリゾートレクリエーションの拠点として駐車場需要の高い海洋地域では、公共的駐車施設が <u>800 台程度</u>整備済みであり、今後もその維持・充実を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 道 路 【主要幹線道路】 ・ 国道 128 号 広域的な都市間道路、また、本区域の中心市街地を通る主要な骨格道路として配置する。

新	旧
【幹線道路】 - 一般県道夷隅御宿線 国道 128 号から内陸丘陵地及び隣接市を連絡する道路として配置する。 - 一般県道勝浦布施大原線バイパス 本区域の北西側において市街地地域と内陸丘陵地を連絡する道路として配置する。 - 一般県道勝浦布施大原線 本区域の北側において隣接市と連絡をする道路として配置する。 - 一般県道上布施勝浦線 本区域の南西側における内陸丘陵地の骨格道路であり、隣接市と連絡する道路として配置する。 - 都市計画道路 3・4・1 号 御宿停車場線 御宿駅と広域幹線道路を連絡する駅前のシンボル道路として配置する。なお、御宿駅東口に駅前広場を設ける。 - 都市計画道路 3・4・2 号 ロペス通り線 国道 128 号から海岸部の市街地を連絡する道路として配置する。 - 町道 0110 号線 <u>浜及び御宿台地区と実谷地区を連絡するとともに、一般県道勝浦布施大原線バイパスから隣接する市町の主要な地域を相互に連絡する道路として配置する。</u> イ. その他 海のリゾートレクリエーションの拠点として観光客等の動向に対応した駐車場の整備・充実を図る。 ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 水と緑に囲まれた自然環境豊かな本区域においても、近年の生活様式及び産業構造の変化により海、河川、用水路等公共用水域の水質悪化が進行している状況であり、水質の改善と生活環境の向上が急務となっている。このような状況を踏まえ、町では各家庭の単独浄化槽・汲み取り便槽の合併浄化槽への転換補助事業をはじめ、河川の水質調査、水質保全の啓発事業などを実施しており、今後、地域の特性や住民の意向を考慮し、効率的・効果的な污水处理を図る。 河川については農業や上水道の水源として活用されるとともに、排水路として活用されているが、洪水などの自然災害防止に重要な役割を果たしていることから、今後流下能力の向上を検討する。 【下水道】 市街地においては、地域の特性に応じて効率的・効果的な污水处理施設や雨水排水施設の整備を進める。 <u>市街地外の集落地等においても、生活環境の改善・向上のため、必要に応じて適切な污水处理施設等の整備と維持を図る。</u>	【幹線道路】 - 一般県道夷隅御宿線 国道 128 号から内陸丘陵地及び隣接市を連絡する道路として配置する。 - 一般県道勝浦布施大原線バイパス 本区域の北西側において市街地地域と内陸丘陵地を連絡する道路として配置する。 - 一般県道勝浦布施大原線 本区域の北側において隣接市と連絡をする道路として配置する。 - 一般県道上布施勝浦線 本区域の南西側における内陸丘陵地の骨格道路であり、隣接市と連絡する道路として配置する。 - 都市計画道路 3・4・1 号 御宿停車場線 御宿駅と広域幹線道路を連絡する駅前のシンボル道路として配置する。なお、御宿駅東口に駅前広場を設ける。 - 都市計画道路 3・4・2 号 ロペス通り線 国道 128 号から海岸部の市街地を連絡する道路として配置する。 イ. その他 海のリゾートレクリエーションの拠点として観光客等の動向に対応した駐車場の整備・充実を図る。 ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 水と緑に囲まれた自然環境豊かな本区域においても、近年の生活様式及び産業構造の変化により海、河川、用水路等公共用水域の水質悪化が進行している状況であり、水質の改善と生活環境の向上が急務となっている。このような状況を踏まえ、町では各家庭の単独浄化槽・汲み取り便槽の合併浄化槽への転換補助事業をはじめ、河川の水質調査、水質保全の啓発事業などを実施しており、今後、地域の特性や住民の意向を考慮し、効率的・効果的な污水处理を図る。 河川については農業や上水道の水源として活用されるとともに、排水路として活用されているが、洪水などの自然災害防止に重要な役割を果たしていることから、今後流下能力の向上を検討する。 【下水道】 市街地における下水道の整備については、地域の特性に応じて効率的・効果的な污水处理施設や雨水排水施設の整備を進める。

新	旧
【河 川】 本区域には市街地を流れる二級河川清水川とその上流の普通河川清水川、準用河川上落合川、堺川、裾無川をはじめ、普通河川 5 河川の計 9 河川がある。 これらの河川は上流部では農業や上水道の水源、排水路として活用されるが、防災上の重要な役割を果たすことから、今後も災害防止の整備を促進する。 本区域の河川は市街地を通して観光拠点である海岸にいたっていることから、ひとつの観光資源になっており、親水性や景観に配慮し潤いのある整備を図る。 イ. 整備水準の目標 【下水道】 汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。 【河 川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 汚水処理については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。 雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。 イ. 河 川 清水川は、環境整備を図るとともに、公園機能を兼ねた遊水地等の治水施設の整備を図る。 また、準用河川については、自然型護岸及び河床の整備を図り、人が水とふれあう空間を整備する。 (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ①基本方針 本区域は、魅力ある海岸と豊かな緑に囲まれた自然を生かし、観光リゾートを中心に発展してきた町であり、これらの自然資源を保全し、公園整備等と併せて活用することによって、観光面、景観面、防災面、居住環境等の向上を図るものとする。	【河 川】 本区域には市街地を流れる二級河川清水川とその上流の普通河川清水川、準用河川上落合川、堺川、裾無川をはじめ、普通河川 5 河川の計 9 河川がある。 これらの河川は上流部では農業や上水道の水源、排水路として活用されるが、防災上の重要な役割を果たすことから、今後も災害防止の整備を促進する。 本区域の河川は市街地を通して観光拠点である海岸にいたっていることから、ひとつの観光資源になっており、親水性や景観に配慮し潤いのある整備を図る。 イ. 整備水準の目標 【下水道】 汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。 【河 川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 汚水処理については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。 雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。 イ. 河 川 清水川は、環境整備を図るとともに、公園機能を兼ねた遊水地等の治水施設の整備を図る。 また、準用河川については、自然型護岸及び河床の整備を図り、人が水とふれあう空間を整備する。 ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 <u>健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。</u> b 主要な施設の配置の方針 ア. 火葬場 <u>本区域の住民のニーズを重視した公園的要素を備えた火葬場及び斎場等の施設整備を広域的な視野から検討する。</u> 4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 基本方針 本区域は、魅力ある海岸と豊かな緑に囲まれた自然を生かし、観光リゾートを中心に発展してきた町であり、これらの自然資源を保全し、公園整備等と併せて活用することによって、観光面、景観面、防災面、居住環境等の向上を図るものとする。<u>な</u>

新	旧
都市の緑の確保に当たっては、月の沙漠<u>記念公園</u>、メキシコ<u>記念公園</u>等の観光レクリエーションを対象とした公園の整備充実、運動場、テニスコート等のスポーツレクリエーションを対象とした公園、市街地周辺の修景を目的とした公園緑地、市街地内のコミュニティ対応の公園、海岸部の保安林等の緑地の保全等それぞれの目的に対応した海と緑に映える浪漫と歴史とリゾートのまちにふさわしい多様な公園緑地の整備・保全を図る。 市街地を取り囲む緑地や南房総国定公園は本区域のロマンチックリゾート都市としての市街地景観を特色づけるとともに、町民が身近に自然に親しむ場でもあることから、これらの保全を図るとともに、都市的緑地として公園や散策路の整備を行う。 その他の緑地は町民や来訪者が自然と親しむ緑として、また貴重な動植物の生息地として保全を図るとともに、レクリエーション道や公園等の整備を図る。 ・緑地等の確保目標水準 豊かな緑に囲まれた区域であるが、日常生活や観光で自然と緑にふれあえる環境を目指し、道路沿線の緑化の推進や、河川海岸の緑化や緑道の整備を図り、都市公園等は配置規模等に配慮した整備や既存の公園の整備拡充を図る。概ね 20 年後には、住民一人当たりの都市公園等の面積を 20 m²以上とすることを目標とする。 ② 主要な緑地の配置の方針 a 環境保全系統 ア. 御宿海岸沿岸 観光リゾート地として重要である南房総国定公園の海岸線の緑地と保安林は、保全・育成を図る。 イ. 御宿ダム周辺地区 御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図る。 ウ. 内陸丘陵地 里山景観を形成する内陸丘陵地の緑地の保全を図る。 エ. 市街地・集落地内及び周辺の緑地 まとまりのある樹林地、良好な屋敷林、境内林等の緑地は、市街地景観を特色づけるとともに、愛宕山、最明寺裏山、神明神社、浅間神社等は、鎮守の森として身近な自然として親しまれてきた場や昔からの森林でもあり、これらの維持・保全を図る。 b レクリエーション系統 ア. 地域全体 市街地内で、日常生活の中で身近に利用することができる公園は規模等を勘案し配置する。また、農山村部においても、必要に応じて小公園等のオープンスペースの確保を図る。	<u>お、御宿町は平成 23 年度に景観行政団体へ移行しており、今後景観計画を策定し自然と調和した景観の保全を図っていく。</u> 都市の緑の確保に当たっては、月の沙漠公園、メキシコ公園、<u>砂山公園</u>等の観光レクリエーションを対象とした公園の整備充実、運動場、テニスコート等のスポーツレクリエーションを対象とした公園、市街地周辺の修景を目的とした公園緑地、市街地内のコミュニティ対応の公園、海岸部の保安林等の緑地の保全等それぞれの目的に対応した海と緑に映える浪漫と歴史とリゾートのまちにふさわしい多様な公園緑地の整備・保全を図る。 市街地を取り囲む緑地や南房総国定公園は本区域のロマンチックリゾート都市としての市街地景観を特色づけるとともに、町民が身近に自然に親しむ場でもあることから、これらの保全を図るとともに、都市的緑地として公園や散策路の整備を行う。 その他の緑地は町民や来訪者が自然と親しむ緑として、また貴重な動植物の生息地として保全を図るとともに、レクリエーション道や公園等の整備を図る。 ・緑地等の確保目標水準 豊かな緑に囲まれた区域であるが、日常生活や観光で自然と緑にふれあえる環境を目指し、道路沿線の緑化の推進や、河川海岸の緑化や緑道の整備を図り、都市公園等は配置規模等に配慮した整備や既存の公園の整備拡充を図る。概ね 20 年後には、住民一人当たりの都市公園等の面積を 20 m²以上とすることを目標とする。 ② 主要な緑地の配置の方針 a 環境保全系統 ア. 御宿海岸沿岸 観光リゾート地として重要である南房総国定公園の海岸線の緑地と保安林は、保全・育成を図る。 イ. 御宿ダム周辺地区 御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図る。 ウ. 内陸丘陵地 里山景観を形成する内陸丘陵地の緑地の保全を図る。 エ. 市街地・集落地内及び周辺の緑地 まとまりのある樹林地、良好な屋敷林、境内林等の緑地は、市街地景観を特色づけるとともに、愛宕山、最明寺裏山、神明神社、<u>八坂神社</u>、浅間神社等は、鎮守の森として身近な自然として親しまれてきた場や昔からの森林でもあり、これらの維持・保全を図る。 b レクリエーション系統 ア. 地域全体 市街地内で、日常生活の中で身近に利用することができる公園は規模等を勘案し配置する。また、農山村部においても、必要に応じて小公園等のオープンスペースの確保を図る。

新	旧
イ. 市街地地域 レクリエーション拠点として御宿台中央公園を位置づけ、周辺のメキシコ記念公園、月の沙漠記念公園等の公園施設の充実と併せ、ネットワーク化により観光客も含めた交流拠点として活用を図る。また浅間公園等を眺望性・歴史性のある公園として配置し、町営運動公園については、公園利用の増進に向けて既存施設の充実・新規機能の導入を図る。 ウ. 海岸部 町営プールであるウォーターパークについて、既存施設の充実を図り、レクリエーション拠点として整備・検討を図る。 c 防災系統 ア. 地域全体 水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、遊水機能を有する農地等の保全を図る。 イ. 市街地 地震火災又は津波時における安全を確保するため、避難地として御宿台中央公園や町営運動公園等の活用を図るとともに、避難路の確保や公共公益施設等の避難所としての活用等、防災対策の充実、強化を図り、街区公園等を防災空地、地区の一次避難地として位置づけ、その整備の促進を図るものとする。 d 景観構成系統 ア. 地域全体 砂浜、松林の海浜景観、自然のスカイラインの保全等、市街地からの景観に配慮した周辺緑地の保全を図る。 イ. 市街地 本区域の表玄関となる御宿駅の周辺は、道路の緑化、沿道の歴史民族資料館・公民館等の立地する地区の緑化や沿道商店街の賑わいの景観、広場・公園等の整備等により町の顔としての景観形成を図る。 既存市街地は、御宿海岸の景観と調和した緑の多い市街地の景観形成を図る。 漁業集落地の雰囲気醸成する建築物や街並みの保全・岩和田漁港及び御宿漁港の活用による港景観の形成を図る。 御宿台での緑とリゾート的な景観の創出・緑豊かな戸建て住宅地の景観の創出と保全等による景観形成を図る。 ウ. 二級河川清水川等 親水化と合わせて、清水川沿川の緑化と散策道等の整備を図り、水と緑のネットワークの軸として配置する。	イ. 市街地地域 レクリエーション拠点として御宿台中央公園を位置づけ、周辺のメキシコ記念公園、月の沙漠記念公園等の公園施設の充実と併せ、ネットワーク化により観光客も含めた交流拠点として活用を図る。また浅間公園等を眺望性・歴史性のある公園として配置し、町営運動公園については、公園利用の増進に向けて既存施設の充実・新規機能の導入を図る。 ウ. 海岸部 町営プールであるウォーターパークについて、既存施設の充実・<u>新規機能の導入</u>を図り、レクリエーション拠点として整備・検討を図る。 c 防災系統 ア. 地域全体 水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、遊水機能を有する農地等の保全を図る。 イ. 市街地 地震火災又は津波時における安全を確保するため、避難地として御宿台中央公園や町営運動公園等の活用を図るとともに、避難路の確保や公共公益施設等の避難所としての活用等、防災対策の充実、強化を図り、街区公園等を防災空地、地区の一次避難地として位置づけ、その整備の促進を図るものとする。 d 景観構成系統 ア. 地域全体 砂浜、松林の海浜景観、自然のスカイラインの保全等、市街地からの景観に配慮した周辺緑地の保全を図る。 イ. 市街地 本区域の表玄関となる御宿駅の周辺は、道路の緑化、沿道の歴史民族資料館・公民館等の立地する地区の緑化や沿道商店街の賑わいの景観、広場・公園等の整備等により町の顔としての景観形成を図る。 既存市街地は、御宿海岸の景観と調和した緑の多い市街地の景観形成を図る。 漁業集落地の雰囲気醸成する建築物や街並みの保全・岩和田漁港及び御宿漁港の活用による港景観の形成を図る。 御宿台での緑とリゾート的な景観の創出・緑豊かな戸建て住宅地の景観の創出と保全等による景観形成を図る。 ウ. 二級河川清水川等 親水化と合わせて、清水川沿川の緑化と散策道等の整備を図り、水と緑のネットワークの軸として配置する。

新	旧
エ. 御宿海岸沿岸 月の沙漠記念館・ウォーターパーク、公園、道路、駐車場等の公的施設の緑化、砂浜、松林景観の保全等による景観形成を図る。 ● その他 ア. リゾートレクリエーション施設等の景観の整備 観光地としてふさわしい景観を創出するために、質の高い建築物やレクリエーション空間の創出、幹線道路や歩行者道路の沿道の緑化、公共公益施設等の誘導を図る。 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア. 街区公園等 街区公園は、既成市街地内の配置規模等を配慮し、市街地内の未利用地等を活用して整備拡充に努める。また、御宿台中央公園については公園施設の充実に努める。 b 地域制緑地 御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図る。	エ. 御宿海岸沿岸 月の沙漠記念館・ウォーターパーク、公園、道路、駐車場等の公的施設の緑化、砂浜、松林景観の保全等による景観形成を図る。 ● その他 ア. リゾートレクリエーション施設等の景観の整備 観光地としてふさわしい景観を創出するために、質の高い建築物やレクリエーション空間の創出、幹線道路や歩行者道路の沿道の緑化、公共公益施設等の誘導を図る。 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア. 街区公園等 街区公園は、既成市街地内の配置規模等を配慮し、市街地内の未利用地等を活用して整備拡充に努める。また、御宿台中央公園については公園施設の充実に努める。 b 地域制緑地 御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図る。

新	旧
しかし、人口減少や超高齢化の急速な進展、就業人口や買物客の他都市への流出超過、ライフスタイルの変化、自然災害の頻発化・激甚化など都市を取り巻く環境の変化から、<u>地域経済の活性化、安全・安心な暮らしの実現、健康づくり・福祉の実現、自然との調和と都市基盤の充実、生きがいを持てる社会の形成、健全な行財政運営と協働促進がまちづくりに向けた主要課題となっている。</u> こうした中で、平成25年4月に圏央道（東金JCT～木更津東IC間）が開通し、本区域においても、圏央道に接続する国道297号松野バイパスの整備が進められ、広域的な交通条件の向上が期待されている。 このような状況を踏まえ、都市の将来像を「<u>“豊かな自然”に抱かれて“心豊か”に過ごせるまち かつうら</u>」とし、3つの基本理念「<u>未来に向けて、希望のもてるまちづくり</u>」「<u>安全・安心で、生活しやすいまちづくり</u>」「<u>元気に笑顔で、ふれあい・支え合いのあるまちづくり</u>」を掲げ、SDGsの目指す「<u>誰一人取り残さない社会</u>」の実現を目指す。 <u>また、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。</u> ○<u>都市機能を集積した快適に住み続けられるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり</u> 人口減少や少子高齢化に対応するため、勝浦、興津、上野・総野の中心部を拠点として、都市機能や居住を適切に誘導し、計画的な土地利用による賑わいあるコンパクトな都市づくりを目指す。 <u>また、拠点間や魅力ある観光地などをつなぐ道路網や公共交通の強化により、円滑な移動が行える便利で快適な交通ネットワーク化の充実を図る。</u> ○<u>歴史・文化資源や地場産業、観光交流による活気と魅力あふれる都市づくり</u> 県下有数の漁獲量を誇りブランド化した水産物をはじめとする農水産物、美しい海辺景観などの自然や歴史・文化資源などの多様な資源を生かし、それらを組み合わせた産業の一体的な振興による活力ある都市づくりを目指す。 <u>また、インバウンドや首都圏からの観光需要の取り込みなどにより、観光で訪れる交流人口を拡大させるとともに、観光だけでなく、継続的に地域と多様に関わる関係人口の創出にもつなげ、地域資源を生かした観光振興を図りながら、地域の活性化につなげる。</u> ○<u>豊かな自然環境によって形成される景観と多様な交流が育まれる都市づくり</u> 海をはじめとした自然環境や眺望、食文化といった本区域の魅力ある観光資源のブラッシュアップやプロモーション強化を図るとともに、スポーツツーリズム・ヘルスツーリズムなど新しい観光スタイルや観光交流に対応した施策の充実や受入体制の整備による魅力ある都市づくりを目指す。 <u>また、豊かな自然環境を次世代に継承するため、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入促進など、カーボンニュートラルな都市づくりを目指す。</u> ○<u>自然災害に強く、安全で安心して暮らせる都市づくり</u> 近年頻発する集中豪雨や地震、津波などによる災害も懸念される中、ハード・ソフト両面から地域毎のきめ細かい防災対策を図ると共に、住民自らによる日頃の備え、地域の消防・防災・防犯体制の整備、行政の迅速かつ多様な手段による情報伝達や安	超過などが進み、産業の活性化、地域振興が大きな課題となっている。 こうした中で、平成25年4月に圏央道（東金JCT～木更津東IC間）が開通し、本区域においても、圏央道に接続する国道297号松野バイパスの整備が進められ、広域的な交通条件の向上が期待されている。 このような状況を踏まえ、都市の将来像を「<u>元気・交流（連携・協働）・感動のまち かつうら（～いつまでも元気に 安全・安心して快適に暮らし続けられる協働の都市づくり～）</u>」とし、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。 ○<u>基幹産業の漁業と観光を中心とした産業連携により、産業全体が活性化する都市づくり</u> ・県下有数の漁獲量を誇りブランド化した水産物をはじめとする農水産物と豊かな観光資源を活かして、農水産物の加工場の整備や、食の提供の場づくり等を通して、工業・農業・商業等の産業が一体的に振興する活力ある都市づくり ・自然環境や歴史等の地域資源を新たな産業として育成することや、各種産業の活性化等により、雇用の場が確保される都市づくり ○<u>地域の個性と資源を活かした魅力向上と、おもてなしの心により、感動を与え多様な交流が生まれる都市づくり</u> ・素晴らしい眺望ポイント・ルートの形成による魅力向上や現在あまり利用されていない地域資源の再生・活用による新たな魅力づくり、及び市民等との協働による景観まちづくり等の推進による観光客等市を訪れる人々に感動を与えられる景観・都市づくり ・人口減少に伴い増加する空き地、空き家の活用により、市街地の荒廃を防止し、人口定着や交流人口の増加に繋ぐ都市づくり ○<u>地域の防災力向上等により、市民が安全・安心して暮らし続けられる都市づくり</u> ・自助・共助・公助による地域の防災力・減災力が向上する安全・安心な都市づくり ・幹線道路等の整備・充実（歩道の設置、充実等）により、歩行者等の安全や避難路が確保された安全性の高い都市づくり ・増加する空き地・空き家を市民等と行政とが協働で利用推進を図る安心な都市づくり ○<u>地域の拠点地区の整備・育成等により、高齢者等市民が元気に交流し快適に暮らし続けられる都市づくり</u> ・地域の拠点地区（既存の商業地等）について、生活を支える都市機能（コミュニティ機能、保健福祉医療機能、文化機能、子育て支援機能等）の集積・充実により、市民等が気軽に集まり交流できる場、魅力的で賑わいのある中心地として再生するとともに、周辺地域からのアクセスが容易になるよう公共交通機関の充実によ

新	旧
<u>全に対する啓発強化など、「自助」、「共助」、「公助」が一体となった取組による安全・安心な都市づくりを目指す。</u> ○多様な主体が協働する都市づくり <u>住民へのわかりやすい情報提供や住民の声を市政に反映していく仕組みを充実させるとともに、まちづくりの活動に積極的に関わる人や各種団体を育て、行政・事業者・住民・大学等の多様な主体が連携を図りながら、さらにその輪を広げていく協働の都市づくりを目指す。</u> （２）地域毎の市街地像 本区域では勝浦地区を中心拠点として、また、興津地区及び総野・上野地区の中心集落を地域拠点として、それぞれ地域の特性に応じ、居住機能や都市機能の集積を図るとともに、相互の結びつきを強化し、都市間の連携と都市機能の集約化によるコンパクトな市街地の形成を目指すものとする。 <u>また、都市の利便性と海や里山などの自然が調和した災害に強いまちづくりに向けた土地利用の規制・誘導や市街地整備を図る。</u> 【勝浦地区】 勝浦駅南側及び国道 128 号及び 297 号沿いに広がる市街地部を中心拠点として位置づけ、行政機能、商業機能、都市文化機能、情報サービス機能、防災機能、福祉機能、子育て支援機能など多様な機能の充実と都市基盤施設の整備など本区域の中心市街地にふさわしい機能的で利便性の高い市街地の形成を図る。 勝浦駅北側については、市有地を活用して公共公益施設を中心に、丘陵部の自然環境と調和のとれた新市街地として計画的な土地利用を図るとともに、鉄道による玄関口・おもてなし空間としての魅力と個性を印象づける地区として、既存の豊かな自然を生かした公園緑地・広場の整備と環境形成・景観づくり等を計画的に進める。 また、勝浦漁港周辺の市街地については、漁業振興を支える環境の保全・整備と併せ、ブランド化した水産物をはじめとした農水産物の新鮮で安心な「食」を提供する場として、地域振興施設（観光情報施設、海産物販売所、バスターミナル等）の配置や、都市計画道路の整備等による臨海プロムナードの形成により、歩いて楽しい道づくり、魅力的な景観づくり、快適な環境づくりを進め、観光地にふさわしい賑わいと魅力ある市街地の形成を図る。 <u>勝浦地区の市街地については、勝浦駅から漁港周辺一帯において、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの形成を図る。</u> 【興津地区】 上総興津駅周辺の市街地を地域拠点として、生活環境をサポートする関連商業機能のほか周辺地域住民の交流の場など多様な機能の充実を図るとともに、<u>丘陵部開発地の周辺と興津市街地や勝浦市街地とを結ぶ公共交通の充実を図り、生活利便性の確保に努める。</u> <u>また、鶴原理想郷・守谷海岸などの優れた自然景観、勝浦海中公園、滞在型観光施設「eden」など、本地区の多様な観光資源を活用したまちづくりを促進する。</u>	る高齢者等交通弱者にやさしく便利で暮らしやすい都市づくり ・観光地として、市民や観光客にとって快適な都市環境づくり ○市民・NPO等・民間企業・国際武道大学等と行政との協働による都市づくり ・多様化した市民ニーズに対応し、誰もが安心して元気に暮らしていくために、市民・NPO等・民間企業・国際武道大学等と行政とが協働で取り組む都市づくり ・市民等と行政が協働で景観まちづくり等を推進することにより魅力的で感動を与えられ、観光振興が図られる観光都市づくり ２）地域毎の市街地像 本区域では勝浦地区を中心拠点として、また、興津地区及び総野・上野地区の中心集落を地域拠点として、それぞれ地域の特性に応じ、居住機能や都市機能の集積を図るとともに、相互の結びつきを強化し、<u>拠点間の連携が図られた都市</u>の形成を目指すものとする。 【勝浦地区】 勝浦駅南側及び国道 1 2 8 号及び 2 9 7 号沿いに広がる市街地部を中心拠点として位置づけ、行政機能、商業機能、都市文化機能、情報サービス機能、防災機能、福祉機能、子育て支援機能など多様な機能の充実と都市基盤施設の整備など本区域の中心市街地にふさわしい機能的で利便性の高い市街地の形成を図る。 勝浦駅北側については、市有地を活用して公共公益施設を中心に、丘陵部の自然環境と調和のとれた新市街地として計画的な土地利用を図るとともに、鉄道による玄関口・おもてなし空間としての魅力と個性を印象づける地区として、既存の豊かな自然を活かした公園緑地・広場の整備と環境形成・景観づくり等を計画的に進める。 また、勝浦漁港周辺の市街地については、漁業振興を支える環境の保全・整備と併せ、ブランド化した水産物をはじめとした農水産物の新鮮で安心な「食」を提供する場として、地域振興施設（観光情報施設、海産物販売所、バスターミナル等）の配置や、都市計画道路の整備等による臨海プロムナードの形成により、歩いて楽しい道づくり、魅力的な景観づくり、快適な環境づくりを進め、観光地にふさわしい賑わいと魅力ある市街地の形成を図る。 【興津地区】 上総興津駅周辺の市街地を地域拠点として、生活環境をサポートする関連商業機能のほか周辺地域住民の交流の場など多様な機能の充実を図るとともに、<u>丘陵部のリゾート開発地においては、住み心地が良く定住性の高い住宅市街地の形成を図る。</u>

新	旧
【総野・上野地区】 勝浦市の主要な産業である農業の振興と工業生産機能の充実などを背景に、国道 297 号松野バイパスの整備による広域的な交通条件の向上を<u>踏まえ</u>、自然資源等豊かな地域資源を生かした 6 次産業等の新たな産業の振興や、優れた交通条件を生かした地域振興施設の立地促進等により拠点の形成に努める。 2 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ① 人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針 本区域の中心拠点を担う勝浦地区において、商業・業務等の都市機能の一層の集積を図るとともに、地域コミュニティが形成され地域拠点を担う興津地区及び上野・総野地区の中心集落において、生活利便性の向上に資する都市機能の集積と充実を図っていく。 さらに、それらの地区を結ぶ道路及び公共交通機関の充実により、拠点間が連携した<u>コンパクトで効率的な都市構造</u>の形成を図るものとする。 また、本区域内の駅周辺や拠点においては、高齢者の徒歩圏に配慮しながら、子育て世帯等に対する魅力向上につながるように、商業、医療・福祉施設等の生活利便施設の集積を促進し、ユニバーサルデザインに配慮した安全で魅力ある拠点整備を図る。 <u>人口減少により増加する空き地、空き家に対しては、所有者と利用希望者のマッチングを図り、リノベーションなどによる空き家の利活用を促進する。</u> ② 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 本区域においては、広域的なアクセス機能を担う国道 297 号松野バイパスの整備が進められており、沿道の総野地区において、観光情報機能や地域振興施設等の導入を図るなど、新たな観光拠点の形成や市の魅力を印象づける景観づくりを<u>促進</u>する。また、既存の工業地周辺は、交通利便性を生かした新たな産業の<u>受け皿として誘導</u>、集積を図る。 ③ 頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針 地震、津波等の災害時に避難地として機能する防災拠点の確保と、防災拠点における各種資機材の備蓄や消防施設の整備等を進め、災害後の救急・復旧活動の拠点としての機能強化を図る。また、避難所、津波避難ビル等の確保と併せて、防災拠点や避難場所への安全な避難を可能とする避難路の整備や避難誘導標識の設置等により、安全性の高い避難環境の整備を進める。	【総野・上野地区】 勝浦市の主要な産業である農業の振興と工業生産機能の充実などを背景に、国道 297 号松野バイパスの整備による広域的な交通条件の向上を<u>見据え</u>、自然資源等豊かな地域資源を生かした 6 次産業等の新たな産業の振興や、優れた交通条件を生かした地域振興施設の立地促進等により拠点の形成に努める。 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 <u>本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。</u> <u>本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、昭和 40 年以降、人口の減少が続いており、今後も引き続き減少傾向で推移していくと考えられるため、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。</u> <u>以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。</u> 3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 都市づくりの基本方針 ① 集約型都市構造に関する方針 本区域の中心拠点を担う勝浦地区において、商業・業務等の都市機能の一層の集積を図るとともに、地域コミュニティが形成され地域拠点を担う興津地区及び上野・総野地区の中心集落において、生活利便性の向上に資する都市機能の集積と充実を図っていく。 さらに、それらの地区を結ぶ道路及び公共交通機関の充実により、拠点間が連携した<u>集約型の都市構造</u>の形成を図るものとする。 ② 広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針 本区域においては、広域的なアクセス機能を担う国道 297 号松野バイパスの整備が進められており、沿道の総野地区において、観光情報機能や地域振興施設等の導入を図るなど、新たな観光拠点の形成や市の魅力を印象づける景観づくりを<u>推進</u>する。また、既存の工業地周辺は、交通利便性を生かした新たな産業の誘導、集積を図る。 ③ 都市の防災及び減災に関する方針 地震、津波等の災害時に避難地として機能する防災拠点の確保と、防災拠点における各種資機材の備蓄や消防施設の整備等を進め、災害後の救急・復旧活動の拠点としての機能強化を図る。また、避難所、津波避難ビル等の確保と併せて、防災拠点や避難場所への安全な避難を可能とする避難路の整備や避難誘導標識の設置等により、安全性の高い避難環境の整備を進める。<u>津波対策としては、海岸堤防の整備を推進す</u>

新	旧
火災に対しては、延焼被害の拡大を防止するため、商業地域等における沿道建築物の防火対策と併せ、既成市街地における幹線道路・補助幹線道路等の拡幅整備等により、延焼抑制機能の強化、消防活動空間及び避難路の確保等を図る。 大雨時の水害に対しては、夷隅川をはじめとする河川・水路の改修を促進するとともに、降雨時の雨水流出を抑制するため、保水・遊水機能を持つ農地・森林の保全を図る。 土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。 <u>また、消防団・自主防災組織の育成や防災ボランティアへの登録促進等により、地域の防災能力の向上に努めるとともに、防災訓練の実施、防災関連情報の発信等による住民の防災意識の向上を図る。</u> ④ 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針 本区域の森林、農地等の良好な緑の自然的環境や海岸線などの美しい景観の維持・保全を図り、朝市などの伝統文化、住宅地などの美しい街並みなど、地域の個性や特性を生かした質の高い空間形成による景観価値の創出を図る。あわせて、身近な緑の保全・創出、多面的な機能を有するグリーンインフラを活用した地域づくりに努める。 <u>また、再生可能エネルギーの利用、省エネ促進、ごみの発生抑制及び再利用の促進などによる環境負荷軽減に向けた取組を図る。</u> (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 a 商業・業務地 ア. 勝浦地区 <u>勝浦地区は、公共・公益施設や商業・文化施設など、基幹的な機能の集約を図るとともに、生活利便性を維持しつつ魅力的な景観づくりを進め、住民の暮らしの利便性向上や交流人口の増加を図る。</u> 特に、勝浦駅周辺は本区域の「顔」となる商業業務地として、商業機能の充実を図るとともに、空き店舗の活用等により高齢者等が集い交流できる場づくりや文化機能、子育て支援機能等の充実を図る。 勝浦漁港周辺には、集客力が強く交流人口の増加を促す地域振興機能を配置し、市街地の骨格となる都市計画道路3・5・7号勝浦駅浜勝浦線の市営駐車場から浜勝浦橋上流（朝市）までの区間については、臨海プロムナードの形成など地域特性を生かした環境整備や景観づくりにより、魅力ある商業業務地の形成を図る。 イ. 興津地区 <u>興津地区は、公共・公益施設や商業・文化施設など、基幹的な機能の集約を図るとともに、生活利便性を維持しつつ魅力的な景観づくりを進め、住民の暮らしの利便性向上や交流人口の増加を図る。</u> 特に、上総興津駅周辺においては、地区住民の日常生活を支える商業機能の充実を図るとともに、空き店舗の活用等により高齢者等が集い交流できる場づくりや文化機	る。 火災に対しては、延焼被害の拡大を防止するため、商業地域等における沿道建築物の防火対策と併せ、既成市街地における幹線道路・補助幹線道路等の拡幅整備等により、延焼抑制機能の強化、消防活動空間及び避難路の確保等を図る。 大雨時の水害に対しては、夷隅川をはじめとする河川・水路の改修を促進するとともに、降雨時の雨水流出を抑制するため、保水・遊水機能を持つ農地・森林の保全を図る。 土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。 ④ 低炭素型都市づくりに関する方針 都市の低炭素化に向けて、都市及び地域の交流拠点に都市機能が集約したコンパクトな集約型都市構造の形成を目指すとともに、自動車交通の公共交通への利用転換を促し、環境負荷の軽減を図る。 特に、勝浦駅周辺地区等においては、行楽シーズンやイベント開催時に集中する自動車交通の抑制のため、駐車場の確保とともに、自家用車からバス・レンタサイクルへの乗り換えを促し、環境負荷の軽減を図る。さらに、市街地内においては、住民等との協働による既存緑地の保全や空き地等の活用による緑化を推進し、都市活動と自然環境とが共生した低炭素な都市づくりを推進する。 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 a 商業・業務地 ア. 勝浦地区 勝浦駅周辺は本区域の「顔」となる商業・業務地として、商業機能の充実を図るとともに、空き店舗の活用等により高齢者等が集い交流できる場づくりや文化機能、子育て支援機能等の充実を図る。 勝浦漁港周辺には、集客力が強く交流人口の増加を促す地域振興機能を配置し、市街地の骨格となる都市計画道路3・5・7号勝浦駅浜勝浦線の市営駐車場から浜勝浦橋上流（朝市）までの区間については、臨海プロムナードの形成など地域特性を生かした環境整備や景観づくりにより、魅力ある商業・業務地の形成を図る。 イ. 興津地区 上総興津駅周辺においては、地区住民の日常生活を支える商業機能の充実を図るとともに、空き店舗の活用等により高齢者等が集い交流できる場づくりや文化機能、子

新	旧
能、子育て支援機能等の充実を図る。 b 工業地 ア. 勝浦地区 勝浦漁港においては、水産加工関連工業を勝浦市の基幹産業として保護、育成に努め、施設の集約化及び充実を図るとともに、観光と商業を有機的に結びつけるため<u>地元水産物の付加価値化や販路拡大の取組により、競争力のある産業として育成を図る。</u> <u>また、漁港施設の周辺においては、貴重な観光資源である海岸線の保全を図る。</u> イ. 総野地区 国道 297 号松野バイパスの整備による広域的な交通利便性の向上を踏まえ、既存の工業が立地する地区において、周辺の自然的環境の保全と農業環境との調和を図りつつ新たな基幹産業を育成する。 c 住宅地 ア. 勝浦地区 計画的に整備が行われた住宅団地については、低層の戸建の専用住宅地として位置づける。 既成市街地については、引き続き戸建て住宅を主体とした住宅地とする。 イ. 興津地区 既成市街地については、引き続き戸建て住宅を主体とした住宅地とする。 計画的に整備が進められたミレーニア勝浦と、東急リゾートタウン勝浦の住宅団地については、緑に囲まれた閑静な住宅地として景観等に配慮したまちづくりを進める。 ウ. 総野・上野地区 <u>豊かな緑と里山風景が広がる本地区では、自然に溶け込んだ街並みを今後も維持し、農村景観に配慮したまちづくりを進める。</u> ② 土地利用の方針 ア. 土地の高度利用に関する方針 <u>商業・業務機能を始めとする諸機能の集積を図る場合は、空き店舗対策や未利用地の有効活用等により土地の高度利用に努める。</u> イ. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 <u>勝浦地区、興津地区の市街地においては、用途地域内の土地利用の混在解消と、居住環境の向上を図るほか、地域資源を生かした景観などの整備を進める。</u> <u>また、総野地区の国道 297 号沿道については、地域コミュニティの持続や地域活性化のための適切な土地利用を図る。</u>	育て支援機能等の充実を図る。 b 工業地 ア. 勝浦地区 勝浦漁港においては、水産加工関連工業を勝浦市の基幹産業として保護、育成に努め、施設の集約化及び充実を図るとともに、観光と商業を有機的に結びつけるため<u>付加価値を高め、競争力のある産業として育成を図る。</u> イ. 総野地区 国道 2 9 7 号松野バイパスの整備による広域的な交通利便性の向上を見据え、既存の工業が立地する地区において、周辺の自然環境の保全と農業環境との調和を図りつつ新たな基幹産業を育成する。 c 住宅地 ア. 勝浦地区 計画的に整備が行われた住宅団地については、低層の戸建の専用住宅地として位置づける。 既成市街地については、引き続き戸建て住宅を主体とした住宅地とする。 <u>勝浦駅北側においては、緑に囲まれた閑静な住宅地として景観等に配慮したまちづくりを進めるものとする。</u> イ. 興津地区 既成市街地については、引き続き戸建て住宅を主体とした住宅地とする。 計画的に整備が進められたミレーニア勝浦と、東急リゾートタウン勝浦の住宅団地については、緑に囲まれた閑静な住宅地として景観等に配慮したまちづくりを進めるものとする。 ウ. 総野・上野地区 <u>田園風景の残る良好な集落となっていることから、自然に溶け込んだ街並みを今後も維持し、農村景観に配慮したまちづくりを進める。</u> ② 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

新	旧
<u>ウ.</u> 居住環境の改善又は維持に関する方針 勝浦地区、興津地区については計画的に整備された戸建住宅地の生活環境を保全することとし、その他既成市街地については、歴史的な形成の経過を踏まえ一定規模・用途の建物を許容しつつ、都市基盤施設の整備を進めることにより住環境の保全を図るものとする。また、住民等との協働により、美しく魅力的な景観づくりを進める。 防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。 <u>エ.</u> 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 臨海丘陵部の斜面緑地については本区域の豊かな自然的環境、自然景観の構成要素として最も特徴的なものであり、積極的に保全することとする。 内陸部の樹林地については、保全を基調としつつ産業資源・観光資源など地域資源として積極的に活用を図る。 また、南房総国定公園に指定されている臨海部の保安林などの樹林地については、将来的にも良好な自然環境・自然景観を保全する区域とし、観光・休養などに関わる利活用に際しては、保全を基調に自然との調和を図る。 <u>オ.</u> 優良な農地との健全な調和に関する方針 内陸部の農地及び点在する集落地については、今後とも農地を中心とした土地利用を行うこととし、農業環境の保全を図る。農地については水田を基本としながら観光農園や、付加価値の高い農産物の栽培など農業基盤の安定化に向けて取り組む。 <u>カ.</u> 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。また、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、保水機能を持つ森林等の保全や、がけ崩れ・土砂流出を抑える斜面緑地の保全を図る。 <u>キ.</u> 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針 市街地や南房総国定公園から構成される海を臨む丘陵部の斜面緑地については、本区域を特徴づける豊かな自然環境と景観の重要な構成要素であるため、積極的に保全する。 その他の丘陵部の緑地については、産業資源としての活用の場、レクリエーションの場として保全・活用を図る。 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア 交通体系の整備の方針 本区域の交通体系として、鉄道については JR 外房線が重要な役割を果たしており、道路については国道 297 号、国道 128 号及び主要地方道天津小湊夷隅線が、広域道路	<u>エ.</u> 居住環境の改善又は維持に関する方針 勝浦地区、興津地区については計画的に整備された戸建住宅地の生活環境を保全することとし、その他既成市街地については、歴史的な形成の経過を踏まえ一定規模・用途の建物を許容しつつ、都市基盤施設の整備を進めることにより住環境の保全を図るものとする。また、住民等との協働により、美しく魅力的な景観づくりを進める。 防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。 <u>イ.</u> 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 臨海丘陵部の斜面緑地については本区域の豊かな自然環境、自然景観の構成要素として最も特徴的なものであり、積極的に保全することとする。 内陸部の樹林地については、保全を基調としつつ産業資源・観光資源など地域資源として積極的に活用を図る。 また、南房総国定公園に指定されている臨海部の保安林などの樹林地については、将来的にも良好な自然環境・自然景観を保全する区域とし、観光・休養などに関わる利活用に際しては、保全を基調に自然との調和を図る。 <u>ウ.</u> 優良な農地との健全な調和に関する方針 内陸部の農地及び点在する集落地については、<u>農業振興交流ゾーンと位置づけ</u>、今後とも農地を中心とした土地利用を行うこととし、農業環境の保全を図る。農地については水田を基本としながら観光農園や、付加価値の高い農産物の栽培など農業基盤の安定化に向けて取り組む。 <u>エ.</u> 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。また、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、保水機能を持つ森林等の保全や、がけ崩れ・土砂流出を抑える斜面緑地の保全を図る。 <u>オ.</u> 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 市街地や南房総国定公園から構成される海を臨む丘陵部の斜面緑地については、本区域を特徴づける豊かな自然環境と景観の重要な構成要素であるため、積極的に保全する。 その他の丘陵部の緑地については、産業資源としての活用の場、レクリエーションの場として保全・活用を図る。 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア 交通体系の整備の方針 本区域の交通体系として、鉄道については東日本旅客鉄道外房線が重要な役割を果たしており、道路については国道 297 号、国道 128 号及び主要地方道天津小湊夷

新	旧
ネットワークとしての役割を担うとともに、拠点間を連絡する主要幹線道路として機能している。 また、圏央道へのアクセス機能の向上のため、国道 297 号松野バイパスの整備が進められているほか、周辺都市を結ぶ高規格道路として「<u>茂原・一宮・大原道路</u>」「<u>鴨川・大原道路</u>」の構想がある。 これらの道路を補完する幹線道路として一般県道勝浦上野大多喜線等の他、中心拠点である勝浦地区内の交通機能の向上のため都市計画道路が配置されている。 これら広域幹線道路・幹線道路及び鉄道を有機的に結節させ、区域内の円滑な交通を図るため、本区域の交通体系の整備の方針を次のように定める。 ○広域交通軸・都市交通軸の強化と交通対策 圏央道の整備効果を受け止め、都市の活性化に繋げるため、国道 297 号松野バイパスの整備を推進する。 勝浦地区においては、行楽シーズン等において幹線道路を中心に交通渋滞が発生していることから、国道 297 号のバイパスとなる都市計画道路 3・4・11 号新坂線の整備や中心市街地への自動車の乗り入れを抑制するパーク・アンド・バスライド施策などにより、市街地内へ流入する交通量を低減し<u>住民</u>の生活環境の向上を図る。 ○生活軸（補助幹線道路）の体系的整備 勝浦地区においては、中心市街地の補助幹線道路の整備を進める。なお、勝浦駅北側における都市計画道路網については、今後の土地利用のあり方の検討と併せ、配置等の見直しを行う。 ○歩行者・自転車ネットワークの形成 歩行者が安全で安心して歩くことができる空間として、また街並みの重要な景観要素として、国県道・主要市道の幹線・補助幹線道路及び都市計画道路の歩道部の整備・拡充を図るとともに、わかりやすい案内標識、防犯灯等の交通安全施設等の設置を<u>促進</u>する。 また、中心拠点と地域拠点及び観光交流等の拠点間を結ぶ幹線道路や関東ふれあいの道等の整備・拡充により、歩行者や自転車のための緑の交流ネットワークの形成を図り、まちの魅力向上につながる道づくりを<u>促進</u>する。 ○公共交通の充実、利便性向上 広域道路ネットワークを活用した高速バス路線の充実、駐車施設の整備と合わせた鉄道利用の<u>促進</u>、バス等の公共交通の利便性向上や利用促進により、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮した交通体系の整備を図る。 ○今後の都市計画道路の見直し <u>長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、道路ネットワークや防災等の観点も十分に考慮し、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。</u>	隅線が、広域道路ネットワークとしての役割を担うとともに、拠点間を連絡する主要幹線道路として機能している。 また、圏央道へのアクセス機能の向上のため、国道 297 号松野バイパスの整備が進められているほか、周辺都市を結ぶ<u>地域</u>高規格道路として<u>鴨川・大原道路</u>の構想がある。 これらの道路を補完する幹線道路として一般県道勝浦上野大多喜線等の他、中心拠点である勝浦地区内の交通機能の向上のため都市計画道路が配置されている。 これら広域幹線道路・幹線道路及び鉄道を有機的に結節させ、区域内の円滑な交通を図るため、本区域の交通体系の整備の方針を次のように定める。 ○広域交通軸・都市交通軸の強化と交通対策 圏央道の整備効果を受け止め、都市の活性化に繋げるため、国道 297 号松野バイパスの整備を促進する。 勝浦地区においては、行楽シーズン等において幹線道路を中心に交通渋滞が発生していることから、国道 297 号のバイパスとなる都市計画道路 3・4・11 号新坂線の整備や中心市街地への自動車の乗り入れを抑制するパーク・アンド・バスライド施策などにより、市街地内へ流入する交通量を低減し<u>市民</u>の生活環境の向上を図る。 ○生活軸（補助幹線道路）の体系的整備 勝浦地区においては、中心市街地の補助幹線道路の整備を進める。なお、勝浦駅北側における都市計画道路網については、今後の土地利用のあり方の検討と併せ、配置等の見直しを行う。 ○歩行者・自転車ネットワークの形成 歩行者が安全で安心して歩くことができる空間として、また街並みの重要な景観要素として、国県道・主要市道の幹線・補助幹線道路及び都市計画道路の歩道部の整備・拡充を図るとともに、わかりやすい案内標識、防犯灯等の交通安全施設等の設置を<u>推進</u>する。 また、中心拠点と地域拠点及び観光交流等の拠点間を結ぶ幹線道路や関東ふれあいの道等の整備・拡充により、歩行者や自転車のための緑の交流ネットワークの形成を図り、まちの魅力向上につながる道づくりを<u>推進</u>する。 ○公共交通の充実、利便性向上 広域道路ネットワークを活用した高速バス路線の充実、駐車施設の整備と合わせた鉄道利用の<u>推進</u>、バス等の公共交通の利便性向上や利用促進により、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮した交通体系の整備を図る。 なお、<u>長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。</u>

新	旧				
イ. 整備水準の目標 【道 路】 都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約 0.3km/km²（令和 2 年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 道 路 【主要幹線道路】 圏央道の市原鶴舞インターチェンジとの連絡や広域的な都市間道路、また、本区域中心部の円滑な通過交通の処理が確保できるよう拡充整備を図る。 ○都市計画道路 3・4・11 号新坂線（国道 297 号他） ○都市計画道路 3・5・8 号串浜新官線（国道 128 号及び市道墨名部原線） ○主要地方道天津小湊夷隅線 ○国道 297 号松野バイパス ○国道 128 号バイパス（国道 297 号接続部） 【幹線道路】 主要幹線道路を補完し、周辺の都市との交通や都市内の住宅地、就業地、観光拠点や鉄道駅等の主要な交通の発生集中地区を連絡し、地域や市街地の土地利用の骨格を形成する。 ○都市計画道路 3・5・1 号勝浦駅墨名線（国道 297 号） ○都市計画道路 3・6・2 号墨名勝浦線（国道 297 号） ○都市計画道路 3・5・7 号勝浦駅浜勝浦線 ○一般県道勝浦上野大多喜線 ○一般県道上布施勝浦線 イ. その他 上記以外の幹線道路を補完する補助幹線道路の拡充・整備と、商店街における駐車場の維持に努める。	イ. 整備水準の目標 【道 路】 都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約 0.3km/km²（平成 22 年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 道 路 【主要幹線道路】 圏央道の市原鶴舞インターチェンジとの連絡や広域的な都市間道路、また、本区域中心部の円滑な通過交通の処理が確保できるよう拡充整備を図る。 ○都市計画道路 3・4・11 号新坂線（国道 297 号他） ○都市計画道路 3・5・8 号串浜新官線（国道 128 号及び市道墨名部原線） ○主要地方道天津小湊夷隅線 ○国道 297 号松野バイパス ○国道 128 号バイパス（国道 297 号接続部） 【幹線道路】 主要幹線道路を補完し、周辺の都市との交通や都市内の住宅地、就業地、観光拠点や鉄道駅等の主要な交通の発生集中地区を連絡し、地域や市街地の土地利用の骨格を形成する。 ○都市計画道路 3・5・1 号勝浦駅墨名線（国道 297 号） ○都市計画道路 3・6・2 号墨名勝浦線（国道 297 号） ○都市計画道路 3・5・6 号勝浦浜勝浦線 ○都市計画道路 3・5・7 号勝浦駅浜勝浦線 ○都市計画道路 3・4・9 号黒潮線 ○都市計画道路 3・4・12 号東西線 ○県道勝浦上野大多喜線 ○県道上布施勝浦線 イ. その他 上記以外の幹線道路を補完する補助幹線道路の拡充・整備と、商店街における駐車場の確保に努める。 c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な事業は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>主要な施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>道路</td><td>○都市計画道路 3・5・8 号串浜新官線 ○都市計画道路 3・4・11 号新坂線</td></tr> </table> （注）おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。	主要な施設	名称等	道路	○都市計画道路 3・5・8 号串浜新官線 ○都市計画道路 3・4・11 号新坂線
主要な施設	名称等				
道路	○都市計画道路 3・5・8 号串浜新官線 ○都市計画道路 3・4・11 号新坂線				

新	旧
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 本区域では、水産加工場廃水、家庭雑排水等の汚水処理が行われていないことが、<u>河川の汚濁などの問題となっている。</u> <u>河川や海の水質汚濁を防止するため、定期的な河川の水質調査や合併処理浄化槽の設置支援など、適正な排水対策を促進する。</u> 河川・水路については、市街地部を中心として改修の促進を図るとともに、集中豪雨に備えるため、森林や農地の水源涵養機能、土砂流出防止等の機能を高めるよう保全を図る。 また、勝浦駅北側の新たな土地利用にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置などの流出抑制策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。 【下水道】 市街地においては、地域の特性に応じて効率的・効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。 <u>市街地外の集落地等においても、生活環境の改善・向上のため、必要に応じて適切な汚水処理施設等の整備と維持を図る。</u> 【河川】 本区域には以下の<u>二級河川</u>や<u>準用河川</u>のほか<u>多くの普通河川</u>があるが、観光や生活資源としての保全と活用のあり方を検討するとともに、台風や自然浸食などの自然災害に強く、環境面に配慮した河川の整備を<u>促進</u>する。 ○二級河川夷隅川 ○二級河川古新田川 ○二級河川墨名川 ○準用河川浜勝浦川 イ. 整備水準の目標 【下水道】 汚水処理施設については、「千葉県全県域污水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。 【河川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められている計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 汚水処理については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。 雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。	② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 本区域は、<u>下水処理が行われていないため、水産加工場廃水、家庭雑排水等により、河川の汚濁などが問題となっている。</u> <u>このため、市街地部を中心として、合併処理浄化槽の一層の普及に努めるなど、汚水処理施設の整備を推進する。</u> 河川・水路については、市街地部を中心として改修の促進を図るとともに、集中豪雨に備えるため、森林や農地の水源<u>かん</u>養機能、土砂流出防止等の機能を高めるよう保全を図る。 また、勝浦駅北側の新たな土地利用にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置などの流出抑制策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。 【下水道】 市街地における下水道の整備については、地域の特性に応じて効率的・効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。 【河川】 本区域には以下の<u>河川</u>があるが、観光や生活資源としての保全と活用のあり方を検討するとともに、台風や自然浸食などの自然災害に強く、環境面に配慮した河川の整備を<u>推進</u>する。 ○二級河川夷隅川 ○二級河川古新田川 ○二級河川墨名川 ○準用河川浜勝浦川 イ. 整備水準の目標 【下水道】 汚水処理施設については、「千葉県全県域污水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。 【河川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められている計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. <u>河川</u> 汚水処理については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。 雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。

新	旧
イ. 河川 <u>災害防止のため、河川改修事業により河川・水路の改修を進める。</u> ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 火葬場 火葬場については、適切な維持管理に努める。 (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要な市街地開発事業の決定の方針 ア. 勝浦駅北側地区 勝浦駅北側地区については、未利用地となっている市有地を活用して、計画的な都市基盤整備の促進により、商業地・住宅地等の市街地の形成を図る。併せて、勝浦市の玄関口として良好な市街地環境の形成を図るため、<u>住民等との協働のもと、豊かな自然を生かした公園緑地・広場の整備、景観づくり及び防災拠点づくり等を促進する。</u> (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ① 基本方針 本区域は変化に富んだ海岸線と丘陵部を中心とする豊かな自然環境を有しており、丘陵部の森林、特に市街地及び丘陵部開発地の外郭を構成し海に面した斜面林は、勝浦を特徴づけ、景観上及び防災上からも重要な機能を担っていることから、丘陵部斜面緑地保全ゾーンとして、保全を図る。 また、臨海部の観光等交流拠点を中心とした緑については、一部保安林に指定され豊かな自然環境・景観を有しており、保全・育成に配慮しながら感動的な眺望ポイントの形成を図る。 さらに、健康志向の高まりと<u>住民</u>ニーズの多様化に対応し、<u>住民</u>がスポーツ・レクリエーションを楽しみながら健康づくりや交流できる場や、地震・津波等災害発生時の避難地・防災拠点として、多様な機能を持つ公園と身近な公園の整備、充実を図る。それら公園の整備にあたっては、少子高齢化の進展に対応したバリアフリー化の<u>促進</u>とユニバーサルデザインの普及、また死角の無い犯罪防止のデザインの導入など、安全・安心な公園づくりに努める。 <u>丘陵部の森林などの緑地は、防災や水源涵養、カーボンニュートラルの実現、ウォーカブルな生活環境の形成など、森林が有する多面的機能の維持を図るとともに、持続可能な森林管理の体制構築に努め、温室効果ガス削減の観点から森林資源活用を検討する。</u> 市街地内の緑地は、<u>住民</u>生活に憩いと潤いをもたらすとともに、貴重な動植物の生息環境であり、また潤いのある景観の構成要素、レクリエーション、防災などの多様な機能を踏まえ、<u>住民等との協働により自然と都市との調和を図りながらまちづくり</u>	イ. 河川 <u>河川改修事業；災害防止のため、河川・水路の改修を進める。</u> ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 火葬場 火葬場については、適切な維持管理に努める。 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要な市街地開発事業の決定の方針 ア. 勝浦駅北側地区 勝浦駅北側地区については、未利用地となっている市有地を活用して、計画的な都市基盤整備の<u>推進</u>により、商業地・住宅地等の市街地の形成を図る。併せて、勝浦市の玄関口として良好な市街地環境の形成を図るため、<u>市民等との協働のもと、豊かな自然を生かした公園緑地・広場の整備、景観づくり及び防災拠点づくり等を推進する。</u> 5) 自然的環境の整備又は保全に関する<u>主要な</u>都市計画の決定の方針 ① 基本方針 本区域は変化に富んだ海岸線と丘陵部を中心とする豊かな自然環境を有しており、丘陵部の森林、特に市街地及び丘陵部開発地の外郭を構成し海に面した斜面林は、勝浦を特徴づけ、景観上及び防災上からも重要な機能を担っていることから、丘陵部斜面緑地保全ゾーンとして、保全を図る。 また、臨海部の観光等交流拠点を中心とした緑については、一部保安林に指定され豊かな自然環境・景観を有しており、保全・育成に配慮しながら感動的な眺望ポイントの形成を図る。 さらに、健康志向の高まりと<u>市民</u>ニーズの多様化に対応し、<u>市民</u>がスポーツ・レクリエーションを楽しみながら健康づくりや交流できる場や、地震・津波等災害発生時の避難地・防災拠点として、多様な機能を持つ公園と身近な公園の整備、充実を図る。それら公園の整備にあたっては、少子高齢化の進展に対応したバリアフリー化の<u>推進</u>とユニバーサルデザインの普及、また死角の無い犯罪防止のデザインの導入など、安全・安心な公園づくりに努める。 市街地内の緑地は、<u>市民</u>生活に憩いと潤いをもたらすとともに、貴重な動植物の生息環境であり、また潤いのある景観の構成要素、レクリエーション、防災などの多様な機能を踏まえ、<u>市民等との協働により自然と都市との調和を図りながらまちづくり</u>

新	旧
を進める。 ・緑地の確保目標水準 <u>住民</u>ニーズに対応した多様な機能を持つ総合的な公園の整備を進めるとともに、都市及び地域の交流拠点を中心として、生活環境の向上を図るうえから歩いて行ける範囲<u>へ</u>の身近な公園の整備を<u>促進</u>、植樹面積の増加に努め、概ね20年後に住民一人当たりの都市公園等面積を20平方メートル以上とする。 ② 主要な緑地の配置の方針 a 環境保全系統 ア. 海岸沿岸部 海沿いの南房総国定公園内の保安林などの樹林地は基本的に保全・育成を図る。 イ. 内陸丘陵地 外郭部の保安林区域及び農用地区域の指定から外れている地域、特に保全の必要性が高い斜面緑地については適切な維持管理により保全に努める。 b レクリエーション系統 ア. 地域全体 市街地内で、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園を誘致距離、規模を勘案し適正に配置する。 また、本区域には勝浦ダムや海岸部を中心に南房総国定公園区域などがあり、良好な自然が数多く残されている。このような資源についてはアクセス路や駐車場・休憩所などの施設を整備することによって、<u>住民</u>が気軽に利用できるようにする。 イ. 海岸沿岸部 海中公園、八幡岬公園、官軍塚等の海沿いの観光ポイント及び海水浴場を海沿いに結んで観光等交流拠点の形成を進める。これらと関東ふれあいの道等の歩行系道路を結ぶことで各拠点施設間の連続性を確保する。 ウ. 内陸丘陵地 勝浦地区北側において、レクリエーション機能や防災機能を備えた公園等の整備を図るとともに、海側の観光等交流拠点との連続性を持たせるよう、丘陵部幹線道路を歩行者、自転車等に配慮した緑豊かな道路として整備し、ネットワークの形成を図る。 c 防災系統 ア. 地域全体 水害・災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、遊水機能を有する農地等の保全を図る。また、地震・津波等災害発生時に周辺住民の避難地となり、災害後の救急・復旧活動の拠点となる公園・緑地の整備、充実を図る。 イ. 山地の保全 ○急傾斜地崩壊対策事業などの災害防除に努める。	を進める。 ・緑地の確保目標水準 <u>市民</u>ニーズに対応した多様な機能を持つ総合的な公園の整備を進めるとともに、都市及び地域の交流拠点を中心として、生活環境の向上を図るうえから歩いて行ける範囲<u>に</u>身近な公園の整備を<u>推進</u>するとともに、植樹面積の増加に努め、概ね20年後に住民一人当たりの都市公園等面積を20平方メートル以上とする。 ② 主要な緑地の配置の方針 a 環境保全系統 ア. 海岸沿岸部 海沿いの南房総国定公園内の保安林などの樹林地は基本的に保全・育成を図る。 イ. 内陸丘陵地 外郭部の保安林区域及び農用地区域の指定から外れている地域、特に保全の必要性が高い斜面緑地については適切な維持管理により保全に努める。 b レクリエーション系統 ア. 地域全体 市街地内で、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園を誘致距離、規模を勘案し適正に配置する。 また、本区域には勝浦ダムや海岸部を中心に南房総国定公園区域などがあり、良好な自然が数多く残されている。このような資源についてはアクセス路や駐車場・休憩所などの施設を整備することによって、<u>市民</u>が気軽に利用できるようにする。 イ. 海岸沿岸部 海中公園、八幡岬公園、官軍塚等の海沿いの観光ポイント及び海水浴場を海沿いに結んで観光等交流拠点の形成を進める。これらと関東ふれあいの道等の歩行系道路を結ぶことで各拠点施設間の連続性を確保する。 ウ. 内陸丘陵地 勝浦地区北側において、レクリエーション機能や防災機能を備えた公園等の整備を図るとともに、海側の観光等交流拠点との連続性を持たせるよう、丘陵部幹線道路を歩行者、自転車等に配慮した緑豊かな道路として整備し、ネットワークの形成を図る。 c 防災系統 ア. 地域全体 水害・災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、遊水機能を有する農地等の保全を図る。また、地震・津波等災害発生時に周辺住民の避難地となり、災害後の救急・復旧活動の拠点となる公園・緑地の整備、充実を図る。 イ. 山地の保全 ○急傾斜地崩壊対策事業などの災害防除に努める。

新	旧
○治山事業として水源涵養や治山、治水のため森林の保全に努める。 ウ．河川や海岸の保全 ○河川改修事業として災害防止のため、河川・水路の改修を進める。 ○市内の海岸整備、保全にあたっては、海浜浸食対策を講じながら自然環境に配慮した形で行い、エコ・コースト事業により整備された興津海岸においては環境と共生できる環境にやさしい海岸づくりに努める。 d 景観構成系統 ア．地域全体 ○自然環境保護及び自然景観保全のための条例制定についての検討を進める。 ○良好な景観づくりを促進するため、景観法に基づく景観計画の策定を図り、総合的な景観誘導施策を<u>促進</u>する。 ○臨海部において、南房総国定公園の関係機関との調整を踏まえて、感動を与えられる眺望ポイント・ルートの形成・整備を図る。 ○勝浦駅周辺や総野地区の地域交流拠点の国道297号松野バイパス沿道及び市道墨名部原線等、市の玄関口においては、市の個性と魅力を感じさせる景観づくりを、地元住民等との協働により<u>促進</u>する。 ○地区<u>住民</u>・NPO等との協働による花いっぱい運動等の展開により、市街地の住宅地を中心として、生垣による緑化や、市木や季節を感じさせる花等の植栽等を通じて、観光地にふさわしい美しい景観づくりを<u>促進</u>する。 ○<u>住宅地や農地周辺においては、イノシシやキョン等による花壇や植木等の採食被害等を防止するため、捕獲を促進するとともに捕獲の担い手を育成するなど捕獲体制の強化による緑豊かな市街地景観の維持に努める。</u> e その他 ア．動植物の生態系の保全 天然記念物ミヤコタナゴや<u>ウミガメ</u>などの保護に努めるとともに、海浜部において、海浜動植物の生息・育成環境の保全に努める。 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 本区域の既成市街地は高密度で形成されているため、市街地の中に公園を設けることは、都市のなかにゆとりを生み出すだけでなく、防災面からも必要であり、コミュニティ内の公園の整備に努める。 また、勝浦地区北側においては、豊かな自然を有効に活用し、水、花、森林などを活用した休養スペース、<u>住民</u>の多様なスポーツ需要に応える運動スペースとしての公園の整備を図る。 b 地域制緑地 自然環境の保全や景観形成、生垣などの緑化、公園等の公的な緑の育成・維持管理するためのルールづくりや条例の制定について検討を進める。	○治山事業として水源涵養や治山、治水のため森林の保全に努める。 ウ．河川や海岸の保全 ○河川改修事業として災害防止のため、河川・水路の改修を進める。 ○市内の海岸整備、保全にあたっては、海浜浸食対策を講じながら自然環境に配慮した形で行い、エコ・コースト事業により整備された興津海岸においては環境と共生できる環境にやさしい海岸づくりに努める。 d 景観構成系統 ア．地域全体 ○自然環境保護及び自然景観保全のための条例制定についての検討を進める。 ○良好な景観づくりを<u>推進</u>するため、景観法に基づく景観計画の策定を図り、総合的な景観誘導施策を<u>推進</u>する。 ○臨海部において、南房総国定公園の関係機関との調整を踏まえて、感動を与えられる眺望ポイント・ルートの形成・整備を図る。 ○勝浦駅周辺や総野地区の地域交流拠点の国道297号松野バイパス沿道及び市道墨名部原線等、市の玄関口においては、市の個性と魅力を感じさせる景観づくりを、地元住民等との協働により<u>推進</u>する。 ○地区<u>市民</u>・NPO等との協働による花いっぱい運動等の展開により、市街地の住宅地を中心として、生垣による緑化や、市木や季節を感じさせる花等の植栽等を通じて、観光地にふさわしい美しい景観づくりを<u>推進</u>する。 e その他 ア．動植物の生態系の保全 天然記念物ミヤコタナゴの保護に努めるとともに、海浜部において、海浜動植物の生息・育成環境の保全に努める。 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 本区域の既成市街地は高密度で形成されているため、市街地の中に公園を設けることは、都市のなかにゆとりを生み出すだけでなく、防災面からも必要であり、コミュニティ内の公園の整備に努める。 また、勝浦地区北側においては、豊かな自然を有効に活用し、水、花、森林などを活用した休養スペース、<u>市民</u>の多様なスポーツ需要に応える運動スペースとしての公園の整備を図る。 b 地域制緑地 自然環境の保全や景観形成、生垣などの緑化、公園等の公的な緑の育成・維持管理するためのルールづくりや条例の制定について検討を進める。

新	旧
【鴨川都市計画区域】 1 都市計画の目標 (1) 本区域の基本理念 本区域は、房総半島の南東部に位置し、東京都心からは80km圏内に位置し、県都千葉市からは約50kmの位置にある。 本区域は、嶺岡山地・房総丘陵に属する山々が広く分布するが、ほぼ中央部を東に流れ太平洋に注ぐ加茂川沿いには、長狭平野の肥沃な沖積低地が拓け、温和な気候のもとに草花の露地栽培や暖帯植物の栽培が盛んに行われているほか、昭和46年の鴨川・長狭・江見の3町合併による市制施行後は、「豊かさを実感できる快適な環境リゾート都市」を目指し発展を図ってきた。 本区域の発展を支える道路ネットワークとして、館山自動車道や首都圏中央連絡自動車道等の整備が進み、今後も富津館山道路の4車線化や高規格道路館山・鴨川道路、鴨川・大原道路の具体化も目指しており、これら広域的施設整備のポテンシャル、さらには鴨川市が有する特性を活かしながら、新たな都市的機能の整備を推進していくことが期待・要望されている。 こうした状況を踏まえ、本市は「健康と観光の融合都市～自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川～」を将来像として定め、その実現に向けた都市づくりの基本理念を次のとおりとする。 ① 「交流」のまちづくり ② 「元気」のまちづくり ③ 「環境」のまちづくり ④ 「協働」のまちづくり ⑤ 「安心」のまちづくり (2) 地域毎の市街地像 本区域の中央部に位置する前原・横渚地区に広がる市街地部は中心市街地として位置づけ、都市基盤施設の充実により密度の高い商業業務系を中心とした諸機能の集積を都市景観に配慮しながら図る。 東条地区、太海地区、及び江見地区の市街地は海浜市街地と位置づけ、一般住宅地の他、観光商業・娯楽施設等が立地する景観的にも美しく魅力ある市街地を形成する。 その他の市街地は周辺市街地と位置づけ、都市基盤施設が整った住宅地として整備、保全を図る。 本区域の北部及び南西部一帯の丘陵地は、区域で共有すべき貴重な環境資産と位置づけ、その保全・活用を図る。	●鴨川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 1 都市計画の目標 1) 都市づくりの基本理念 鴨川市は、房総半島の南東部に位置し、首都東京から80km圏、県都千葉市から50km圏に位置している。 本市は、嶺岡山地・房総丘陵に属する山々が広く分布するが、ほぼ中央部を東に流れ太平洋に注ぐ加茂川沿いには、長狭平野の肥沃な沖積低地が拓け、温和な気候のもとに草花の露地栽培や暖帯植物の栽培が盛んに行われているほか、昭和46年の鴨川・長狭・江見の3町合併による市制施行後は、「自然を活かした観光と農漁業がほどよく調和したリゾート都市」を目指し発展を図ってきた。 平成9年には東京湾アクアラインが完成し、今後さらには東関東自動車道館山線や、かずさアカデミアパークの整備に伴い、これら広域的施設整備のポテンシャル、さらには鴨川市が有する特性を活かしながら、新たな都市的機能の整備を推進していくことが期待・要望されている。 こうした状況を踏まえ、本市は「豊かさを実感できる快適な環境リゾート都市」を将来像として定め、その実現に向けた都市づくりの基本理念を次のとおりとする。 ① 恵まれた自然と調和した都市づくり ② 鴨川らしさを活かす個性豊かな都市づくり ③ 市民生活をより優先する都市づくり ④ 市民の意志を尊重する都市づくり 2) 地域ごとの市街地像 本区域の中央部に位置する前原・横渚地区に広がる市街地部は中心市街地として位置づけ、都市基盤施設の充実により密度の高い商業業務系を中心とした諸機能の集積を都市景観に配慮しながら図る。 東条地区、太海地区、及び江見地区の市街地は海浜市街地と位置づけ、一般住宅地の他、観光商業・娯楽施設等が立地する景観的にも美しく魅力ある市街地を形成する。 その他の市街地は周辺市街地と位置づけ、都市基盤施設が整った住宅地として整備、保全を図る。 本区域の北部及び南西部一帯の丘陵地は、区域で共有すべき貴重な環境資産と位置づけ、その保全・活用を図る。 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の有無 本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は 以下のとおりである。 本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、人口は緩やかな減少傾向をたどっており、今後も大幅な人口増加は期待できないものと予測され、本区域における急激かつ無秩序な市街地の進行は見込まれないと判断される。 以上のことから、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとする。

新	旧
2 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針 <u>本区域においては、都市の拠点となる鴨川地域をはじめとする既存市街地以外にも、漁業・農業を生業とする住民が形成している集落地が広く分散している。</u> <u>既存市街地や既存集落内へ都市的土地利用の誘導を図るとともに、地域・拠点間をつなぐ道路ネットワークや交通サービスの充実によりアクセス性を向上させることで、本区域にふさわしいコンパクトシティの実現を図る。</u> ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 <u>館山道や圏央道等の整備が進み、今後も富津館山道路の4車線化や高規格道路館山・鴨川道路、鴨川・大原道路の具体化も目指しているなど、本区域の広域的な交流を担う道路ネットワークの整備が進展していることから、観光誘客の推進とともに、関連産業の誘導など地域振興を図る。</u> ③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針 <u>貝渚・太海・江見地区など、昔からの漁業集落が拡大して形成されてきた市街地の生活道路の多くが狭あい道路であるため、道路空間の確保を促進する。</u> <u>土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努めるとともに、斜面林の保全や避難体制の充実・強化を図る。</u> <u>頻発化・激甚化する水災害に対しては、引き続き河川改修等を進めるとともに、山林や農地等を保全することにより、保水遊水機能の確保に努める。</u> ④自然環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針 <u>太平洋を望む海岸部や丘陵地、清澄山系及び嶺岡山系からなる山間部、長狭平野に広がる田園地帯などの豊かな自然環境は、観光都市としての貴重な資源となることから、適切な管理・保全を図る。</u> <u>農地や山林などの自然的土地利用については、「量」の確保とともに、その「質」の向上を図り、本区域の風土を活かした魅力ある都市空間の形成を目指す。</u> (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針 a 商業地 <u>ア. 安房鴨川駅西口地区</u> <u>安房鴨川駅西口地区を中心商業業務地区と位置づけ、商業業務施設が集積する土地利用を図る。</u> <u>イ. 安房鴨川駅東口地区</u> <u>安房鴨川駅東口地区を観光商業拠点として位置づけ、リゾート都市にふさわしい文化施設や集客施設などの導入を図るとともに、現在の街並みを活かした歩行者空間の整備など利便性の向上を図る。</u>	3 主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 <u>合理的な土地利用及び適正な宅地化の誘導を図る観点から、用途地域を指定し、良好な市街地環境の形成を図るものとする。</u> ①主要用途の配置の方針 a 商業地 <u>ア. 安房鴨川駅西口地区</u> <u>安房鴨川駅西口地区を中心商業業務地区と位置づけ、<u>車社会に対応した商業業務施設</u>が集積する土地利用を図る。</u> <u>イ. 安房鴨川駅東口地区</u> <u>安房鴨川駅東口地区を観光商業拠点として位置づけ、リゾート都市にふさわしい文化施設や集客施設などの導入を図るとともに、<u>車社会に対応した駐車場の整備</u>、現在の街並みを活かした歩行者空間の整備など利便性の向上を図る。</u>

新	旧
ウ．東条海岸地区 国道 128 号沿道の東条区域をリゾート系商業地として位置づけ、自然との調和を重視しつつ、魅力あるリゾート地区の形成を図る。 b 工業地 ア．鴨川漁港地区 鴨川漁港地区については、水産加工等の漁港関連工場の立地を<u>誘導する。</u> c 住宅地 ア．鴨川地区・東条地区・江見地区・太海地区 鴨川地区、東条地区、江見地区、太海地区の既存住宅地については、住宅地として土地利用の純化を図るとともに、都市基盤施設整備の推進を図り、<u>居住環境</u>の改善を目指す。 ②土地利用の方針 ア．用途転換・用途純化又は用途の複合化に関する方針 安房鴨川駅東口は、西口とともに中心市街地の拠点として機能拡充を図るとともに、<u>本区域の玄関口として個性ある街づくりのため、空地及び空き店舗等の用途転換及び商業地として用途の複合化を図る。</u> イ．居住環境の改善及び維持に関する方針 中心市街地及び海浜市街地における住宅地については、都市基盤施設の整備を推進するとともに、地区計画等により良好な居住環境の形成を図る。 周辺市街地における住宅地については、生産環境や観光商業環境との調和を 図りつつ、既存の居住環境の保全を図る。 ウ．都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内や集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のために貴重な緑地であり、保全・育成を図る。 北部及び南西部一帯の丘陵地については、本区域における貴重な風致を呈する地区として保全を図る。 エ．優良な農地との健全な調和に関する方針 市街地の西側に広がる一団性を有する農地は、本区域にとって貴重な優良農地であり、今後とも農用地として保全を図り、農業生産基盤整備を推進する。 オ．災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 北部及び南西部一帯の丘陵地においては、<u>土砂災害警戒区域</u>や地すべり対策事業区域が多数点在し、土砂災害等が発生する可能性が高いことから、安易な宅地開発等を抑制するとともに、市街化の進展を抑制する。	ウ．東条海岸地区 国道 128 号沿道の東条区域をリゾート系商業地として位置づけ、自然との調和を重視しつつ、魅力あるリゾート地区の形成を図る。 b 工業地 ア．鴨川漁港地区 鴨川漁港地区については、水産加工等の漁港関連工場の立地を<u>可能とし、漁業の高付加価値化を検討する。</u> c 住宅地 ア．鴨川地区・東条地区・江見地区・太海地区 鴨川地区、東条地区、江見地区、太海地区の既存住宅地については、住宅地として土地利用の純化を図るとともに、都市基盤施設整備の推進を図り、<u>住環境</u>の改善を目指す。 ②土地利用の方針 ア 用途転換・用途純化又は用途の複合化に関する方針 安房鴨川駅東口は、西口とともに中心市街地の拠点として機能拡充を図るとともに、<u>市の玄関口として個性ある街づくりのため、空地及び空き店舗等の用途転換及び商業地として用途の複合化を図る。</u> イ 居住環境の改善及び維持に関する方針 中心市街地及び海浜市街地における住宅地については、都市基盤施設の整備を推進するとともに、<u>低未利用地等の計画的な宅地化を誘導し、併せて地区計画等により良好な居住環境の形成を図る。</u> 周辺市街地における住宅地については、生産環境や観光商業環境との調和を 図りつつ、既存の居住環境の保全を図る。 ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内や集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のために貴重な緑地であり、保全・育成を図る。 北部及び南西部一帯の丘陵地については、本区域における貴重な風致を呈する地区として保全を図る。 エ 優良な農地との健全な調和に関する方針 市街地の西側に広がる一団性を有する農地は、本区域にとって貴重な優良農地であり、今後とも農用地として保全を図り、農業生産基盤整備を推進する。 オ 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 北部及び南西部一帯の丘陵地においては、地すべり対策事業区域が多数点在し、土砂災害等が発生する可能性が高いことから、安易な宅地開発等を抑制するとともに、市街化の進展を抑制する。

新	旧
カ <u>自然的環境</u>の形成の観点から必要な保全に関する方針 良好な自然環境を形成している北部丘陵地及び南西部丘陵地の森林は、都市的土地利用との調整を図りながら、適正に保全・育成を図る。 美しい海岸線による優れた自然景観を有する南房総国定公園区域、<u>本区域南部</u>に広がる嶺岡山系自然公園区域の保全を図る。 また、海岸沿いの緑地は、防風及び塩害等の防除の機能を持つとともに、市街地に隣接し、景観的にも貴重な緑地となっているため、保全を図る。	カ <u>自然環境</u>形成の観点から必要な保全に関する方針 良好な自然環境を形成している北部丘陵地及び南西部丘陵地の森林は、都市的土地利用との調整を図りながら、適正に保全・育成を図る。 美しい海岸線による優れた自然景観を有する南房総国定公園区域、<u>本市</u>の中央部に広がる嶺岡山系自然公園区域の保全を図る。 また、海岸沿いの緑地は、防風及び塩害等の防除の機能を持つとともに、市街地に隣接し、景観的にも貴重な緑地となっているため、保全を図る。
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 交通体系の整備の方針 本区域の将来像実現に向けて、広域交通軸整備のインパクトを受け止め、今後の市街化にも対応した都市の魅力と利便性を高めるために、道路交通体系の計画的整備は重要な課題である。 こうした状況を踏まえ、交通体系の整備の基本方針を以下のとおりとする。 ・広域交通軸を踏まえた都市交通軸の強化 本区域に関連する広域交通軸として高規格道路の館山・鴨川道路、鴨川・大原道路が計画されており、これらの整備の進展を踏まえ、広域交通軸と連携する都市交通軸の強化を図る。 ・都市の利便性と一体性を高める生活軸の体系的整備 都市内においては、主要地方道や一般県道の改良整備等により交通環境の改善が図られつつあるが、今後これらの都市交通軸を活かした体系的な道路整備により、都市拠点や都市全体の一体性を高める交通環境の向上を図る。 また、交通結節点としての安房鴨川駅は、今後の市街化の進展に対応して、ターミナル機能の充実と利便性の向上を図る。 ・歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり 様々な立場の歩行者への配慮や街並みにおける重要な景観要素として、歩行者空間の充実や水や緑の拠点とのネットワーク化により、質の高い道づくりを促進する。 ・公共交通環境の維持・改善 今後、高齢化の進展により、公共交通需要が高まるものと予想されるため、内房線・外房線やバス交通の維持、輸送力増強及び道路整備と合わせたバスルートの再構築等を要請していく。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 道 路 【主要幹線道路】 ・国道 128 号 広域的な都市間道路であり、本区域の東西方向での主要な骨格道路として拡充整備を図る。 ・国道 410 号 都市計画区域外を通過するが、本区域に対する広域的な都市間道路であり、骨格道路として位置づける。	2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 交通体系の整備の方針 本区域の将来像実現に向けて、広域交通軸整備のインパクトを受け止め、今後の市街化にも対応した都市の魅力と利便性を高めるために、道路交通体系の計画的整備は重要な課題である。 こうした状況を踏まえ、交通体系の整備の基本方針を以下のとおりとする。 ・広域交通軸を踏まえた都市交通軸の強化 本区域に関連する広域交通軸として地域高規格道路の館山鴨川道路、鴨川大原道路が計画されており、これらの整備の進展を踏まえ、広域交通軸と連携する都市交通軸の強化を図る。 ・都市の利便性と一体性を高める生活軸の体系的整備 都市内においては、主要地方道や一般県道の改良整備等により交通環境の改善が図られつつあるが、今後これらの都市交通軸を活かした体系的な道路整備により、都市拠点や都市全体の一体性を高める交通環境の向上を図る。 また、交通結節点としての安房鴨川駅は、今後の市街化の進展に対応して、ターミナル機能の充実と利便性の向上を図る。 ・歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり 様々な立場の歩行者への配慮や街並みにおける重要な景観要素として、歩行者空間の充実や水や緑の拠点とのネットワーク化により、質の高い道づくりを促進する。 ・公共交通環境の維持・改善 今後の<u>市街化</u>や高齢化の進展により、公共交通需要が<u>さらに</u>高まるものと予想されるため、内房線・外房線やバス交通の維持、輸送力増強及び道路整備と合わせたバスルートの再構築等を要請していく。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 道 路 【主要幹線道路】 ・国道 128 号 広域的な都市間道路であり、本区域の東西方向での主要な骨格道路として拡充整備を図る。 ・国道 410 号 都市計画区域外を通過するが、本区域に対する広域的な都市間道路であり、骨格道路として位置づける。

新	旧
・主要地方道千葉鴨川線 都市の骨格を構成する都市交通軸として配置し、整備を図る。 ・主要地方道鴨川保田線 都市の骨格を構成する都市交通軸として配置し、整備を図る。 ・主要地方道鴨川富山線 都市の骨格を構成する都市交通軸として配置し、整備を図る。 イ. その他 既存道路においては、<u>歩行者や自転車等が安全に通行できる環境の整備促進を図る。</u> ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針 α 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 本区域では、未浄化の生活排水の排出により、加茂川などの河川、用水路等の汚濁への対応が大きな課題となっていたが、近年、河川等の水質は、改善傾向にある。また、居住環境の保全・向上の面における公衆衛生の保持、安全で快適な生活環境の確保がより一層求められている。このような状況を踏まえ、今後の市街化の進展や土地利用動向に対応し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境及び農業環境の確保に努める。 また、降雨時の雨水流出を抑制するため、森林や農地の保全とともに、中小河川の改修をはじめ、総合的な流出抑制対策を講ずる。 【下水道】 ・市街地においては、地域の特性に応じて効率的・効果的な雨水排水施設の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽設置の促進を図る。 ・市街地外の集落地等においても、生活環境の改善・向上のために合併処理浄化槽設置の促進を図る。 【河川】 ・河川の氾濫による災害を防止するため、2級河川8河川、準用河川1河川の計画的な改修の促進を図る。 ・加茂川、待崎川等については、<u>公共水域の水質保全とともに、河川の親水性の付加や河川緑化の推進を図る。</u> イ. 整備水準の目標 【下水道】 <u>本区域では全域において合併処理浄化槽の設置を推進する。</u> 【河川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。	・主要地方道千葉鴨川線 都市の骨格を構成する都市交通軸として配置し、整備を図る。 ・主要地方道鴨川保田線 都市の骨格を構成する都市交通軸として配置し、整備を図る。 ・主要地方道鴨川富山線 都市の骨格を構成する都市交通軸として配置し、整備を図る。 イ. その他 既存道路においては、<u>交通量の伸びを勘案し、交差点改良等により交通の円滑化を図る。</u> ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 α 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 本区域では、未浄化の生活排水の排出により、加茂川などの河川、用水路等の汚濁への対応が大きな課題となっている。また、今後、市街化の進展が予想されることから、居住環境の保全・向上の面における公衆衛生の保持、安全で快適な生活環境の確保がより一層求められている。このような状況を踏まえ、今後の市街化の進展や土地利用動向に対応し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境及び農業環境の確保に努める。 また、降雨時の雨水流出を抑制するため、森林や農地の保全とともに、中小河川の改修をはじめ、総合的な流出抑制対策を講ずる。 【下水道】 ・下水道の整備については、現段階で未決定となっているため、市街化動向や市街地整備、都市基盤施設整備と十分に整合を図り、これと一体となつた効率的な計画立案を進める。 ・集落地においては、生活環境の改善・向上のために合併処理浄化槽設置の促進を図る。 【河川】 ・河川の氾濫による災害を防止するため、2級河川8河川、準用河川1河川の計画的な改修の促進を図る。 ・加茂川、待崎川等については、<u>下水道整備による河川水質の浄化と合わせて、河川の親水性の付加や河川緑化の推進を図る。</u> イ. 整備水準の目標 【下水道】 <u>人口稠密な市街地及び市街地整備が行われている地区において優先的に整備を図る。また、公共下水道整備が遅れる地区においては、合併処理浄化槽の設置を促進する。</u> 【河川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

新	旧
b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 <u>本区域では全県域污水適正処理構想に基づき、全域において合併処理浄化槽の設置を推進する。</u> イ. 河 川 今後、2 級河川を中心に計画的な改修を促進する。 ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 <u>都市づくりの目標の一つである「市民生活をより優先する都市づくり」を実現するため、高度化・多様化する生活ニーズに対応した利便性の高い公共サービス環境の形成を図る。</u> b 主要な施設の配置の方針 ア. ごみ処理施設 <u>ごみ処理については、資源の有限性とごみ処理の効率処理という観点から、ごみの減量化及び再資源化に努め、適正な維持管理を図る。また、ゼロカーボンシティ宣言に伴う施策の推進等、持続可能な社会の実現に向けたニーズの変化に応じ、ごみの減量化・再資源化のための広域連携による効率的な処理体制の確立を図る。</u> イ. し尿処理施設 <u>し尿処理については、快適で安全安心な住民生活を確保するため、公共用水域の水質及び公衆衛生の保全に努め、既存のし尿処理施設の適正な維持管理及び今後の施設整備や処理体制の確立を図る。</u> (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要な市街地開発事業の決定の方針 ア. 安房鴨川駅周辺地区 <u>市街地の骨格となる道路の整備を進めるとともに、中心市街地として計画的なまちづくりを進める。</u> (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ①基本方針 本区域は、北部に連なる清澄山系と中央部を横断する嶺岡山系との間に、細長く長狭平野が開け、この平野の東側は太平洋に面するという変化に富む自然環境を有している。これらは本区域の自然環境の骨格を成すと同時に、景観上及び防 災上において重要な機能を担っている。 一方、市街化の進展に合わせ、身近な憩いの場や地域資源を活かした交流拠点 や水と緑に親しむ場など、魅力ある都市環境の形成が求められている。 このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を 次の方針に基づき進める。 ・森林機能の保全 ・自然とふれあう場の形成	b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 <u>鴨川市公共下水道基本計画を基調とし、効率的かつ計画的な整備の推進を図る。</u> イ. 河 川 今後、2 級河川を中心に計画的な改修を促進する。 ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 <u>都市づくりの目標の一つである「市民生活をより優先する都市づくり」を実現するため、高度化・多様化する生活ニーズに対応した利便性の高い公共サービス環境の形成を図る。</u> b 主要な施設の配置の方針 <u>主要施設の配置については、都市拠点、生活拠点の形成に配慮し、施設の整備や拡充及び集約化等を図る。また、広域的かつ高次の公共サービス施設については、周辺都市との連携と役割分担を基に配置する。</u> 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要な市街地開発事業の決定の方針 ア. 前原・横渚地区 <u>現在は、小規模小売店舗等が密集状態にあるため、駅前シンボルロード、 海浜パークウェイなど市街地の骨格となる道路体系の整備を進めるとともに、中心市街地として計画的なまちづくりを進める。</u> 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ①基本方針 本区域は、北部に連なる清澄山系と中央部を横断する嶺岡山系との間に、細長く長狭平野が開け、この平野の東側は太平洋に面するという変化に富む自然環境を有している。これらは本区域の自然環境の骨格を成すと同時に、景観上及び防 災上において重要な機能を担っている。 一方、市街化の進展に合わせ、身近な憩いの場や地域資源を活かした交流拠点 や水と緑に親しむ場など、魅力ある都市環境の形成が求められている。 このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を 次の方針に基づき進める。 ・森林機能の保全 ・自然とふれあう場の形成

新	旧
・緑地景観の保全及び活用 ・緑地等の確保目標水準 身近な自然環境とふれあえる生活環境を実現するため、道路、河川、公園、緑地等の公的空間において、樹木を始めとする緑の増加に努め、公園等の整備を推進するとともに植樹面積の増加に努め、概ね20年後に住民一人当たりの緑地等 面積を20平方メートル以上とする。 ②主要な緑地の配置の方針 a 環境保全系 ア．海岸部緑地 東条海岸の松林は、保安林に指定されるとともに、本市を代表する景観として重要な機能を担っているため、今後とも保全・育成を図る。 イ．清澄山系緑地 清澄山系の西側に広がる森林は、保安林が多数点在するとともに、水源涵養機能を有する森林でもあるため、都市的土地利用との調整を図りながら、適正に保全・育成を図る。 ウ．嶺岡山系緑地 嶺岡山系は、県立自然公園に指定されるとともに、市街地からの緑地景観の骨格をなし、保安林や地すべり防止地区も多く存在していることから、今後とも保全・育成を図る。 エ．市街地・集落地内緑地 まとまりのある樹林地、良好な屋敷林、境内林等の緑地の保全を図る。 b レクリエーション系 ア．地域全体 東条海岸をはじめとする海岸部は、広域的レクリエーションゾーンとして活用を図る。 c 防災系 ア．地域全体 水害、土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、遊水機能を有する農地等の保全を図る。 イ．市街地 地震火災時における安全を確保するため、公園・学校等の避難場所、防災拠点を市街地内に体系的に確保するとともに、安全な避難路の整備によりネットワーク化を図る。 d 景観構成系 ア．地域全体 雄大な海と松林による海岸景観、親しみのある田園景観、美しい稜線の丘陵景観は、本区域の個性や特性を示すものであり、景観資源として保全を図るとともに、これらを体系化したリゾート景観の創出を図る。	・緑地景観の保全及び活用 ○緑地等の確保目標水準 身近な自然環境とふれあえる生活環境を実現するため、道路、河川、公園、緑地等の公的空間において、樹木を始めとする緑の増加に努め、公園等の整備を推進するとともに植樹面積の増加に努め、概ね20年後に住民一人当たりの緑地等 面積を20平方メートル以上とする。 ②主要な緑地の配置の方針 a 環境保全系 ア．海岸部緑地 東条海岸の松林は、保安林に指定されるとともに、本市を代表する景観として重要な機能を担っているため、今後とも保全・育成を図る。 イ．清澄山系緑地 清澄山系の西側に広がる森林は、保安林が多数点在するとともに、水源涵養機能を有する森林でもあるため、都市的土地利用との調整を図りながら、適正に保全・育成を図る。 ウ．嶺岡山系緑地 嶺岡山系は、県立自然公園に指定されるとともに、市街地からの緑地景観の骨格をなし、保安林や地すべり防止地区も多く存在していることから、今後とも保全・育成を図る。 エ．市街地・集落地内緑地 まとまりのある樹林地、良好な屋敷林、境内林等の緑地の保全を図る。 b レクリエーション系 ア．地域全体 東条海岸をはじめとする海岸部は、広域的レクリエーションゾーンとして活用を図る。 c 防災系 ア．地域全体 水害、土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、遊水機能を有する農地等の保全を図る。 イ．市街地 地震火災時における安全を確保するため、公園・学校等の避難場所、防災拠点を市街地内に体系的に確保するとともに、安全な避難路の整備によりネットワーク化を図る。 d 景観構成系 ア．地域全体 雄大な海と松林による海岸景観、親しみのある田園景観、美しい稜線の丘陵景観は、本区域の個性や特性を示すものであり、景観資源として保全を図るとともに、これらを体系化したリゾート景観の創出を図る。

新	旧
イ．市街地 道路環境の整備事業として街路灯の設置などが進められているが、今後もサイン表示板の設置、看板・広告物などの設置の適正化などにより、市街地景観の向上を図る。 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア．街区公園・近隣公園 都市計画公園は決定されていない状況にあるが、既存公園を活用するとともに市街地での面的整備や宅地開発などに合わせ、計画的な配置及び整備を図る。 イ．運動公園 総合運動場を核に総合公園的な機能を整備し、運動公園として整備する。 b 地域制緑地 市民の森などの良好な自然環境を有する緑地については、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区や都市計画法に基づく風致地区等の指定等を検討し、積極的な緑地保全を図る。	イ．市街地 道路環境の整備事業として街路灯の設置などが進められているが、今後もサイン表示板の設置、看板・広告物などの設置の適正化などにより、市街地景観の向上を図る。 ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア．街区公園・近隣公園 都市計画公園は決定されていない状況にあるが、既存公園を活用するとともに市街地での面的整備や宅地開発などに合わせ、計画的な配置及び整備を 図る。 イ．運動公園 総合運動場を核に総合公園的な機能を整備し、運動公園として整備する。 b 地域制緑地 市民の森などの良好な自然環境を有する緑地については、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区や都市計画法に基づく風致地区等の指定等を検討し、積極的な緑地保全を図る。

新	旧
【天津小湊都市計画区域】 1 都市計画の目標 (1) 本区域の基本理念 海、山、里そしてそれらをつなぐ二タ間川等の河川など豊かな水と緑に恵まれている本区域は、首都圏における観光機能を有した山間・海洋レクリエーションの地がコンパクトにまとまった区域である。 しかし、房総半島の南端に位置する立地条件等から交通施設整備の遅れが見られ、地域振興面でのハンデとなっている。 今後、富津館山道路の4車線化や高規格道路茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路をはじめとする地域間を連絡する道路等の整備により、首都圏との交流人口の増大が図られ、観光機能の一層の充実や新たな都市機能の立地が進むことが考えられる。そのため、本区域は広域交通体系の整備と併せ、豊かな自然環境や恵まれた歴史資源を活かした<u>観光地</u>としての機能向上を図ることが期待されている。 このような諸条件を踏まえ、本区域の都市づくりの目標を次のとおりとする。 ○自然環境や歴史的資源の保全と、地域振興への活用 ・本区域は、海や山に代表される水と緑、誕生寺・清澄寺等をはじめとする歴史的建造物など、自然環境と歴史的資源に恵まれた区域である。そのため、自然環境と歴史的資源の保全を図り、それらと調和した個性豊かなまちなみ景観の創出と都市環境の形成を図るとともに、自然及び歴史を活かした地域の活性化を行う。 ○広域的な交流・連携ネットワークの形成と、交通利便性の向上によるポテンシャルを活かした地域活力の向上 ・高規格道路茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路及び一般県道天津小湊田原線（坂下バイパス）による広域的な交通ネットワークの形成を図る。また、広域交通体系の充実によるポテンシャルの向上を活かした広域的な周遊・滞在型の観光・リゾート地域の形成を図り、観光産業の振興、産業の発展に努め、地域活力の向上を図る。 ○災害に強く、安全で快適な地域社会の形成 ・都市は人々が経済活動や生活空間を創出する場である。そのため、安全性に優れ、利便性と快適性を備えた都市基盤づくりを計画的に進めるものとし、住みやすい環境づくりに努める。 (2) 地域毎の市街地像 本区域は、地理的・地形的制約により可住地面積が極めて少ないという特徴を有している。 市街地は、南部の海岸沿いに形成されており、安房天津駅を中心とする「天津地区」と安房小湊駅を中心とする「小湊地区」に分かれている。 「天津地区」については、本区域の約2/3の居住を有していることから「中心市街	●天津小湊都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 1. 都市計画の目標 1) 都市づくりの基本理念 海、山、里そしてそれらをつなぐ二タ間川等の河川など豊かな水と緑に恵まれている本区域は、首都圏における観光機能を有した山間・海洋レクリエーションの地がコンパクトにまとまった区域で、『千葉県都市整備基本方針』の中では「房総レクリエーションゾーン」に位置づけられている。 しかし、房総半島の南端に位置する立地条件等から交通施設整備の遅れが見られ、地域振興面でのハンデとなっている。 今後、東関東自動車道館山線の全面開通や地域高規格道路鴨川・大原道路をはじめとする地域間を連絡する道路等の整備により、首都圏との交流人口の増大が図られ、観光機能の一層の充実や新たな都市機能の立地が進むことが考えられる。そのため、本区域は広域交通体系の整備と併せ、豊かな自然環境や恵まれた歴史資源を活かした<u>ネイチャーズユニバーシティ（自然の学舎）</u>としての機能向上を図ることが期待されている。 このような諸条件を踏まえ、本区域の都市づくりの目標を次のとおりとする。 ○自然環境や歴史的資源の保全と、地域振興への活用 ・本区域は、海や山に代表される水と緑、誕生寺・清澄寺等をはじめとする歴史的建造物など、自然環境と歴史的資源に恵まれた区域である。そのため、自然環境と歴史的資源の保全を図り、それらと調和した個性豊かなまちなみ景観の創出と都市環境の形成を図るとともに、自然及び歴史を活かした地域の活性化を行う。 ○広域的な交流・連携ネットワークの形成と、交通利便性の向上によるポテンシャルを活かした地域活力の向上 ・地域高規格道路鴨川・大原道路及び鴨川市北部の基幹農道と国道128号天津バイパスを結ぶ道路等の整備促進により、広域的な交通ネットワークの形成を図る。また、広域交通体系の充実によるポテンシャルの向上を活かした広域的な周遊・滞在型の観光・リゾート地域の形成を図り、観光産業の振興、産業の発展に努め、地域活力の向上を図る。 ○災害に強く、安全で快適な地域社会の形成 ・都市は人々が経済活動や生活空間を創出する場である。そのため、安全性に優れ、利便性と快適性を備えた都市基盤づくりを計画的に進めるものとし、住みやすい環境づくりに努める。 2) 地域ごとの市街地像 天津小湊町は、地理的・地形的制約（千葉県内市町村で最高の林野率84%）により可住地面積が極めて少ないという特徴を有している。 天津小湊町の市街地は、町南部の海岸沿いに旧町単位、学区区単位等の生活圏域によって形成されており、東日本旅客鉄道の安房天津駅を中心とする「天津地区」と東日本旅客鉄道の安房小湊駅を中心とする「小湊地区」に分かれている。 「天津地区」については、町の約2/3の居住を有していることから「中心市街地」

新	旧
地」に位置づけ、北部一帯に広がる丘陵地の緑や南部一帯に広がる海に代表される豊かな自然環境と調和した個性的な都市環境・都市景観の形成を進め、質の高い空間づくりを行う。さらに、「中心市街地」周辺にある国道 128 号沿道の住宅地を「周辺市街地」として位置づけ、低中層の一般住宅地のほか宿泊施設や商業店舗等の観光・商業サービス施設も立地するなかでの快適な居住空間の環境創出や景観的な美しさを併せ持つ市街地とする。 天津漁港、浜荻漁港周辺については、<u>天津・小湊地区</u>の水産業を支える水産加工業の工場が立地することから、今後も「既存水産商業ゾーン」として機能の維持・向上を図る。 「小湊地区」については、安房小湊駅から誕生寺周辺を地区の「中心市街地」として位置づけ、安房天津駅周辺との個性の差別化が図られた都市環境、及び門前町としての都市景観の形成を進める。また、「中心市街地」周辺にある旧国道 128 号沿道の住宅地を「周辺市街地」として位置づけ、低中層の一般住宅地のほか宿泊施設や商業店舗等の観光・商業サービス施設も立地する観光リゾート地的市街地空間の創出と景観的な美しさを併せ持つ市街地の形成を図る。 なお、誕生寺や鯛の浦、内浦海岸等の海水浴場等を中心とした県内でも有数の海洋レクリエーション・観光スポットがある旧国道 128 号沿道地区は、観光客のための宿泊施設・商業店舗街が形成されていることから、これらの地区は「既存観光ゾーン」として今後とも機能の維持・向上を図る。	に位置づけ、北部一帯に広がる丘陵地の緑や南部一帯に広がる海に代表される豊かな自然環境と調和した個性的な都市環境・都市景観の形成を進め、質の高い空間づくりを行う。<u>また、安房天津駅北側の主要地方道市原天津小湊線沿道に、駅近接の利便性を活かした「新たな住宅」整備を行う。</u>さらに、「中心市街地」周辺にある国道 128 号沿道の住宅地を「周辺市街地」として位置づけ、低中層の一般住宅地のほか宿泊施設や商業店舗等の観光・商業サービス施設も立地するなかでの快適な居住空間の環境創出や景観的な美しさを併せ持つ市街地とする。 天津漁港、浜荻漁港周辺については、<u>本町</u>の水産業を支える水産加工業の工場が立地することから、今後も「既存水産商業ゾーン」として機能の維持・向上を図る。 「小湊地区」については、安房小湊駅から誕生寺周辺を地区の「中心市街地」として位置づけ、安房天津駅周辺との個性の差別化が図られた都市環境、及び門前町としての都市景観の形成を進めるとともに、「中心市街地」の北側に<u>「新たな住宅地」整備を図り、駅近接の利便性を生かした住宅地として整備する。</u>また、「中心市街地」周辺にある旧国道 128 号沿道の住宅地を「周辺市街地」として位置づけ、低中層の一般住宅地のほか宿泊施設や商業店舗等の観光・商業サービス施設も立地する観光リゾート地的市街地空間の創出と景観的な美しさを併せ持つ市街地の形成を図る。 なお、誕生寺や鯛の浦、内浦海岸等の海水浴場等を中心とした県内でも有数の海洋レクリエーション・観光スポットがある旧国道 128 号沿道地区は、観光客のための宿泊施設・商業店舗街が形成されていることから、これらの地区は「既存観光ゾーン」として今後とも機能の維持・向上を図る。
2 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針 <u>本区域においては、天津・小湊地域をはじめとする既存市街地以外にも、漁業・農業を生業とする住民が形成している集落地が分散している。</u> <u>既存市街地と既存集落をつなぐ道路ネットワークや交通サービスの充実によりアクセス性を向上させることで、本区域にふさわしいコンパクトシティの実現を図る。</u> ②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 <u>高規格道路茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路及び一般県道天津小湊田原線（坂下バイパス）による広域的な交通ネットワークの形成を図る。また、広域交通体系の充実によるポテンシャルの向上を活かした広域的な周遊・滞在型の観光・リゾート</u>	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の有無 <u>本都市計画区域においては区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。</u> <u>本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、人口は昭和 33 年を最高として減少が続いている。</u> <u>近年、人口減少傾向は鈍化する傾向にあるが、今後も大幅な増加はないと予想され、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。</u> <u>以上のことから、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとする。</u> 3. 主要な都市計画の決定の方針

新	旧
<u>ト地域の形成を図り、観光産業の振興、産業の発展に努め、地域活力の向上を図る。</u> ③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針 <u>天津・小湊地区など、昔からの漁業集落が拡大して形成されてきた住宅が密集した市街地においては、生活道路の多くが幅員の狭い狭あい道路であるため、道路空間の確保を促進する。</u> <u>土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努めるとともに、斜面林の保全や避難体制の充実・強化を図る。</u> <u>頻発化・激甚化する水災害に対しては、引き続き河川改修等を進めるとともに、山林の保全により、保水機能の確保に努める。</u> ④自然環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針 <u>本区域は、海や山に代表される水と緑、誕生寺・清澄寺等をはじめとする歴史的建造物など、自然環境と歴史的資源に恵まれた区域である。そのため、自然環境と歴史的資源の保全を図り、それらと調和した個性豊かなまちなみ景観の創出と都市環境の形成を図るとともに、自然及び歴史を活かした地域の活性化を行う。</u> (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針 a 商業地 <u>ア. 安房天津駅前地区、安房小湊駅前地区</u> <u>安房天津駅及び安房小湊駅前に、駅利用者の買い物需要に対応する商業サービス施設を配置し、駅利用者の利便性の向上を図る。</u> <u>イ. 小湊漁港以南の旧国道 128 号沿道地区</u> <u>小湊地区の海岸沿いは、内浦海岸のほか鯛の浦や誕生寺等の観光スポットが集積する地区である。そのため、小湊漁港以南の旧国道 128 号沿いには、今後とも宿泊施設や商業店舗等の商業・業務サービスの集積を図り、魅力的な海浜リゾート地区の形成を図る。</u> b 住宅地 <u>ア. 天津小湊支所周辺地区</u> <u>天津小湊支所周辺は、郵便局等の公共公益サービス施設や日常生活に必要なサービス型の商業施設が住宅地の中に立地している地区である。そのため、天津小湊支所周辺地区については、日常（近隣）サービス型の商業・業務サービス施設の立地を促進する土地利用を図りつつ、低層住宅地との調和を図る。</u> <u>イ. 内浦湾北側、天津港北側、二タ間川以西の旧国道 128 号沿道地区</u> <u>居住環境を阻害しない一定規模・用途の商業・業務・沿道サービス施設が立地する沿道サービス住宅地の形成を図り、観光客のための宿泊施設、土産物品等を扱う商業・業務・サービス施設が立地する土地利用を図りつつ、低中層住宅地との調和を図る。</u>	1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 a 商業地 <u>ア. 東日本旅客鉄道の安房天津駅前地区、安房小湊駅前地区</u> <u>東日本旅客鉄道の安房天津駅及び安房小湊駅前に、駅利用者の買い物需要に対応する商業サービス施設を配置し、駅利用者の利便性の向上を図る。</u> <u>イ. 小湊漁港以南の旧国道 128 号沿道地区</u> <u>小湊地区の海岸沿いは、内浦海岸のほか鯛の浦や誕生寺等の観光スポットが集積する地区である。そのため、小湊漁港以南の旧国道 128 号沿いには、今後とも宿泊施設や商業店舗等の商業・業務サービスの集積を図り、魅力的な海浜リゾート地区の形成を図る。</u> b 住宅地 <u>ア. 役場周辺地区</u> <u>役場周辺は、銀行や郵便局等の公共公益サービス施設が住宅地の中に多く点在する地区であり、町内では利便性に富む地区である。そのため、役場周辺地区については、日常（近隣）サービス型の商業・業務サービス施設の立地を促進する土地利用を図りつつ、低層住宅地との調和を図る。</u> <u>イ. 内浦湾北側、天津港北側、二タ間川以西の旧国道 128 号沿道地区</u> <u>住環境を阻害しない一定規模・用途の商業・業務・沿道サービス施設が立地する沿道サービス住宅地の形成を図り、観光客のための宿泊施設、土産物品等を扱う商業・業務・サービス施設が立地する土地利用を図りつつ、低中層住宅地との調和を図る。</u>

新	旧
ウ．安房天津駅北側地区、安房小湊駅北側地区 自然に囲まれ、戸建て住宅を主体とした良好な住環境を有する低密度一般住宅地として良好な住環境の形成を図る。 ②土地利用の方針 ア．居住環境の改善又は維持に関する方針 市街地内の住宅地については、狭あい道路の解消など生活環境の改善や都市基盤施設の整備を推進するとともに、低未利用地を活かした計画的な宅地化を進め、良好な居住環境の整備を図る。 そのうち、旧国道 128 号沿道地区については観光商業環境との調和を図りつつ、居住環境の保全、整備を進める。 イ．都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内や集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は生活環境に潤いを与えてくれる要素として保全・育成を図る。また、区域の北部一帯に広がる丘陵地は、本区域の貴重な風致を呈する地区として保全する。 ウ．優良な農地との健全な調和に関する方針 海岸沿いの市街地と丘陵地間に形成されている平坦地にある農地は、本区域の重要な農業生産基盤として保全する。 エ．自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針 良好な自然環境を形成している北部丘陵部の森林及び斜面緑地は、都市的土地利用との調整を図りながら、適正に保全・育成を図る。南房総国定公園、養老溪谷奥清澄県立自然公園に指定されている地域は、優れた自然の風景地として保護及び利用の増進を図る。 オ．秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 市街地外に形成されている集落地については、自然環境との調和に配慮しつつ生活環境の<u>保全</u>を図る。 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	ウ．安房天津駅北側地区、安房小湊駅北側地区 自然に囲まれ、戸建て住宅を主体とした良好な住環境を有する低密度一般住宅地として良好な住環境の形成を図る。 ② 土地利用の方針 ア．居住環境の改善又は維持に関する方針 市街地内の住宅地については、狭あい道路の解消など生活環境の改善や都市基盤施設の整備を推進するとともに、低未利用地を活かした計画的な宅地化を進め、良好な居住環境の整備を図る。 そのうち、旧国道 128 号沿道地区については観光商業環境との調和を図りつつ、居住環境の保全、整備を進める。 イ．都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内や集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は生活環境に潤いを与えてくれる要素として保全・育成を図る。また、区域の北部一帯に広がる丘陵地は、本区域の貴重な風致を呈する地区として保全する。 ウ．優良な農地との健全な調和に関する方針 海岸沿いの市街地と丘陵地間に形成されている平坦地にある農地は、本区域の重要な農業生産基盤として保全する。 エ．自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 良好な自然環境を形成している北部丘陵部の森林及び斜面緑地は、都市的土地利用との調整を図りながら、適正に保全・育成を図る。南房総国定公園、養老溪谷奥清澄県立自然公園に指定されている地域は、優れた自然の風景地として保護及び利用の増進を図る。 オ．<u>計画的な都市的土地利用の実現に関する方針</u> 市街地外に形成されている集落地については、自然環境との調和に配慮しつつ生活環境の<u>整備</u>を図る。
①交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア．交通体系の整備の方針 広域的な交通ネットワークとして、<u>富津館山道路の 4 車線化や高規格道路茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路、館山・鴨川道路の具体化を図る。</u>また、観光地に集中する自動車の渋滞による環境への負荷を低減させるため、広域道路ネットワークを活用した高速バスの利用促進と、鉄道の利便性の向上など公共交通ネットワークの拡充を図り、環境への配慮とアクセシビリティに優れた交通体系の整備を図る。地域内については、既存の国県道の機能維持・拡充を促進し、観光の振興や周辺市町村とのアクセス性の向上を図る。 上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備に関する基本方針は、以下のとおりとする。	2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア．交通体系の整備の方針 広域的な交通ネットワークとして、<u>東関東自動車道館山線や地域高規格道路鴨川・大原道路の整備促進を図る。</u>また、観光地に集中する自動車の渋滞や、排気ガスなどによる環境への影響を低減させるため、広域道路ネットワークを活用した高速バスの利用促進と、鉄道の利便性の向上など公共交通ネットワークの拡充を図り、環境への配慮とアクセシビリティに優れた交通体系の整備を図る。地域内については、既存の国県道の機能維持・拡充を促進し、観光の振興や周辺市町村とのアクセス性の向上を図る。 上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備に関する基本方針は、以下のとおりとする。

新	旧
○ 広域交通ネットワーク整備を踏まえた都市内交通の強化 <u>高規格道路茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路、館山・鴨川道路</u>など広域交通軸の整備計画により、首都圏を含む広域的な交流・連携が強まることが期待される。そのため、広域交通軸と連携する都市交通軸の機能強化を図る。 ○ 都市内の一体性の確保や観光産業の振興等を担う道路の機能拡充 国道 128 号は、天津地区と小湊地区の 2 つの生活圏を結ぶ道路であり、都市としての一体性の確保、生活利便性の向上において重要な道路となっているが、恒常的な渋滞の解消が課題となっている。一方、主要地方道や一般県道については、未整備区間が多く存在しており、道路改良の促進が課題となっている。 今後は、既存道路網を基本としつつ、道路改良やバイパス整備の促進など機能の拡充を進め、都市としての一体性の確保、周辺市町との連携強化や都市拠点のネットワーク化等による産業発展・観光振興等を図る。 ○ 生活軸の一体的整備 市街地内の生活軸については、狭あい箇所解消により都市防災の強化を図るとともに、歩行者の安全性に配慮した施設整備を進め、生活利便性の向上を図る。 ○ 歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり 様々な立場の歩行者への配慮や街並みの重要な景観要素として、歩行者空間の充実や水や緑の拠点とのネットワーク化を進め、質の高い道づくりを促進する。観光地においては、遊歩道整備のほか、ベンチ等の整備を進め、観光地としての魅力向上を図る。 b 道路等の配置の方針 【主要幹線道路】 ・旧国道 128 号、国道 128 号バイパス 鴨川市街地や勝浦市と本区域を連絡する広域的な都市間道路としてのみならず、2 つの中心市街地を連絡する生活道路としても重要な路線として配置し、歩道設置による歩行者の安全性確保に努める。また、東西を結ぶ道路がこの一路線しかなく、<u>災害発</u>	○ 広域交通ネットワーク整備を踏まえた都市内交通の強化 <u>東関東自動車道館山線や地域高規格道路鴨川・大原道路</u>など広域交通軸の整備計画により、首都圏を含む広域的な交流・連携が強まることが期待される。そのため、広域交通軸と連携する都市交通軸の機能強化を図る。 ○ 都市内の一体性の確保や観光産業の振興等を担う道路の機能拡充 国道 128 号は、天津地区と小湊地区の 2 つの生活圏を結ぶ道路であり、都市としての一体性の確保、生活利便性の向上において重要な道路となっているが、恒常的な渋滞の解消が課題となっている。一方、主要地方道や一般県道については、未整備区間が多く存在しており、道路改良の促進が課題となっている。 今後は、既存道路網を基本としつつ、道路改良やバイパス整備の促進など機能の拡充を進め、都市としての一体性の確保、周辺市町との連携強化や都市拠点のネットワーク化等による産業発展・観光振興等を図る。 ○ 生活軸の一体的整備 市街地内の生活軸については、<u>狭隘</u>箇所の解消により都市防災の強化を図るとともに、歩行者の安全性に配慮した施設整備を進め、生活利便性の向上を図る。 ○ 歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり 様々な立場の歩行者への配慮や街並みの重要な景観要素として、歩行者空間の充実や水や緑の拠点とのネットワーク化を進め、質の高い道づくりを促進する。観光地においては、遊歩道整備のほか、ベンチ等の整備を進め、観光地としての魅力向上を図る。 <u>イ. 道路整備水準の目標</u> <u>天津地区と小湊地区に形成されている市街地内を対象とし、主要幹線道路（国道、主要地方道）、幹線道路（県道、主な町道）についてみると、平成 14 年現在で約 6.1 k m / k m²が整備済みとなっている。主要幹線道路、幹線道路を合わせ、おおむね 20 年後には市街地全体として 3.5 k m / k m²程度になることを目標とすることから、本市街地内については、今後も現状の交通体系を維持することとする。</u> <u>しかしながら、「天津地区」と「小湊地区」を結ぶ道路は、唯一国道 128 号のみであり、しかも両地区間にある実入トンネルは古い形状で何度かの大雨等で危険にさらされてきた。このトンネル災害は両地区を寸断する危険性があることから、防災面からも、当該箇所の整備は急務とされている。</u> <u>市街地外の道路については、周辺市町村との交流・連携の強化、渋滞解消による環境負荷の低減、災害時の代替え路の確保等を考慮し、既存の交通体系を基本としつつ、機能強化に資する道路整備を促進する必要がある。</u> b 道路等の配置の方針 【主要幹線道路】 ・旧国道 128 号、国道 128 号バイパス 鴨川市や勝浦市と本区域を連絡する広域的な都市間道路としてのみならず、2 つの中心市街地を連絡する生活道路としても重要な路線として配置し、歩道設置による歩行者の安全性確保に努める。また、東西を結ぶ道路がこの一路線しかなく、<u>劣悪な状況</u>

新	旧
<u>生時のダブルネットワーク確保の必要性から災害に強い道路の整備を推進する。(法面対策・長寿命化)</u> ・主要地方道市原天津小湊線 市原市方面と本区域を結ぶとともに、首都圏中央連絡自動車道等の高速道路に連絡する道路として、かつ「清澄寺」という主要観光地が沿道にある道路としての配置とし、<u>整備推進</u>を図る。加えて<u>急カーブ、狭あいが続く龍ヶ尾地区の交通安全対策の整備促進</u>を図る。 ・主要地方道天津小湊夷隅線 いすみ市や市原市方面と本区域を結ぶ重要な路線として配置する。誕生寺や鯛の浦周辺地区への円滑な交通誘導を確保し、交通渋滞の解消、環境負荷の低減を図るため、整備を推進する。 【幹線道路】 ・一般県道内浦山公園線 市街地と内浦山県民の森方面を連絡する観光道路として配置する。 ・市道小湊駅前線 安房小湊駅周辺の市街地の骨格を形成する道路として配置する。 【市道】 狭あい道路の拡幅整備を促進する。 ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 本区域では、<u>未浄化の生活雑排水の排出により、河川や海域の水質汚濁等</u>が大きな課題となっていたが、<u>近年、河川等の水質は、改善傾向にある</u>。また、居住環境の保全・向上の面における公衆衛生の保持、安全で快適な生活環境の確保がより一層求められている。 このような状況を踏まえ、今後の市街化の進展や土地利用動向に対応し、<u>公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境及び農業環境の確保に努める</u>。 【下水道】 ・<u>本区域においては、生活環境の改善・向上のため、合併処理浄化槽設置の促進を図る。</u> 【河川】 ・2級河川の二タ間川、神明川、大風沢川、開戸川、袋倉川が、<u>市南側の太平洋へと注いでいる</u>。河川は流れが急で豪雨の際に氾濫の危険性があり、また未整備箇所も存在	<u>にあることから、渋滞の解消と災害時における自動車交通手段を確保するため、実入地区のバイパス整備を促進する。</u> ・主要地方道市原天津小湊線 市原市方面と本区域を結ぶとともに、首都圏中央連絡自動車道等の高速道路に連絡する道路として、かつ「清澄寺」という主要観光地が沿道にある道路としての配置とし、<u>整備促進</u>を図る。<u>加えて旧国道128号接道となる「芝地区」には急カーブ、狭あいが続くため、この解消を促進する。</u> ・主要地方道天津小湊夷隅線 夷隅町や市原市方面と本区域を結ぶ重要な路線として配置する。誕生寺や鯛の浦周辺地区への円滑な交通誘導を確保し、交通渋滞の解消、環境負荷の低減を図るため、<u>延伸整備を促進する。(主要地方道天津小湊夷隅線の延伸の促進)</u> 【幹線道路】 ・県道内浦山公園線 市街地と内浦山県民の森方面を連絡する観光道路として配置する。 ・町道小湊駅前線 <u>東日本旅客鉄道の安房小湊駅周辺の市街地の骨格を形成する道路として配置する。</u> 【町道】 <u>町内の狭あい道路の拡幅整備を促進する。</u> ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 本区域では<u>公共下水道が未整備であるため、小型合併浄化槽の普及に努めているものの家庭からの生活雑排水などの汚水が河川や海域へと流されており、河川や海域の水質汚濁等が大きな課題となっている</u>。また、<u>今後の市街地整備においては、居住環境の保全・向上の面における公衆衛生の保持、安全で快適な生活環境の確保を進める必要がある</u>。 このような状況を踏まえ、<u>本区域においては、今後の市街地整備や土地利用動向等から整備の優先順位を考慮しつつ、全県域污水適正処理構想に基づき整備を進め、公共用水の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境の確保に努めるものとする。</u> 【下水道】 ・<u>本区域では全県域污水適正処理構想に基づき整備を進める。</u> 【河川】 ・2級河川の二タ間川、神明川、大風沢川、開戸川、袋倉川が、<u>町南側の太平洋へと注いでいる</u>。河川は流れが急で豪雨の際に氾濫の危険性があり、また未整備箇所も存在

新	旧								
することから、洪水等の災害から住民の生活環境を保護するため、河川改修等の災害防止策を促進する。<u>特に袋倉川においては、河川の氾濫被害が頻発しているため河川改修とともに氾濫防止対策を促進する。</u> ・二タ間川や神明川、大風沢川等の河川は、アユ釣りなどレクリエーションの場としても親しまれていることから重要な自然資源として、環境や景観の保全を図る。 イ. 整備水準の目標 【下水道】 本区域では全域において合併処理浄化槽の設置を推進する。 【河 川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 本区域では全県域汚水適正処理構想に基づき、全域において合併処理浄化槽の設置を推進する。 雨水については、既存の排水路等を活用して公共水域に放流する。 イ. 河 川 2 級河川については整備水準を確保できるよう整備促進を図る。特に、袋倉川については、大雨時には周辺地区で冠水被害が頻発する状況にあることから、<u>短期的な対策と併せて中長期の整備方針を策定し、河川改修事業等を推進する。</u> c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>都市施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>河 川</td><td>袋倉川</td></tr> </table> ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア. ゴミ処理施設 ゴミ処理については、資源の有限性とゴミ処理の効率処理という観点から、ゴミの減量化を積極的に進めるとともに、リサイクル化に努める。 また、観光地であるため、季節的なゴミの増加や不法投棄への対応策を検討するとともに、集積場整備による美しいまちづくりを進める。	都市施設	名称等	河 川	袋倉川	することから、洪水等の災害から住民の生活環境を保護するため、河川改修等の災害防止策を促進する。 ・二タ間川や神明川、大風沢川等の河川は、アユ釣りなどレクリエーションの場としても親しまれていることから重要な自然資源として、環境や景観の保全を図る。 イ. 整備水準の目標 【下水道】 本区域では全域において合併処理浄化槽の設置を推進する。 【河 川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 本区域では全県域汚水適正処理構想に基づき、全域において合併処理浄化槽の設置を推進する。 雨水については、既存の排水路等を活用して公共水域に放流する。 イ. 河 川 2 級河川については整備水準を確保できるよう整備促進を図る。特に、袋倉川については、大雨時には周辺地区で冠水地が発生する状況にあることから、<u>河川改修事業を促進する。</u> c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>都市施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>河 川</td><td>袋倉川</td></tr> </table> ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア. ゴミ処理施設 ゴミ処理については、資源の有限性とゴミ処理の効率処理という観点から、ゴミの減量化を積極的に進めるとともに、リサイクル化に努める。 <u>既存の天津小湊町衛生センターについては、機能の維持・増進に努めるものとする。</u> また、観光地であるため、季節的なゴミの増加や不法投棄への対応策を検討するとともに、集積場整備による美しいまちづくりを進める。	都市施設	名称等	河 川	袋倉川
都市施設	名称等								
河 川	袋倉川								
都市施設	名称等								
河 川	袋倉川								

新	旧
(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要な市街地開発事業の決定の方針 ア. 安房天津駅北側地区 安房天津駅や周辺地方道に近接する立地条件を活かし、戸建て住宅を中心としつつ中心市街地としてふさわしい利便性の高い良好な住宅地の形成を図る。 イ. 安房小湊駅北側地区 安房小湊駅北側については、戸建て住宅を中心としつつ、中心市街地としてふさわしい良好な住環境の形成を図る。 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ① 基本方針 本区域は、南房総国定公園や県立公園である養老溪谷奥清澄自然公園に含まれており、北部丘陵地帯の森林、南部の海岸沿いに形成されている市街地部とそれを取り囲む田畑など、「山」「里・街」「海」という豊かな自然環境を有している。 南房総国定公園の中には誕生寺や清澄寺、鯛の浦など古くから人々の生活と密着し親しまれてきた名所があり、自然との調和により発展してきた本区域の歴史を今に伝えている。 また、これらの自然環境は、本区域の骨格を形成するとともに、景観形成上や防災上において重要な機能を担っている。 近年の余暇時間の増加に伴って、レクリエーション需要の増大やゆとり・精神的な豊かさなど人々のニーズは多様に変化しており、それへの対応を図るため、身近な憩いの場や地域資源を活かした交流拠点や水や緑に親しむ場の形成など、魅力ある都市環境の形成が求められている。 このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を次のように進める。 ・子供が安心して遊べ、高齢者が憩える生活に身近な公園の整備を計画的・効率的に進めるとともに、それらを回遊する水と緑のネットワークの形成を図る。 ・豊かな自然環境・景観を後世に継承するよう保全に努める。 ・緑地の確保目標水準 身近な自然環境とふれあえる生活環境を実現するため、道路、河川、公園、緑地等の公的空間において、樹木をはじめとする緑の増加に努める。	3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要な市街地開発事業の決定の方針 ア. <u>東日本旅客鉄道の安房天津駅北側地区</u> 安房天津駅や周辺地方道に近接する立地条件を活かし、戸建て住宅を中心としつつ中心市街地としてふさわしい機能を併せ持つ複合型住宅地として面的整備を進め、利便性の高い良好な住宅地の形成を図る。 イ. <u>東日本旅客鉄道の安房小湊駅北側地区</u> 安房小湊駅北側については、戸建て住宅を中心としつつ、中心市街地としてふさわしい機能を併せ持つ複合型住宅地として面的整備を進め、良好な住環境の形成を図るとともに、<u>安房小湊駅舎の改修とあわせた駅周辺の拠点性の向上を図る。</u> 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ① 基本方針 本区域は、南房総国定公園や県立公園である養老溪谷奥清澄自然公園に含まれており、北部丘陵地帯の森林、南部の海岸沿いに形成されている市街地部とそれを取り囲む田畑など、「山」「里・街」「海」という豊かな自然環境を有している。 南房総国定公園の中には誕生寺や清澄寺、鯛の浦など古くから人々の生活と密着し親しまれてきた名所があり、自然との調和により発展してきた本区域の歴史を今に伝えている。 また、これらの自然環境は、本区域の骨格を形成するとともに、景観形成上や防災上において重要な機能を担っている。 近年の余暇時間の増加に伴って、レクリエーション需要の増大やゆとり・精神的な豊かさなど人々のニーズは多様に変化しており、それへの対応を図るため、身近な憩いの場や地域資源を活かした交流拠点や水や緑に親しむ場の形成など、魅力ある都市環境の形成が求められている。 このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を次のように進める。 ・子供が安心して遊べ、高齢者が憩える生活に身近な公園の整備を計画的・効率的に進めるとともに、それらを回遊する水と緑のネットワークの形成を図る。 ・<u>道路沿いなど、市街地内の小スペースの緑化を進める。</u> ・<u>「山」「里・街」「海」の環境を活かし、自然とふれあえる質の高い公園の整備を計画的に進める。</u> ・豊かな自然環境・景観を後世に継承するよう保全に努める。 ・緑地の確保目標水準 身近な自然環境とふれあえる生活環境を実現するため、道路、河川、公園、緑地等の公的空間において、樹木をはじめとする緑の増加に努める。 <u>また、都市公園等は、歩いていける範囲に公園等の整備を推進するとともに植樹面積の増加に努める。</u>

新	旧
②主要な緑地の目的別配置の方針 a 環境保全ゾーン ア．南房総国定公園 南房総国定公園については、公園・緑地の保全と活用を図るとともに、内浦海岸、城崎海岸、二夕間海岸、鯛ノ浦の海岸線の美化、水環境の保全を図る。 イ．養老溪谷奥清澄自然公園（県立公園） 四方木地区の<u>養老溪谷奥清澄自然公園</u>については、森林の保全・育成を図るとともに、養老溪谷をはじめとする水環境の保全に努める。 ウ．北部丘陵地、斜面緑地 北部一帯に広がる丘陵地の森林については、水源涵養地や動植物の生息空間等の多様な機能を有することから保全・育成を図る。市街地を取り囲む斜面緑地については、都市的土地利用との調整を図りつつ適正に保全・育成を図る。 エ．市街地・集落地内の緑地 貴船神社を取り囲む山林等のまとまりある樹林地、良好な屋敷林、境内林等の緑地の保全を図る。 オ．誕生寺周辺の樹林地 誕生寺の境内林や周辺を取り囲む樹林地は、誕生寺とともに町の歴史を物語る重要な要素であることから保全・育成及び災害対策に努める。 b レクリエーションゾーン ア．地域全体 市街地内には、日常生活の中で身近に利用することができる街区公園や小公園を面的整備等と併せて配置する。 イ．内浦山県民の森、清澄寺周辺等の北部丘陵地 内浦山県民の森は、区域内外からの利用に供する広域的なレクリエーション拠点として整備拡充を図る。また、清澄寺周辺は、歴史的環境と融和した観光拠点とする。 内浦山県民の森や清澄寺を核としつつ、麻綿原高原や不動滝等の観光スポットを回遊するネットワーク化を図り、北部丘陵地の水と緑を満喫できる観光交流拠点を形成する。 ウ．海浜部一帯 内浦海水浴場や城崎海水浴場の機能拡充を図り、広域的な観光レクリエーション拠点として位置づける。鯛の浦については、鯛をはじめとする魚類の生息環境の保全を図りつつ、歴史性も高い広域的な観光拠点として位置づける。 c 防災ゾーン ア．市街地 地震火災時における安全を確保するため、公園・学校等の避難場所、防災拠点を市	② 主要な緑地の目的別配置の方針 a 環境保全ゾーン ア．南房総国定公園 南房総国定公園については、公園・緑地の保全と活用を図るとともに、内浦海岸、や城崎海岸、二夕間海岸、鯛ノ浦の海岸線の美化、水環境の保全を図る。 イ．養老溪谷奥清澄自然公園（県立公園） 四方木地区<u>にある</u>養老溪谷奥清澄自然公園については、森林の保全・育成を図るとともに、養老溪谷をはじめとする水環境の保全に努める。 ウ．北部丘陵地、斜面緑地 北部一帯に広がる丘陵地の森林については、水源涵養地や動植物の生息空間等の多様な機能を有することから保全・育成を図る。市街地を取り囲む斜面緑地については、都市的土地利用との調整を図りつつ適正に保全・育成を図る。 エ．市街地・集落地内の緑地 貴船神社を取り囲む山林等のまとまりある樹林地、良好な屋敷林、境内林等の緑地の保全を図る。 オ．誕生寺周辺の樹林地 誕生寺の境内林や周辺を取り囲む樹林地は、誕生寺とともに町の歴史を物語る重要な要素であることから保全・育成及び風化災害対策に努める。 b レクリエーションゾーン ア．地域全体 市街地内には、日常生活の中で身近に利用することができる街区公園や小公園を面的整備等と併せて配置する。<u>集落地域においても、必要に応じて農村公園を配置する。</u> イ．内浦山県民の森、清澄寺周辺等の北部丘陵地 内浦山県民の森は、区域内外からの利用に供する広域的なレクリエーション拠点として整備拡充を図る。また、清澄寺周辺は、歴史的環境と融和した観光拠点とする。 内浦山県民の森や清澄寺を核としつつ、麻綿原高原や不動滝等の観光スポットを回遊するネットワーク化を図り、北部丘陵地の水と緑を満喫できる観光交流拠点を形成する。 ウ．海浜部一帯 内浦海水浴場や城崎海水浴場、<u>二夕間海水浴場</u>の機能拡充を図り、広域的な観光レクリエーション拠点として位置づける。鯛の浦については、鯛をはじめとする魚類の生息環境の保全を図りつつ、歴史性も高い広域的な観光拠点として位置づける。 c 防災ゾーン ア．市街地 地震火災時における安全を確保するため、公園・学校等の避難場所、防災拠点を市

新	旧
街地内に体系的に確保するとともに安全な避難路の整備によりネットワーク化を図る。 イ．山林部 地形が急峻で地盤の軟弱な谷地や崖地が存在する丘陵地が大部分を占めることから、豪雨時における土砂災害の発生危険性が高い。 山林部においては、水害や土砂災害防止のため、保水機能や土砂流出防止機能をもつ緑地の保全を図る。 ウ．海岸部 海岸部においては、塩害や風害防止に資する緑地の保全を図る。 d 景観構成ゾーン ア．地域全体 雄大な海と海岸線等の海浜景観、市街地の背景をなす美しい稜線の丘陵景観は、本区域の個性を景観資源として保全する。 イ．河 川 市街地内を流れる神明川等の河川は、潤いのある景観として、また、水と緑のネットワークの軸として配置する。 e その他 ア．寺 社 清澄寺や誕生寺をはじめとする寺社は、緑地と一体となった歴史的・文化的資源として保全・活用を図る。 ③実現のための具体の都市計画制度の方針 <u>a 地域制緑地</u> 南房総国定公園や県立養老溪谷奥清澄自然公園は、今後とも自然環境の保全を図る。	街地内に体系的に確保するとともに安全な避難路の整備によりネットワーク化を図る。 イ．山林部 地形が急峻で地盤の軟弱な谷地や崖地が存在する丘陵地が大部分を占めることから、豪雨時における土砂災害の発生危険性が高い。 山林部においては、水害や土砂災害防止のため、保水機能や土砂流出防止機能をもつ緑地の保全を図る。 ウ．海岸部 海岸部においては、塩害や風害防止に資する緑地の保全を図る。 d 景観構成ゾーン ア．地域全体 雄大な海と海岸線等の海浜景観、市街地の背景をなす美しい稜線の丘陵景観は、本区域の個性を景観資源として保全する。 イ．河 川 市街地内を流れる神明川等の河川は、潤いのある景観として、また、水と緑のネットワークの軸として配置する。 e その他 ア．寺 社 清澄寺や誕生寺をはじめとする寺社は、緑地と一体となった歴史的・文化的資源として保全・活用を図る。 ③実現のための具体の都市計画制度の方針 <u>a 公園緑地等の施設緑地</u> ア．街区公園 面的整備による市街地整備とあわせ計画的に街区公園の配置を行う。 <u>b 地域制緑地</u> 南房総国定公園や県立養老溪谷奥清澄自然公園は、今後とも自然環境の保全を図る。

新	旧
が合併し市制を施行、昭和 29 年の市町村合併促進法により周辺 6 か村を合併し、現在の館山市が誕生した。館山都市計画区域は昭和 9 年に指定され、以来、市域全体が都市計画区域となっている。 一方、江戸時代から白砂青松の地として各地に紹介され、文人墨客や避暑避寒に訪れる多くの観光客を受け入れ、今日まで観光リゾート都市としての歩みを続けている。 平成 9 年に東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）、平成 19 年には東関東自動車道千葉富津線及び富津館山道路が全線開通したことで、都心とのアクセス性は飛躍的に向上している。また、海の玄関口としては、平成 12 年に館山港が特定地域振興重要港湾に選定され、平成 22 年に供用した館山夕日栈橋（館山港多目的栈橋）や、平成 24 年にオープンした交流拠点「渚の駅」たてやま など、館山湾を活用したみなとのまちづくりを進めており、陸と海からの来訪者を温かく迎え、市民に親しまれる交流・交易のまちづくりを推進している。 また、令和 2 年には館山市と隣接する南房総市において定住自立圏の形成に関する協定が締結され、安心して暮らし続けることができる圏域形成のため、定住に必要な都市機能や生活機能の向上、持続可能な社会基盤の構築、両市の地域活性化について、相互に役割を分担し連携協力を行うものとしている。 引き続き、本区域は、南房総地域における中核都市としての都市基盤整備を推進するとともに、東関東自動車道館山線の館山市までの延伸や高規格道路「<u>館山・鴨川道路</u>」などの広域幹線道路網の整備とあわせ、南房総地域の海の玄関口としての館山港の整備拡充などを促進し、南房総地域における交通の結節点としての役割を担う。 そして、道路交通網の整備に伴う交流人口の増大に対応し、豊かな自然環境との調和を図りながら、首都圏のリゾートニーズに対応した質の高いリゾート地としての整備を図るとともに、体験型農漁業の推進とあわせ、首都圏における海洋性リゾート地としての役割を担う。 これらを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。 ●広域幹線道路のネットワーク化を図るとともに、海上交通・鉄道を含めた交通機能の総合的な<u>整備</u>と域内交通の円滑化 ・広域幹線道路ネットワークを基本に、海上交通・鉄道を含めた交通機能を総合的に<u>整備</u>し、首都圏及び東日本経済圏の各地域との交流・連携や地域産業・地域住民の交流・連携の基盤づくりを目指すとともに、それらと連絡する域内交通の円滑化を図る。 ・多様な船舶が行き交い、人の交流を生み出す海の玄関口として、特定地域振興重要港湾である館山港の整備を促進するとともに、防災拠点の整備などに取り組む。また、船形漁港を<u>交流拠点</u>とした<u>南房総地域の賑わいの創出</u>などを図り、館山湾の北部におけるみなとの交流拠点の整備を促進する。 ●自然環境の保全や循環型社会の構築を進めるとともに、歴史や文化資源の活用、農水産業の振興とあわせ、良好な景観や自然を生かした観光リゾート都市づくりの推進 ・首都圏において貴重な財産である自然環境や生態系を保全するとともに、循環型社会の構築などの諸施策を推進する。また、太陽光・風力などの再生可能エネルギーの導入を図るとともに、地球温暖化防止対策を推進する。 ・花や海などの自然資源や里見氏などの歴史・文化資源を生かすことを基本とし、令和	が合併し市制を施行、昭和 29 年の市町村合併促進法により周辺 6 か村を合併し、現在の館山市が誕生した。館山都市計画区域は昭和 9 年に指定され、以来、市域全体が都市計画区域となっている。 一方、江戸時代から白砂青松の地として各地に紹介され、文人墨客や避暑避寒に訪れる多くの観光客を受け入れ、今日まで観光リゾート都市としての歩みを続けている。 平成 9 年に<u>東京湾アクアライン</u>、平成 19 年には館山自動車道及び富津館山道路が全線開通したことで、都心とのアクセス性は飛躍的に向上している。また、海の玄関口としては、平成 12 年に館山港が特定地域振興重要港湾に選定され、平成 22 年に供用した館山夕日栈橋（館山港多目的栈橋）や、平成 24 年にオープンした交流拠点「渚の駅」たてやま など、館山湾を活用したみなとのまちづくりを進めており、陸と海からの来訪者を温かく迎え、市民に親しまれる交流・交易のまちづくりを推進している。 引き続き、本区域は、南房総地域における中核都市としての都市基盤整備を推進するとともに、東関東自動車道館山線の館山市までの延伸や<u>地域高規格道路館山鴨川道路</u>などの広域幹線道路網の整備とあわせ、南房総地域の海の玄関口としての館山港の整備拡充などを促進し、南房総地域における交通の結節点としての役割を担う。 また、道路交通網の整備に伴う交流人口の増大に対応し、豊かな自然環境との調和を図りながら、首都圏のリゾートニーズに対応した質の高いリゾート地としての整備を図るとともに、体験型農漁業の推進とあわせ、首都圏における海洋性リゾート地としての役割を担っており、「<u>活力あるふるさと館山</u>」の実現を目指している。 これらを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。 ●広域幹線道路のネットワーク化を図るとともに、海上交通・鉄道を含めた交通機能の総合的な<u>拡充</u>と域内交通の円滑化 ・広域幹線道路ネットワークを基本に、海上交通・鉄道を含めた交通機能を総合的に拡充し、首都圏及び東日本経済圏の各地域との交流・連携や地域産業・地域住民の交流・連携の基盤づくりを目指すとともに、それらと連絡する域内交通の円滑化を図る。 ・多様な船舶が行き交い、人の交流を生み出す海の玄関口として、特定地域振興重要港湾である館山港の整備を促進するとともに、防災拠点の整備などに取り組む。また、船形漁港の<u>再活性化</u>などを図り、館山湾の北部におけるみなとの交流拠点の整備を促進する。 ●自然環境の保全や循環型社会の構築を進めるとともに、歴史や文化資源の活用、農水産業の振興とあわせ、良好な景観や自然を生かした観光リゾート都市づくりの推進 ・首都圏において貴重な財産である自然環境や生態系を保全するとともに、循環型社会の構築などの諸施策を推進する。また、太陽光・風力などの再生可能エネルギーの導入を図るとともに、地球温暖化防止対策を推進する。 ・花や海などの自然資源や里見氏などの歴史・文化資源を生かすことを基本として、農

新	旧
6年にオープンした道の駅「グリーンファーム館山」を「食のまちづくり」の基盤として産業振興を図るとともに、農水産業の観光化やグリーン・ブルーツーリズムを推進する。また、<u>新たな観光資源の発掘や観光施設等の誘致、南房総・外房ゾーン</u>の観光資源の広域ネットワーク化を図り、観光リゾート地としての多様性の向上に努める。 ・<u>ホームページやSNSなどを活用した地域情報の発信や交流拠点の整備</u>などにより、多様なライフスタイルに対応したリゾート地の形成を図る。 ・<u>U・I・J</u>ターナー希望者を受け入れる態勢の整備を図る。 ●市街地における商業・業務機能の集積や賑わい空間の形成を進めるとともに、<u>集約型都市構造の形成を目指した公共交通機能の充実、ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の形成</u> ・館山駅周辺エリアは、駐車場の配置促進、快適な歩行環境の創出、主要交通結節点として、<u>J・R内房線の運行本数の保持や東京直通の快速・特急列車の復活、高速バス路線の拡充等</u>を図るなど、南房総地域における商業・業務機能の中心としてふさわしいユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を推進する。特に、<u>景観重点地区に位置付けられている館山駅西口地区においては、海洋性リゾートタウンを目指した街並み景観の創出に努める。</u> ・海岸利用に配慮した整備を促進するとともに、富津館山道路富浦インターチェンジ付近から館山湾へ直接アクセスを可能とする都市計画道路3・5・13号船形館山線（船形バイパス）の整備などを<u>進める</u>ことにより、館山湾沿いに海辺の賑わい空間を<u>創出し</u>、館山駅周辺エリアと連続させて来訪者を温かく迎えるまちづくりに取り組む。 ●各集落地においては、必要な生活関連施設の充実及び市街地との連携を強化することによる地域コミュニティの維持強化を図るとともに、森林や田園等の自然的土地利用を憩いやレクリエーションの場として活用することにより交流人口の増加を促進する。 ●<u>伝統産業や地域を支える地場産業の振興とともに、テレワークやワーケーションの推進を通じた移住促進、企業誘致などを通じた雇用の創出、地域経済の振興</u> ・「房州うちわ」や「唐棧織」などの永く伝承されてきた伝統工芸品の保護・育成を図るとともに、地域経済を支える農林水産業や工業などの地場産業については、都市生活者との交流、異業種交流などによる活性化や新たな産業の誘致・育成に努める。 ・<u>広域幹線道路などによる東京都心からのアクセスの良さ、豊富な地域資源を活かし、テレワークやワーケーションを推進し、関係人口、二地域居住者や移住者の増加を目指すとともに、企業誘致やサテライトオフィスの誘致等により、新たな雇用の創出や地域経済の振興を図る。</u> ●災害発生時における緊急物資輸送及び防災拠点や避難地までの地域住民の円滑な誘導に資するための沿道建築物の耐震化及び不燃化を推進する。特に、津波発生時における高台や避難ビル等の避難施設までの速やかな避難を<u>図る</u>ため、避難路の指定、避難施設の維持及び周辺整備を促進する。	水産業の観光化やグリーンツーリズム、ブルーツーリズムの振興拠点の整備を図るとともに、<u>新たな観光資源の発掘、観光施設等の誘致や南房総の観光資源の広域ネットワーク化</u>を図り、観光リゾート地としての多様性の向上に努める。 ・<u>情報通信網を活用した地域情報の発信とあわせ、情報交流拠点の整備や地域情報化による市民生活の向上</u>を図るとともに、<u>新たなライフスタイルに対応したリゾート地の形成</u>を図る。 ・<u>U・J・I</u>ターナー希望者を受け入れる態勢の整備を図る。 ●市街地における商業・業務機能の集積や賑わい空間の形成を進めるとともに、<u>公共交通等によりアクセスしやすい集約型都市構造の形成を目指し、街並み景観の形成やユニバーサルデザインに配慮した快適で高質な都市環境の形成</u> ・館山駅周辺地区は、駐車場の配置促進、快適な歩行環境の創出、主要交通結節点として東日本旅客鉄道内房線の複線化や高速バス路線の拡充等を図るなど、南房総地域における商業・業務機能の中心としてふさわしいユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を推進する。<u>また、街並み景観形成を推進し、良好な居住空間の創出に努める。</u> ・海岸利用に配慮した整備を促進するとともに、富津館山道路富浦インターチェンジ付近から館山湾へ直接アクセスを可能とする都市計画道路船形館山線（船形バイパス）の整備などを<u>推進する</u>ことにより、館山湾沿いに海辺の賑わい空間を<u>整備し</u>、館山駅や後背地の市街地と連続させて来訪者を温かく迎えるまちづくりに取り組む。 ●各集落地においては、必要な生活関連施設の充実及び市街地との連携を強化することによる地域コミュニティの維持強化を図るとともに、森林や田園等の自然的土地利用を憩いやレクリエーションの場として活用することにより交流人口の増加を促進する。 ●<u>地域の伝統産業や伝統文化に根づいた地域産業の振興と、企業誘致など雇用機会の確保や定住促進を図り、地域経済の活性化に努める。</u> ・「房州うちわ」や「唐棧織」などの永く伝承されてきた伝統工芸品の保護・育成を図るとともに、地域経済を支える農林水産業や工業などの地場産業については、都市生活者との交流、異業種交流などによる活性化や新たな産業の誘致・育成に努める。 ・<u>広域幹線道路の整備による東京都心からのアクセス性向上や観光都市としての地域特性にあった企業や産業を誘致するとともに、異業種交流による新製品の開発や既存工業の高度化による、新たな雇用機会の確保と地域経済の活性化を図る。</u> ●災害発生時における緊急物資輸送及び防災拠点や避難地までの地域住民の円滑な誘導に資するための沿道建築物の耐震化及び不燃化を推進する。特に、<u>水害発生時における高台や避難ビル等避難施設までの速やかな避難を行う</u>ため、避難路の指定、避難施設の維持及び周辺整備を促進する。

新	旧
(2) 地域毎の市街地像 ア. 那古、船形地区 <u>市街地が海や山、農地等に近接している特徴を生かして、ゆとりある良好な居住環境の創出を図るとともに、那古船形駅周辺については、日常の買い物に供する商業施設の誘導や交通結節点機能の充実を図る。</u> 那古海岸や那古山自然林のほか、崖観音（大福寺）や那古寺等の歴史資産、<u>船形漁港</u>など、交流促進に寄与する観光資源も多く存在していることから、都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス）の整備推進と地区内の観光施設の魅力向上、機能の充実により、来訪者との交流を通じた活力の再生を図る。 イ. 北条地区 全域にわたり市街地が形成されている地区であり、明治 11 年に郡役所が設置されて以降、南房総地域の商業業務機能及び居住機能の中核を形成してきた地域である。 <u>海岸周辺エリアでは、館山港多目的栈橋や交流拠点の整備にあわせ、北条海岸沿いにある都市計画道路 3・5・10 号船形館山港線をシンボルロード整備事業として、北条海岸をビーチ利用促進モデル事業として整備が行われたところである。</u> <u>また、館山駅西口地区においては、館山市景観計画における重点地区として、館山らしい景観形成を推進する地区とし、海洋性リゾートタウンを目指した街並み景観の創出を進めている。</u> <u>館山駅東口地区にあつては、旧来の中心商店街が形成されており、近年はリノベーションまちづくりによる空き店舗の利活用が進むなど、多世代の方が立ち寄れる交流拠点の創出や起業・開業がなされている。</u> <u>ついては、館山駅周辺エリアは集約型都市構造の中心として、良好な居住環境及び商業環境の形成を進め、誰もが居心地の良さを感じるまちの実現を図る。</u> ウ. 館山地区 北条地区と同様に本市の中心市街地を形成し、<u>重要な観光資源である城山公園や沖ノ島公園、館山港多目的栈橋、交流拠点「渚の駅」たてやま」等が所在する地域である。</u> <u>このことから、館山地区はゆとりある良好な居住環境の創出に加え、既存の観光資源と観光拠点の連携や魅力の向上、機能の充実を行うことにより、来訪者との交流を通じた活力の創出を図る。</u> エ. 豊房、館野、九重地区 土地利用の大半は農地と山林であるが、農地の周辺に集落があり、<u>道の駅「グリーンファーム館山」をはじめ、国道 128 号沿いには商業地や住宅地の土地利用が見られる地域である。</u> <u>九重駅周辺は地区拠点として位置付け、日常の買い物に供する商業施設の誘導や交通結節点機能の充実を図る。</u> 北条地区に隣接している館野地区は、農地等の宅地化がゆるやかに進行しているが、今後は、優良農地を保全し、既に宅地開発されている区域にあつては、良好な居住環境の維持増進を図る。 九重地区や豊房地区については、優良農地を保全し、良好な居住環境の維持増進を図る。	2) 地域毎の市街地像 ア. 那古、船形地区 <u>那古船形駅周辺は地区拠点として位置付け、日常の買い物に供する商業施設の集積を図る。また、市街地が海や山、農地等に近接している特徴を生かして、ゆとりある良好な居住環境の創出を図る。</u> 那古海岸や那古山自然林のほか、崖観音（大福寺）や那古寺等の歴史資産、<u>船形漁港の直売所</u>など、交流促進に寄与する観光資源も多く存在していることから、都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス）の整備推進と地区内の観光施設の魅力向上、機能の充実により、来訪者との交流を通じた活力の再生を図る。 イ. 北条地区 全域にわたり市街地が形成されている地区であり、明治 11 年に郡役所が設置されて以降、南房総地域の商業業務機能及び居住機能の中核を形成してきた地域である。 <u>また、館山港多目的栈橋や交流拠点の整備にあわせ、北条海岸沿いにある都市計画道路 3・5・13 号船形館山線をシンボルロード整備事業により整備し、北条海岸においてはビーチ利用促進モデル事業の整備推進を図っており、館山駅西口地区を中心として海洋性リゾートタウンを目指した街並み景観の創出を進めている。</u> <u>一方、館山駅東口地区にあつては、県道館山富浦線や国道 410 号沿いに旧来の中心商店街が形成されているが、近年は空き店舗が目立つようになり、かつての賑わいを失っている。</u> <u>今後は、館山駅周辺地区は集約型都市構造の中心地区として、良好な居住環境及び商業環境の形成を進め、誰もが居心地の良さを感じるまちの実現を図る。</u> ウ. 館山地区 北条地区と同様に本市の中心市街地を形成している地域である。また、<u>本市の重要な観光資源である城山公園や沖ノ島公園、赤山地下壕跡等があり、館山港多目的栈橋や交流拠点「渚の駅」たてやま」が整備された。</u> <u>今後は、ゆとりある良好な居住環境の創出に加え、既存の観光資源と新たに整備された観光拠点の連携や魅力の向上、機能の充実を行うことにより、来訪者との交流を通じた活力の創出を図る。</u> エ. 豊房、館野、九重地区 土地利用の大半は農地と山林であるが、農地の周辺に集落があり、国道 128 号沿いには商業地や住宅地の土地利用が見られる地域である。 <u>九重駅周辺は地区拠点として位置付け、日常の買い物に供する商業施設の集積を図りつつ、良好な居住環境の維持増進を図る。</u> 北条地区に隣接している館野地区は、農地等の宅地化がゆるやかに進行しているが、今後は、優良農地を保全し、既に宅地開発されている区域にあつては、良好な居住環境の維持増進を図る。 九重地区や豊房地区については、優良農地を保全し、良好な居住環境の維持増進を図る。

新	旧
オ. 西岬、神戸、富崎地区 館山市の<u>南西部</u>に位置し、長い海岸線を有するとともに、内陸部においては山林や農地が広がり、自然環境に恵まれた地区である。特に神戸地区はレタスの特産地として知られている。 <u>海岸沿いには、別荘や宿泊施設が多く立地し、漁港周辺には古くからの漁業集落が形成されている。</u> これらのことから、<u>西岬、神戸及び富崎地区は豊かな自然環境を保全し、地区内の観光施設や歴史・文化資産を活用して交流人口の増加を図るとともに、他地区との連携機能を強化していくことにより、良好な居住環境の創出を図る。</u>	オ. 西岬、神戸、富崎地区 館山市の<u>西南部</u>に位置し、長い海岸線を有するとともに、内陸部においては山林や農地が広がり、自然環境に恵まれた地区である。特に神戸地区はレタスの特産地として知られている。 <u>各地区公民館周辺に主要な集落があり、別荘や宿泊施設も多く立地している。また、漁港周辺には古くからの漁業集落が形成されている。</u> 今後は、<u>豊かな自然環境を保全し、地区内の観光施設や歴史・文化資産を活用して交流人口の増加を図るとともに、他地区との連携機能を強化していくことにより、良好な居住環境の創出を図る。</u> 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 <u>本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。</u> <u>本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、人口は減少傾向で推移しており、今後もその傾向は継続するものと予測され、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。</u> <u>以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。</u>
2. 主要な都市計画の決定の方針 (1) 都市づくりの基本方針 ① 人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針 人口減少・超高齢化の進展等の社会経済情勢に対応するため、<u>館山駅周辺エリアを都市拠点として位置付け、本区域における中心的な商業・業務機能や居住機能の集積を図る。</u> また、那古船形駅及び九重駅周辺地区は、<u>地区の拠点や路線バス等を含めた公共交通の拠点として、都市基盤の整備や機能の充実を図るとともに、日常の買い物に供する商業施設等の都市機能を誘導し、良好な居住環境の創出を図る。</u> さらに、豊房・館野・九重地区、西岬・神戸・富崎地区等の農業集落や漁業集落を集落拠点として位置付け、都市基盤整備や生活関連施設、公共交通機能を充実させ、良好な居住環境を創出するとともに、コミュニティの維持・増進を図る。 このような都市づくりの方向性に基づき、都市拠点を中心として、各地区拠点及び集落拠点を結ぶ地域連携軸を配置し、鉄道と路線バスの連携等、公共交通の利便性向上を促進しながら、各拠点間の連携を強化することにより、<u>コンパクト・プラス・ネットワークの形成を図る。</u> ② 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針 <u>東関東自動車道千葉富津線が平成 19 年に全線開通し、令和 2 年には富津中央インターチェンジから富津竹岡インターチェンジ間の 4 車線供用開始により、同自動車道の全線が 4 車線化となった。また、富津館山道路については、令和元年に国が公表した「高速道路における安全・安心基本計画」において、全線 4 車線化の優先整備区間として選定され、観光振興や防災力の向上、物流におけるポテンシャルの高まりが期待されている。</u>	3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 都市づくりの基本方針 ① 集約型都市構造に関する方針 人口減少・超高齢化の進展等の社会経済情勢に対応するため、<u>館山駅周辺地区を都市拠点として位置付け、本区域における中心的な商業・業務機能や居住機能の集積を図る。</u> また、那古船形駅及び九重駅周辺地区は<u>地区拠点として位置付け、駅を中心とした都市基盤整備を行い、日常の買い物に供する商業施設等の都市機能の集積を促進しながら、良好な居住環境の創出を図る。</u> さらに、豊房・館野・九重地区、西岬・神戸・富崎地区等の農業集落や漁業集落を集落拠点として位置付け、都市基盤整備や生活関連施設、公共交通機能を充実させ、良好な居住環境を創出するとともに、コミュニティの維持・増進を図る。 このような都市づくりの方向性に基づき、都市拠点を中心として、各地区拠点及び集落拠点を結ぶ地域連携軸を配置し、鉄道と路線バスの連携等公共交通の利便性向上を促進しながら、各拠点間の連携を強化することにより、<u>歩いて暮らせる集約型都市構造の形成を図る。</u> ② 広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針 <u>館山自動車道が平成 19 年に全線開通したことにより、本区域における観光を中心とした交流人口は大幅に増加した。また、平成 24 年度には本路線の木更津南ジャンクションから富津竹岡インターチェンジ間の 4 車線化事業が開始されており、今後もさらに本区域の観光や物流におけるポテンシャルの高まりが予想されている。</u>

新	旧
引き続き、広域幹線道路の整備を促進し、多様な観光資源を生かした観光交流人口の増加、東京都心からの<u>アクセスの良さや特性、魅力を生かした移住定住の促進、新たな雇用の創出や地域経済の振興を図る。</u> ③ 頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針 災害発生時において緊急物資輸送路及び避難路の閉塞等を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進する。また、市街地内の火災発生時の延焼拡大を抑制するため、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、延焼遮断機能を高めるため、道路・公園等の公共的な空間や樹林地・農地等のオープンスペースを確保し、市街地の安全性の向上に努める。 なお、緊急輸送施設に位置づけられている館山港及び地域防災拠点に位置づけられている館山市コミュニティセンターについては、それらの機能を維持増進していくために必要な施設整備について検討し、各地区に指定されている避難場所については、それらが円滑に利用できるよう施設の維持や周辺の整備を進める。 津波の危険性が高い区域においては、<u>「館山市地域防災計画」及び「館山市津波避難計画」に基づき、避難場所等や避難経路の周知に努める。</u> また、津波対策として、海岸堤防の整備を推進する。 土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。 ④ 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針 集約型都市構造の形成や鉄道・バス等の公共交通の活用を促進するとともに、太陽光・風力などの再生可能エネルギーの導入を図るなど、エネルギーの効率的な利用を促進し、環境負荷の低減を図る。 <u>南房総国定公園に指定されている本区域は、首都圏でも有数の恵まれた自然や景観を有する地域であることから、後世に伝えるべき自然環境の保全を図る。</u> (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 a 商業地・業務地 ア. 館山駅周辺、<u>一般県道館山富浦線沿線、国道 410 号沿線</u> 館山駅周辺、<u>一般県道館山富浦線沿線、国道 410 号沿線</u>に南房総地域及び館山市の中心商業・業務地を配置する。 イ. 那古船形駅周辺 市街地北部における住環境との調和を図り、日常生活の購買需要に対応する近隣商業地を配置する。 ウ. 国道 127 号沿線、国道 128 号沿線、国道 410 号北条バイパス沿線、<u>都市計画道路 3・4・5 号八幡高井線沿線</u> 沿道環境及び景観に十分配慮した街並みの形成とあわせて、沿道型商業地としての適切な誘導を図る。 エ. 都市計画道路 3・5・13 号船形館山線沿線 海岸利用に配慮した整備や特定地域振興重要港湾に選定された館山港の整備を促進	引き続き、広域幹線道路の整備を促進し、多様な観光資源を生かした観光交流人口の増加、東京都心からの<u>アクセス性向上による地域特性を生かした地域経済の発展を目指す。</u> ③ 都市の防災及び減災に関する方針 災害発生時において緊急物資輸送路及び避難路の閉塞等を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進する。また、市街地内の火災発生時の延焼拡大を抑制するため、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、延焼遮断機能を高めるため、道路・公園等の公共的な空間や樹林地・農地等のオープンスペースを確保し、市街地の安全性の向上に努める。 なお、緊急輸送施設に位置づけられている館山港及び地域防災拠点に位置づけられている館山市コミュニティセンターについては、それらの機能を維持増進していくために必要な施設整備について検討し、各地区に指定されている避難場所については、それらが円滑に利用できるよう施設の維持や周辺の整備を進める。 津波の危険性が高い区域においては、<u>避難ビル等の津波避難場所の確保を図る。</u> また、津波対策として、海岸堤防の整備を推進する。 土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。 ④ 低炭素型都市づくりに関する方針 <u>集約型都市構造の形成及び既存公共交通の充実等により、自動車交通から鉄道・バス等への転換を促進するとともに、太陽光・風力などの再生可能エネルギーの導入を図るなど、エネルギーの効率的な利用を促進し、環境負荷の低減を図る。</u> 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 a 商業地・業務地 ア. 館山駅周辺、<u>県道館山富浦線沿線、国道 410 号沿線</u> 館山駅周辺、<u>県道館山富浦線沿線、国道 410 号沿線</u>に南房総地域及び館山市の中心商業・業務地を配置する。 イ. 那古船形駅周辺 市街地の北部における近隣居住者の利用に供し、日常的購買需要に対応する近隣商業地の形成を図る。 ウ. 国道 127 号沿線、国道 128 号沿線、国道 410 号北条バイパス沿線 沿道環境及び景観に十分配慮した街並みの形成とあわせて、沿道型商業地としての適切な誘導を図る。 エ. 都市計画道路船形館山線沿線 海岸利用に配慮した整備や特定地域振興重要港湾に選定された館山港の整備を促進

新	旧
するとともに、情報発信や物販機能などをあわせ持ったみなとの交通・情報・交流拠点、商業施設等の立地を誘導する。 オ．館山港周辺 館山港を中心とした臨港地区については、館山港多目的棧橋や交流拠点「“渚の駅” たてやま」を生かして市内外の人々の交流や観光拠点としての魅力の増進を図りながら商港区及び漁港区としての機能の充実を図るとともに、商業施設等の土地利用を促進する。 b 工業地 ア．館山港周辺及び船形漁港後背地 市街地の臨海部に立地する小規模な漁業加工施設は、周辺住宅地との調和を図りながら維持していく。また、船形漁港後背地の工業地については、漁港関連地として位置付け維持していく。 イ．内陸部の工業地 家内工業が多く占める船形地区、館山地区等については、住環境との調和を図りながら工業の集約化などによる適正な配置に努める。 c 住宅地 市街地における住宅地については、中心商業地に隣接する区域は都心型住宅地とし、その外側は郊外型住宅地とする。 ア．都心型住宅地 館山駅周辺の中心商業・業務地に隣接する区域は、館山市の商業・業務機能をサポートする住宅地として、交通の利便性を生かした中層程度の建築物の立地を誘導し、戸建て住宅と共存する都心型住宅地として配置する。 イ．郊外型住宅地 戸建て住宅主体の敷地規模の大きくゆとりある住宅地を配置する。また、<u>緑化の充実による田園景観との調和や、槇の生垣による集落景観の形成を図る。</u> ② 土地利用の方針 ア．土地の高度利用に関する方針 本区域の主要な拠点地区である館山駅周辺エリアは、商業・業務機能を始めとする諸機能の集積を図るとともに、空き店舗対策や未利用地の有効活用等により土地の高度利用に努める。 イ．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 中心市街地においては、用途地域内の土地利用の混在解消と、居住環境の向上を図るほか、地域の特色を生かした景観などの整備を進める。また、船形地区、館山地区等の内陸部の工業地で工業集積の少ない一部地域については、住居系への用途変更を検討する。	するとともに、情報発信や物販機能などをあわせ持ったみなとの交通・情報・交流拠点、商業施設等の立地を誘導する。 オ．館山港周辺 館山港を中心とした臨港地区については、館山港多目的棧橋や交流拠点「“渚の駅” たてやま」を生かして市内外の人々の交流や観光拠点としての魅力の増進を図りながら商港区及び漁港区としての機能の充実を図るとともに、商業施設等の土地利用を促進する。 b 工業地 ア．館山港周辺及び船形漁港後背地 市街地の臨海部に立地する小規模な漁業加工施設は、周辺住宅地との調和を図りながら維持していく。また、船形漁港後背地の工業地については、漁港関連地として位置付け維持していく。 イ．内陸部の工業地 家内工業が多く占める船形地区、館山地区等については、住環境との調和を図りながら工業の集約化などによる適正な配置に努める。 c 住宅地 市街地における住宅地については、中心商業地に隣接する区域は都心型住宅地とし、その外側は郊外型住宅地とする。 ア．都心型住宅地 館山駅周辺の中心商業・業務地に隣接する区域は、館山市の商業・業務機能をサポートする住宅地として、交通の利便性を生かした中層程度の建築物の立地を誘導し、戸建て住宅と共存する都心型住宅地として配置する。 イ．郊外型住宅地 戸建て住宅主体の敷地規模の大きくゆとりある住宅地を配置する。また、<u>住宅地の周りは、槇の生垣などにより緑化し、緑に囲まれた閑静な住宅地として育成する。</u> ② 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 ア．土地の高度利用に関する方針 本区域の主要な拠点地区である館山駅周辺地区は、商業・業務機能を始めとする諸機能の集積を図るとともに、空き店舗対策や未利用地の有効活用等により土地の高度利用に努める。 イ．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 中心市街地においては、用途地域内の土地利用の混在解消と、居住環境の向上を図るほか、地域の特色を生かした景観などの整備を進める。また、船形地区、館山地区等の内陸部の工業地で工業集積の少ない一部地域については、住居系への用途変更を検討する。

新	旧
ウ．居住環境の改善又は維持に関する方針 <u>超高齢社会</u>の進展に対応し、生活の利便性に優れた中心市街地において、高齢者に配慮した良質な住宅の整備を促進するとともに、都市基盤整備の推進により良好な居住環境の形成を図る。 防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「<u>館山市空き家等対策計画</u>」に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。 エ．都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内や集落地の良好な樹林地、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。 館山湾の南に位置する高ノ島及び沖ノ島については、良好な自然環境を有する風致公園として保全及び活用を図る。更に沖ノ島公園については風致景観の保護との調整を図りながら、自然体験型レクリエーション等の場として活用を図る。 地域的特性や土地の利用状況、景観資源を踏まえ、「<u>館山市景観計画</u>」に基づき良好な景観の形成を目指す。	ウ．居住環境の改善又は維持に関する方針 <u>超高齢化社会</u>の進展に対応し、生活の利便性に優れた中心市街地において、高齢者に配慮した良質な住宅の整備を促進するとともに、都市基盤整備の推進により良好な居住環境の形成を図る。 防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「<u>空き家等対策の推進に関する特別措置法</u>」に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。 エ．都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内や集落地の良好な樹林地、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。 館山湾の南に位置する高ノ島及び沖ノ島については、良好な自然環境を有する風致公園として保全及び活用を図る。更に沖ノ島公園については風致景観の保護との調整を図りながら、自然体験型レクリエーション等の場として活用を図る。 地域的特性や土地の利用状況、景観資源を踏まえ<u>良好な景観の形成に関する基本方針</u>を定めるとともに、景観計画の策定を目指す。
オ．優良な農地との健全な調和に関する方針 国道 127 号以東及び国道 128 号以北は良好な農地が広く分布していることから、<u>建築物等の形態や色彩の工夫、緑化の充実により、優良農地との調和を図り、田園集落景観を形成していく。</u> その他の農地については、市街地との調整を図りながら、<u>ほ場や農道、農業用排水路など、生産基盤の整備を促進し、生産性の向上に努める。</u>また、農業の六次産業化及び都市と農村の交流機能を担うグリーンツーリズムを含めた付加価値の高い農業の推進を図るとともに、耕作放棄地を再生・有効利用する取組の推進や優良農地の保全に努める。 カ．災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 本区域では、山林地域内やその周辺部に多くの集落が存在しているため、急傾斜地等の土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。 また、「<u>館山市地域防災計画</u>」等で定める避難場所や避難路を整備するとともに、防災訓練などの実施による住民意識の向上や災害時の行動力強化に努め、防災拠点や避難場所までの円滑な避難・誘導を図る。	オ．優良な農地との健全な調和に関する方針 国道 127 号以東及び国道 128 号以北は良好な農地が広く分布していることから、<u>開発を抑制するとともに、国道 127 号及び 128 号沿線については、農地と一般住宅が共生する市街地として整備していく。</u> その他の農地については、市街地との調整を図りながら、<u>ほ場整備を促進し、生産性と流通機能の向上に努める。</u>また、農業の六次産業化及び都市と農村の交流機能を担うグリーンツーリズムを含めた付加価値の高い農業の推進を図るとともに、耕作放棄地を再生・有効利用する取組の推進や優良農地の保全に努める。 カ．災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 本区域では、山林地域内やその周辺部に多くの集落が存在しているため、急傾斜地等の土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。 また、<u>大規模地震や津波、風水害等の災害に対して、避難地、避難路の確保を図る。</u>また、<u>広報活動や訓練などを通じて市民の防災意識の高揚や災害時の行動力の強化に努め、防災拠点や避難地までの地域住民の円滑な避難・誘導を強化する。</u>
キ．自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針 森林は、水源かん養、生態系の維持、空気浄化等の諸機能を有する後世に引き継ぐべき大切な資源であるが、<u>大規模な土砂等の埋め立てや不法投棄等による自然環境への影響が懸念される。</u>恵まれた自然環境の維持・増進を図るため、環境の保全等を目的とした地域指定などについて検討するとともに、<u>人が自然とふれあい共生する空間としての利用やその保全・育成に努める。</u> また、南房総国定公園区域を含むリゾート地域については、自然公園法等に基づく保全と開発の調和を保ちながら、海洋と丘陵地の豊かな自然環境を活用し、南欧風の景観に配慮した魅力ある海洋性リゾート空間の形成を図る。	キ．自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 森林は、水源かん養、生態系の維持、空気浄化等の諸機能を有する後世に引き継ぐべき大切な資源である。<u>しかしながら、大規模な土砂等の埋め立てや不法投棄等による自然環境への影響が叫ばれ始めている。</u>恵まれた自然環境の維持・増進を図るため、環境の保全等を目的とした地域指定などについて<u>検討を進めるとともに、人と自然のふれあい共生空間としての利用やその保全・育成に努める。</u> また、南房総国定公園区域を含むリゾート地域については、自然公園法等に基づく保全と開発の調和を保ちながら、海洋と丘陵地の豊かな自然環境を活用し、南欧風の景観に配慮した魅力ある海洋性リゾート空間の形成を図る

新	旧
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 交通体系の整備の方針 広域幹線道路ネットワークとして富津館山道路の4車線化整備とともに、東関東自動車道館山線の館山市までの延伸と高規格道路「館山・鴨川道路」の検討を進める。 また、観光地に集中する自動車の渋滞や、排気ガスなどによる環境への影響を低減するため、<u>広域幹線道路ネットワークを活用した高速バス交通や、鉄道、海上交通の利便性向上を図り、環境に配慮した公共交通ネットワーク体系の整備を行う。</u> 区域内においては都市計画道路の整備を推進するとともに、国・県道の整備とあわせて地域の回遊性を高めるため、主要幹線道路のネットワーク化を推進する。 上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域における交通体系の整備の基本方針は、以下のとおりとする。 ・広域交通軸の整備を踏まえた都市交通軸の強化 本区域の北部から東部にかけての地域では、<u>アクアラインと結ぶ東関東自動車道千葉富津線、富津館山道路、国道127号、国道410号、高規格道路「館山・鴨川道路」</u>などの広域交通軸が整備・計画されており、首都圏を含む広域的な交流・連携による交流人口の増加が期待されている。 このため、広域交通軸と連携する都市交通軸の強化を図る。 ・都市の利便性と一体性を高める生活軸（補助幹線道路）の体系的整備 幹線となる<u>県道や都市計画道路などの整備推進により、</u>広域幹線道路とのアクセス性や市街地内の循環性の向上を図る。 <u>また、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。</u> <u>なお、交通結節点としての館山駅については、館山駅東口駅前広場の機能の維持拡充を図る。</u> ・歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり ユニバーサルデザインに対応した歩行者空間の整備を推進する。 ・公共交通環境の維持・改善 広域幹線道路の整備にあわせ、羽田空港や成田空港、東京・神奈川などを結ぶ高速バス路線の拡充や、JR内房線の運行本数の保持など、公共交通環境の維持・利便性の向上を図る。 ・海上交通拠点整備及び利用の促進 特定地域振興重要港湾に選定されている館山港において、南房総地域の活性化を図るため、館山港多目的桟橋について規模の拡充を図り、南房総地域の海の玄関口としての整備を推進するとともに、東京湾内や伊豆半島、伊豆諸島、小笠原諸島などを結ぶ海上交通を促進する。	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 交通体系の整備の方針 広域幹線道路ネットワークとして<u>館山自動車道（木更津南ジャンクション～富津竹岡インターチェンジ間）及び富津館山道路の4車線化整備とともに、東関東自動車道館山線の館山市までの延伸と地域高規格道路館山・鴨川道路の事業化を促進する。</u> また、観光地に集中する自動車の渋滞や、排気ガスなどによる環境への影響を低減し、<u>広域幹線道路ネットワークを活用した高速バス路線の拡充や、鉄道の利便性の向上を図るとともに、海上交通の利用促進など公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮したアクセシビリティに優れた交通体系の整備を図る。</u> 区域内については都市計画道路の整備を推進するとともに、国・県道の整備とあわせて地域の回遊性を高めるため、主要幹線道路のネットワーク化を推進する。 上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域における交通体系の整備の基本方針は、以下のとおりとする。 ・広域交通軸の整備を踏まえた都市交通軸の強化 本区域の北部から東部にかけての地域では、<u>東京湾アクアラインと結ぶ東関東自動車道館山線、富津館山道路、国道127号、国道410号、地域高規格道路館山鴨川道路</u>などの広域交通軸が整備・計画されており、首都圏を含む広域的な交流・連携による交流人口の増加が期待されている。 このため、広域交通軸と連携する都市交通軸の強化を図る。 ・都市の利便性と一体性を高める生活軸（補助幹線道路）の体系的整備 幹線となる<u>県道の整備の促進や都市計画道路などの整備推進、さらに 狭隘な踏切など域内交通網のボトルネック個所の改善により、</u>広域幹線道路とのアクセス性や市街地内の循環性の向上を図る。 <u>また、交通結節点としての館山駅については、館山駅東口駅前広場の機能の維持拡充を図る。</u> ・歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり ユニバーサルデザインやバリアフリーに対応した歩行者空間の整備を推進する。 ・公共交通環境の維持・改善 広域幹線道路の整備にあわせ、羽田空港、成田空港や東京・神奈川などを結ぶ高速バス路線を拡充するとともに、東日本旅客鉄道内房線の機能充実など、鉄道の利便性の向上を促進する。 ・海上交通拠点整備及び利用の促進 特定地域振興重要港湾に選定されている館山港において、南房総地域の活性化を図るため、館山港多目的桟橋について規模の拡充を図り、南房総地域の海の玄関口としての整備を促進するとともに、東京湾内や伊豆半島、伊豆諸島、小笠原諸島などを結ぶ海上交通を促進する。

新	旧
イ．整備水準の目標 【道路】 都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約 1.6km／km²（令和 2 年度末現在）が整備済みであり、引き続き交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。 【鉄道、バス等】 J R 内房線については、現在の運行本数の確実な維持を図る。 路線バスについては、地域間幹線系統の維持、地域内路線の再編及び有効活用を図る。 【駐車場】 鉄道、バス及び自動車の交通結節機能の強化のため、パーク・アンド・ライド駐車場等の整備を検討する。 【港湾】 観光・レクリエーション機能の強化を図ることで、地域の活性化が期待できる港湾として、特定地域振興重要港湾に選定されている館山港では、館山港多目的栈橋について、今後も館山港港湾振興ビジョンに基づき栈橋規模の拡充を促進する。 b 主要な施設の配置の方針 ア．道路 【主要幹線道路】 ・東関東自動車道館山線 国土開発幹線自動車道として位置付けられている東関東自動車道館山線について、館山市までの延伸の事業化を促進し、国道 127 号、国道 128 号や国道 410 号、高規格道路「館山・鴨川道路」とのネットワーク化を図る。 ・高規格道路「館山・鴨川道路」 国道 128 号を補完し東関東自動車道館山線や国道 410 号とのネットワーク化により南房総地域の循環性の向上に大きな役割を果たす高規格道路「館山・鴨川道路」の検討を進める。 【幹線道路】 ・都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス） 富津館山道路の富浦インターチェンジから県営船形漁港がある船形地区を経由して北条海岸にアクセスするための交通動線を確保するため、一般県道犬掛館山線及び都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス）について、一体的に整備を推進する。	<u>なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。</u> イ．整備水準の目標 【道路】 都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約 1.6km／km²（平成 22 年度末現在）が整備済みであり、引き続き交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。 【鉄道】 内房線については、狭隘な踏切の改良による道路交通環境の改善を図る。 【駐車場】 鉄道、バス交通及び自動車交通の交通結節機能強化のため、パーク・アンド・ライド駐車場等の整備を検討する。 【港湾】 観光・レクリエーション機能の強化を図ることで、地域の活性化が期待できる港湾として、特定地域振興重要港湾に選定されている館山港では、館山港多目的栈橋について、今後も館山港港湾振興ビジョンに基づき栈橋規模の拡充を促進する。 b 主要な施設の配置の方針 ア．道路 【主要幹線道路】 ・東関東自動車道館山線 国土開発幹線自動車道として位置付けられている東関東自動車道館山線について、館山市までの延伸の事業化を促進し、富津館山道路、国道 127 号、国道 128 号や国道 410 号、地域高規格道路館山鴨川道路とのネットワーク化を図る。 ・地域高規格道路館山鴨川道路 国道 128 号を補完し東関東自動車道館山線や国道 410 号とのネットワーク化により南房総地域の循環性の向上に大きな役割を果たす地域高規格道路館山鴨川道路の整備を促進する。 【幹線道路】 ・都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス） 富津館山道路の富浦インターチェンジから県営船形漁港がある船形地区を経由して北条海岸にアクセスするための交通動線を確保するため、一般県道犬掛館山線及び都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス）について、一体的に整備を推進する。

新	旧								
・都市計画道路 3・4・12 号青柳大賀線 国道 127 号、国道 410 号などの幹線道路から西岬地区へのアクセス性の向上と市街地を循環する円滑な交通動線を確保するため整備を<u>進める</u>。 ・一般県道和田丸山館山線（仮称）正木バイパス 一般県道和田丸山館山線について、地域観光拠点へのアクセス性や那古地区の円滑な交通誘導を確保するため、国道 127 号に接続する一部区間について、バイパスの整備を<u>推進</u>する。 イ. その他 南房総地域の海の玄関口として、緊急輸送施設に位置づけられている館山港の整備拡充を促進する。 ｃ 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>主要な施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>道 路</td><td> ・都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス） ・都市計画道路 3・4・12 号青柳大賀線 </td></tr> </table> （注）おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。 ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 <u>千葉県全区域汚水適正処理構想に基づき、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、快適で良好な居住環境の形成に努める。</u> また、降雨時の雨水流出を抑制するため、森林や農地の保全を図るとともに、総合的な流出抑制策を講じる。 【下水道】 ・商業・業務機能や居住機能の集積を図る館山駅周辺エリアについては、公共下水道による集中処理により、効率的な污水处理を促進する。 ・その他の地域においては、合併処理浄化槽による個別処理により、公共用水域の水質保全を図る。 【河川】 ・本区域には 2 級河川の平久里川、滝川、境川、山名川及び汐入川（5 河川）、準用河川（4 河川）並びに普通河川（28 河川）の合計 37 河川がある。昨今、土地の宅地化が進み、保水能力や遊水機能が減少し、雨水が短時間に河川に流入する現状にある。このため、大雨による災害の発生を防止するとともに、津波の進入や遡上を考慮し、自然環境に配慮した多自然川づくりなど、住民や関係機関と連携しながら河川整備を推進することとし、護岸周辺への植栽や浄化対策など環境整備に努める。	主要な施設	名称等	道 路	・都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス） ・都市計画道路 3・4・12 号青柳大賀線	・都市計画道路 3・4・12 号青柳大賀線 国道 127 号、国道 410 号などの幹線道路から西岬地区へのアクセス性の向上と市街地を循環する円滑な交通動線を確保するため整備を<u>推進</u>する。 ・一般県道和田丸山館山線（仮称）正木バイパス 一般県道和田丸山館山線について、地域観光拠点へのアクセス性や那古地区の円滑な交通誘導を確保するため、国道 127 号に接続する一部区間について、バイパスの整備を<u>促進</u>する。 イ. その他 南房総地域の海の玄関口として、緊急輸送施設に位置づけられている館山港の整備拡充を促進する。 ｃ 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>主要な施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>道 路</td><td> ・都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス） ・都市計画道路 3・4・12 号青柳大賀線 </td></tr> </table> （注）おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。 ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア. 下水道及び河川の整備の方針 <u>公共下水道基本計画に基づき、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、快適で良好な居住環境の形成に努める。</u> また、降雨時の雨水流出を抑制するため、森林や農地の保全を図るとともに、総合的な流出抑制策を講じる。 【下水道】 ・市街地における下水道の整備については、市街化動向や市街地整備・都市基盤整備と十分に整合を図り、これと一体となった公共下水道の効率的な整備を進める。 ・市街地外の集落地等においては、生活環境の改善・向上のため、合併処理浄化槽の設置を促進する。 【河 川】 ・本区域には 2 級河川の平久里川、滝川、境川、山名川、汐入川（5 河川）と準用河川（4 河川）及び普通河川（28 河川）の合計 37 河川がある。土地の宅地化が進み、保水能力や遊水機能が減少し、雨水が短時間に河川に流入する現状にある。このため、大雨による災害の発生を防止するとともに、津波の進入や遡上を考慮し、自然環境に配慮した多自然川づくりなど、市民や関係機関と連携しながら河川整備を推進することとし、護岸周辺への植栽や浄化対策など環境整備に努める。	主要な施設	名称等	道 路	・都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス） ・都市計画道路 3・4・12 号青柳大賀線
主要な施設	名称等								
道 路	・都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス） ・都市計画道路 3・4・12 号青柳大賀線								
主要な施設	名称等								
道 路	・都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス） ・都市計画道路 3・4・12 号青柳大賀線								

新	旧												
イ. 整備水準の目標 【下水道】 「<u>館山市公共下水道事業全体計画</u>」及び「<u>館山市下水道事業経営戦略</u>」に基づき、人口密度の高い市街地等において優先的に<u>下水道事業を進め、普及率の向上に努めるとともに、経営戦略を踏まえた適正な整備を行う。</u>また、公共下水道計画区域外の地区においては、<u>合併処理浄化槽の新規設置の他、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を促進する。</u> 【河川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 館山市公共下水道事業全体計画に基づき、効率的かつ計画的な整備を図る。また、鏡ヶ浦クリーンセンター（終末処理場）は、処理区域の整備の進捗にあわせて段階的に整備を図る。 雨水についても、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。 イ. 河川 河川流域の自然災害等から市民の生命、財産を守るため、2級河川である平久里川及び滝川の早期整備を促進する。 c 主要施設の整備目標 おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>都市施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>下水道</td><td>・館山市第<u>1</u>号公共下水道 ・館山処理区 ・<u>那古排水区</u></td></tr> <tr> <td>河 川</td><td>・平久里川、滝川</td></tr> </table> （注）おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。 ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア. ごみ処理施設 ごみ処理については、資源の有限性とごみ処理の効率処理という観点から、<u>ごみの減量化及び再資源化に努め、既存のごみ焼却場の適正な維持管理を図る。</u>また、<u>施設の老朽化の進行や、ゼロカーボンシティ宣言に伴う施策の推進等、持続可能な社会の実現に向けたニーズの変化に応じ、ごみの減量化・再資源化のための処理施設の整備</u>	都市施設	名称等	下水道	・館山市第 <u>1</u> 号公共下水道 ・館山処理区 ・ <u>那古排水区</u>	河 川	・平久里川、滝川	イ. 整備水準の目標 【下水道】 「<u>千葉県全県域污水適正処理構想</u>」に基づき、人口密度の高い市街地及び市街地整備の行われる地区において優先的に<u>公共下水道の整備を進め、普及率の向上に努める。</u>また、公共下水道計画区域外の地区においては、<u>合併処理浄化槽の設置を促進する。</u> 【河 川】 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。 b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 公共下水道基本計画に基づき、効率的かつ計画的な整備を図る。また、鏡ヶ浦クリーンセンター（終末処理場）は、処理区域の整備の進捗にあわせて段階的に整備を図る。 雨水についても、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。 イ. 河 川 河川流域の自然災害等から市民の生命、財産を守るため、2級河川である平久里川、滝川の早期整備を促進する。 c 主要施設の整備目標 おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>都市施設</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>下水道</td><td>・館山市第<u>一</u>号公共下水道 ・館山処理区</td></tr> <tr> <td>河 川</td><td>・平久里川、滝川</td></tr> </table> （注）おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。 ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。 b 主要な施設の配置の方針 ア. ごみ処理施設 ごみ処理については、資源の有限性とごみ処理の効率処理という観点から、<u>ゴミの減量化及び再資源化に努め、既存のごみ焼却場の適正な維持管理を図るとともに、安房郡市広域市町村圏事務組合による新たなごみ処理施設の整備を促進する。</u>また、<u>ごみの減量化・再資源化のための処理施設の整備や処理体制の確立を図る。</u>	都市施設	名称等	下水道	・館山市第 <u>一</u> 号公共下水道 ・館山処理区	河 川	・平久里川、滝川
都市施設	名称等												
下水道	・館山市第 <u>1</u> 号公共下水道 ・館山処理区 ・ <u>那古排水区</u>												
河 川	・平久里川、滝川												
都市施設	名称等												
下水道	・館山市第 <u>一</u> 号公共下水道 ・館山処理区												
河 川	・平久里川、滝川												

新

旧

や処理体制の確立を図る。

イ. し尿処理施設

し尿処理については、快適で安全安心な住民生活を確保するため、下水道処理区域外の公共用水域の水質及び公衆衛生の保全に努め、既存のし尿処理施設の適正な維持管理及び今後の施設整備や処理体制の確立を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、海と丘陵の豊かな自然と地域性・歴史的風土を具えた、地理的・景観的に恵まれた区域である。

こうした恵まれた自然環境と歴史性・地域性に培われた美しい緑は、首都圏における貴重な財産であることから、現在の良好な緑を保全するとともに、質を高め、安全で美しく風格のある緑豊かな都市づくりを進めていくものとする。

なお、豊かな自然環境の保全及び必要とされる緑地の確保については、次のように進める。

・海洋と自然丘陵を生かした観光リゾート空間を形成する緑地を配置する。

・自然、歴史・文化、地域性を特徴づける環境、景観を形成する緑地を保全・育成する。

・広域利用の拠点となる公園、住民が歩いていける身近な公園の配置を検討し、これらの公園を結ぶアメニティ豊かな公園ネットワークの形成を目指す。

・都市の安全性を確保するため、避難場所・避難経路の緑化やこれを補完する緑地を配置する。

・住民が誇りや愛着を抱く緑として、主要眺望点からの俯瞰景、榎の生垣の美しい街並みなどの保全と育成を図る。

・緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 (令和 27 年)	将来市街地に 対する割合	都市計画区域に 対する割合
	約 30% (約 228ha)	約 80% (約 8,804ha)

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	令和 2 年	令和 17 年	令和 27 年
都市計画区域内人口 一人当り目標水準	16.7 m ² ／人	21.9 m ² ／人	27.5 m ² ／人

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

ア. 区域全体

南房総国定公園に指定されている本区域は、首都圏でも有数の恵まれた自然や景観

4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、海と丘陵の豊かな自然と地域性・歴史的風土を具えた、地理的・景観的に恵まれた区域である。

こうした恵まれた自然環境と歴史性・地域性に培われた美しい緑は、首都圏における貴重な財産であることから、現在の良好な緑を保全するとともに、質を高め、安全で美しく風格のある緑豊かな都市づくりを進めていくものとする。

また、大規模な土砂等の埋め立てに対しては、人の手によって変えられた自然は、もとに戻すのに大変な時間と労力が必要であるということ

を十分考慮して、抑制を含めた適切な対応をする必要がある。

このため、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を次のように進める。

・海洋と自然丘陵を生かした観光リゾート空間を形成する緑地を配置する。

・自然、歴史・文化、地域性を特徴づける環境、景観を形成する緑地を保全・育成する。

・広域利用の拠点となる公園、市民の歩いていける身近な公園の配置を検討し、これらの公園を結ぶアメニティ豊かな公園ネットワークの形成を目指す。

・都市の安全性を確保するため、避難場所・避難経路の緑化やこれを補完する緑地を配置する。

・市民が誇りや愛着を抱く緑として、主要眺望点からの俯瞰景、榎の生垣の美しい街並みなどの保全と育成を図る。

・緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 (平成 47 年)	将来市街地に 対する割合	都市計画区域に 対する割合
	約 30% (約 224ha)	約 80% (約 8,818ha)

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成 22 年	平成 37 年	平成 47 年
都市計画区域内人口 一人当り目標水準	17.8 m ² ／人	17.2 m ² ／人	19.5 m ² ／人

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

ア. 区域全体

南房総国定公園に指定されている本区域は、首都圏でも有数の恵まれた自然や景観

新	旧
を有する地域である<u>ことから</u>、後世に伝えるべき自然環境の保全を図る。 イ．平砂浦地区 「白砂青松 100 選」の平砂浦海岸や、「森林浴の森 100 選」の県立館山野鳥の森などの首都圏に誇れる緑の保全・育成を図る。 ウ．館山湾沿岸地区 高ノ島、沖ノ島など、都市における貴重な緑として、風致の維持を図る。 エ．南部丘陵地 丘陵地の森林や斜面緑地はリゾート地域全体の景観を担保する緑として保全を図る。 オ．市街地周辺の緑地 市街地ゾーンに隣接している生産緑地、丘陵地、斜面緑地を、市街地を取り巻く環状緑地として保全する。 カ．市街地・集落地内の緑地 まとまりのある樹林地、生垣、境内林等の緑地の保全を図る。 ｂ レクリエーション系統 ア．区域全体 市街地内で、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園を誘致距離、規模等を勘案し適正に配置する。 また、城山公園、沖ノ島公園、館山野鳥の森等、多様なレクリエーション需要に対応した施設を維持する。 イ．館山湾沿岸地区 館山湾における海上交通拠点の整備との整合を図りながら、海岸利用に配慮した整備などを促進し、公園・緑地環境の整備を図る。 ｃ 防災系統 ア．区域全体 防災機能を持つ緑の整備や緑化協定の締結による緑化の推進を総合的に展開し、災害に強い安全な都市を目指す。 <u>イ．市街地</u> 災害時における安全を確保するため、公園・学校等の避難場所や防災拠点を市街地	を有する地域である。<u>このため、大規模な土砂の埋め立てへの適切な対応を図るとともに</u>、後世に伝えるべき自然環境の保全を図る。 イ．平砂浦地区 「白砂青松 100 選」の平砂浦海岸や、「森林浴の森 100 選」の県立館山野鳥の森などの首都圏に誇れる緑の保全・育成を図る。 ウ．館山湾沿岸地区 高ノ島、沖ノ島など、都市における貴重な緑として、風致の維持を図る。 エ．南部丘陵地 丘陵地の森林や斜面緑地はリゾート地域全体の景観を担保する緑として保全を図る。 オ．市街地周辺の緑地 市街地ゾーンに隣接している生産緑地、丘陵地、斜面緑地を、市街地を取り巻く環状緑地として保全する。 カ．市街地・集落地内の緑地 まとまりのある樹林地、生垣、境内林等の緑地の保全を図る。 ｂ レクリエーション系統 ア．区域全体 市街地内で、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園を誘致距離、規模等を勘案し適正に配置する。 また、城山公園、沖ノ島公園、館山野鳥の森等、多様なレクリエーション需要に対応した施設を維持する。 イ．館山湾沿岸地区 館山湾における海上交通拠点の整備との整合を図りながら、海岸利用に配慮した整備などを促進し、公園・緑地環境の整備を図る。 ｃ 防災系統 ア．区域全体 防災機能を持つ緑の整備、<u>緑化の推進を総合的に展開し災害に強い安全な都市を目指す。</u> <u>イ．工業地周辺</u> 既存の工業施設周辺においては、緑化協定の締結により緑化を図るとともに、既存集落や住宅地の環境保全を図るため緩衝機能として、既存樹林・緑地等の保全、緑化に努める。 <u>ウ．市街地</u> 災害時における安全を確保するため、公園・学校等の避難場所、防災拠点を市街地

新	旧
内に体系的に確保するとともに、<u>それらをつなぐ避難路や輸送路などを整備し、道路ネットワークの強化を図る。</u> ウ. 土砂災害警戒区域等 <u>水害の恐れのある地域や土砂災害警戒区域等の災害を防止するため、緑化を推進するとともに、用途地域内や用途地域に隣接した地域において保水や遊水機能を有する農地や住宅地の緑の保全・活用を図る。</u> d 景観構成系統 ア. 区域全体 波静かな鏡ヶ浦、太平洋を望む白砂青松の地平砂浦海岸、四季折々の花が楽しめるフラワーライン、区域内に数多く存在する社寺や史跡と一体となった緑、地域の背景を構成する丘陵の緑などの自然環境の保全のため、景観計画に基づき地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を図る。 イ. 館山駅西口地区 <u>館山市景観計画における重点地区として、南欧風の景観に配慮した魅力ある海洋性リゾートタウンの景観形成に努める。</u> e その他 ア. 区域全体 地域性や歴史性を形成するまとまりのある良好な景観や環境を有する那古寺や城山公園、安房神社周辺などの地区の保全を図る。 イ. 生態系を支える緑の保全 豊かな自然環境や多様な生物群を有する生息空間を形成する丘陵の緑、海浜の緑、農地や河川などの保全を図る。 ③ 実現のための具体的都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア. 街区公園、近隣公園、地区公園 用途地域内の公園配置の不均衡を是正するため近隣公園、街区公園の適正な配置を検討するとともに、既存施設の維持・保全を図る。 都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス）の整備に合わせ、都市計画道路に隣接する都市計画公園 2・2・2 号根岸公園の整備を推進する。 イ. 総合公園 城山公園については、館山を代表する花の公園として維持・保全を図る。 ウ. 風致公園 沖ノ島、高ノ島については、風致景観の保護との調整を図りながら、用途地域に近	内に体系的に確保するとともに、<u>安全な避難路の整備によりネットワーク化を図る。</u> エ. 急傾斜地危険区域等 <u>地すべりや崩壊等の危険性の大きい地域、水害の恐れのある地域の災害を防止するため、緑化を推進するとともに、用途地域内や用途地域に隣接した地域において保水や遊水機能を有する農地や住宅地の緑の保全・活用を図る。</u> d 景観構成系統 ア. 区域全体 波静かな鏡ヶ浦、太平洋を望む白砂青松の地平砂浦海岸、四季折々の花が楽しめるフラワーライン、市内に数多く存在する社寺や史跡と一体となった緑、地域の背景を構成する丘陵の緑など、地域の歴史や個性を形成する自然景観の保全を図る。 <u>また、田園集落景観、市街地景観、崖観音・城山公園・館山野鳥の森などの眺望点からの景観など、それぞれの地域に景観特性があり、これまで主に取り組んできた南欧風の街並み景観形成のみならず、植の生垣等の秀逸な景観資源を考慮し、地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を推進するため、景観計画の策定を目指す。</u> イ. 館山駅周辺 <u>館山駅周辺地区等における南欧風の街並み景観形成の保全を図り、リゾート地としての良好な都市景観を創出する。</u> e その他 ア. 区域全体 地域性や歴史性を形成するまとまりのある良好な景観や環境を有する那古寺や城山公園、安房神社周辺などの地区の保全を図る。 イ. 生態系を支える緑の保全 豊かな自然環境や多様な生物群を有する生息空間を形成する丘陵の緑、海浜の緑、農地や河川などの保全を図る。 ③ 実現のための具体的都市計画制度の方針 a 公園緑地等の施設緑地 ア. 街区公園、近隣公園、地区公園 用途地域内の公園配置の不均衡を是正するため近隣公園、街区公園の適正な配置を検討するとともに、既存施設の維持・保全を図る。 都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス）の整備に合わせ、都市計画道路に隣接する都市計画公園 2・2・2 号根岸公園の整備を推進する。 イ. 総合公園 城山公園については、館山を代表する花の公園として維持・保全を図る。 ウ. 風致公園 沖ノ島、高ノ島については、風致景観の保護との調整を図りながら、用途地域に近

新	旧								
接する自然を体験できる風致公園としてその維持・保全を図る。 b 地域制緑地 用途地域内に位置する緑地のうち、環境保全や景観形成または防災上特に重要性の高い良好な樹林地について、積極的な保全を図る。 また、良好な自然と住環境を維持している地域、社寺、歴史的意義のある土地や樹林地、国定公園区域の後背地などの樹林地について保全を図る。 ④主要な緑地の確保目標 おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。 a 公園緑地等の施設緑地 <table> <tr> <th>種 別</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>街区公園</td><td>根岸公園</td></tr> </table> (注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。	種 別	名称等	街区公園	根岸公園	接する自然を体験できる風致公園としてその維持・保全を図る。 b 地域制緑地 用途地域内に位置する緑地のうち、環境保全や景観形成または防災上特に 重要性の高い良好な樹林地について、積極的な保全を図る。 また、良好な自然と住環境を維持している地域、社寺、歴史的意義のある土地や樹林地、国定公園区域の後背地などの樹林地について保全を図る。 ④ 主要な緑地の確保目標 おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。 a 公園緑地等の施設緑地 <table> <tr> <th>種 別</th><th>名称等</th></tr> <tr> <td>街区公園</td><td>根岸公園</td></tr> </table> (注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。	種 別	名称等	街区公園	根岸公園
種 別	名称等								
街区公園	根岸公園								
種 別	名称等								
街区公園	根岸公園								